

オフィス業務における 新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策（危機管理）の体制	6
(1) 事業者による方針の表明	6
(2) 感染予防対策の体制整備	6
(3) 派遣元、業務委託元企業、協力会社、取引先企業との方針の協議	7
(4) 事業運営形態の検討	7
(5) 出社形態の検討	8
(6) 差別防止の事前検討と対応	9
(7) 新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議	10
(8) 接触確認アプリ（COCOA）について	10
3. 全従業員に対する対策	11
(1) 全従業員に対する周知・啓発	11
1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理	11
2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方	13
3 感染が確定した従業員への対応	16
4 濃厚接触者となった場合の対応	16
5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応	18
6 従業員等の意識啓発	20
(2) 出社する従業員への一般的な対応	21
1 感染予防対策の基本の徹底	21
2 海外からの帰国者・入国者への対応	22
3 海外への出国者への対応	22
4 派遣・業務委託先企業、協力会社の従業員への対応	23
5 外国籍従業員への対応	23
6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策	24

(3) 配慮が必要な従業員への対応	24
1 基礎疾患を持つ従業員への配慮	24
2 障害者雇用従業員への配慮	25
3 妊娠中の従業員への配慮	25
4 高年齢従業員への配慮	26
5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮	26
(4) 通勤における対策	26
1 テレワークや時差出勤の検討	26
2 通勤方法の弾力的な運用の検討	26
(5) オフィスにおける対策	27
1 オフィス環境・執務フロア	27
2 会議・ミーティング・研修会等	29
3 エレベーター	30
4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・喫煙場所	31
5 トイレ・洗面所	32
6 コールセンター	33
4. その他の対策	34
(1) 寮	34
(2) 来客対応	35
5. 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点	36
6. その他（情報リソース）情報収集について	38
7. 参考となる図	40
図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用	40
図2：新しい生活様式の実践例	41
図3：人との接触を8割減らす、10のポイント	42
図4：感染リスクが高まる「5つの場面」	43
図5：3つの密を避けましょう	44
図6：消毒薬の選択	45
図7：次亜酸素酸ナトリウム液の作り方	46
図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例	47
図9：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例	48
オフィス業務における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	50

【コラム】

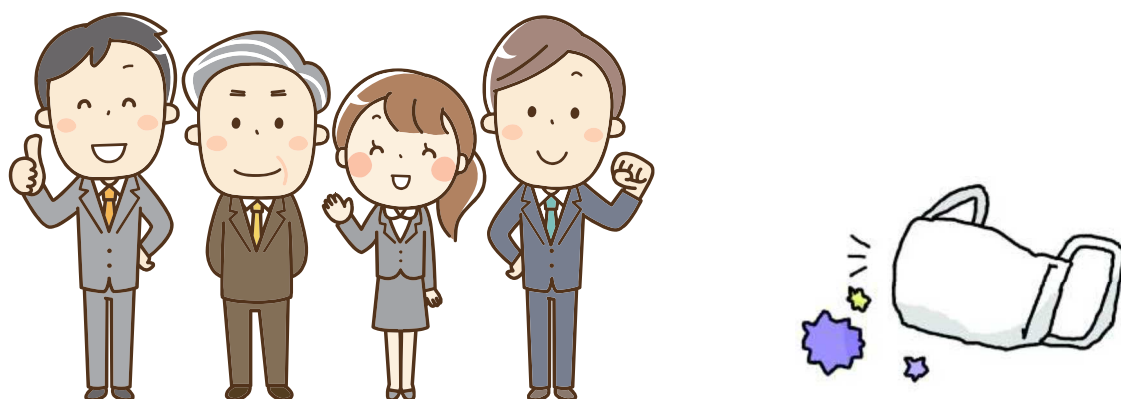
テレワークの労働時間管理	9
新型コロナウイルス検査	14
差別防止や人権への配慮が悪い例	16
ソーシャルディスタンシング、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンシング	17
消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について	21
手洗いの推奨例	22
職場でクラスターが発生した（発生が疑われた）場合	23
機械換気ができない事業場における換気法	27
遮蔽板の高さ	28
テーブルなどの消毒	28
エレベーターは高リスクか？	30
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて	32

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（以下**職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド** <https://www.sanei.or.jp/>）」を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。特にオフィス業務は、全ての業種・業態にあてはまり、その対象も大企業から中小零細企業まで様々である。そこで、オフィス業務に対するマニュアルは、全ての業態の共通部分にあたるものの、特に、主な業務をオフィス内で行う業種・業態を対象とした。かつ、テレワークなど徹底した対策が取りやすい大企業だけでなく、中小零細企業においても対策が実施可能のように、事例を多く取り入れ、分かりやすさを最も重視して作成を行った。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。



2. 感染予防対策（危機管理）の体制

（１）事業者による方針の表明

- 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、従業員への周知徹底を図る。

- 表明の例

（表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表示し、感染拡大状況に応じて経営層が方針や対策を説明する。

（周知文章の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。」

（２）感染予防対策の体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。

- 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。

- 組織体制の例

（例１）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は（安全衛生担当の）役員クラスとする。

（例２）社内で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）で構成する。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「安全衛生管理部門」「休業や給与補償などの制度等に関して人事・労務部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などが考えられる。

- 産業医や保健師など産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求めるため、定常的な連絡先、および緊急連絡先を確認しておく。
 - 産業保健専門職に求める助言指導の例
 - （例1）現在の感染状況や推移を基に、業種・業態等に応じてどのような対策が必要か。
 - （例2）最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要か。
 - （例3）検討・準備している対策に関して、要否や過不足などの意見。
 - （例4）感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関する意見。
 - （例5）対応への注意点、社内の推進状況についての意見。
 - 産業保健専門職がない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（３）派遣元、業務委託元企業、協力会社、取引先企業との方針の協議

- 派遣元、業務委託元企業、協力会社と事業場において共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 自社で決定された対策事項について、同じエリアで勤務する自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明し、共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 派遣元、業務委託元企業の対策事項との差異があっても、自社エリアで作業に従事する場合は当該エリアでの感染症対策の責務があり、また、自社の施設を使わせている場合は施設管理を行う立場として自社の対策が先行するものとして対応を求める。

（４）事業運営形態の検討

- 感染蔓延の状況でも継続が必要な事業、作業・業務を選択し（事業継続計画BCP：Business Continuity Planning）、中断可能な業務における対応を検討する。
- 事業の中断基準の作成や、情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。
- 従業員居住地域の保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業対応等について検討し整備しておく。
- 営業中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。
 - 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

(5) 出社形態の検討

□ 出社継続が必要な従業員

- 出社継続が必要な従業員の判断：出社継続が必要な業務と理由を洗い出し、当該業務の分担を見直したうえで、対象従業員を決める。
- 出社継続が必要かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保（出勤したことによって感染した場合は、状況によっては労働災害や通勤災害になることも考えられる）および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、「(4) 事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
- 出社継続が必要なチームであっても、就業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなる事態を回避するために、チームを分割して交替で出勤する、あるいは就業場所を分ける等により、同じ時間帯に同じ場所に出勤する人数を減らす対策を検討する。
- 時差出勤やテレワーク（全員、一部）の可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。

⇒p26「(4) 通勤における対策」参照

□ 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備

- 一部実施、完全実施の検討
在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載するとよい。
- 在宅勤務や出勤率の目標の例
(例1) 在宅勤務を週2～3日、出社を週2～3日、などを個人ごとに設定
(例2) 出勤率50%、あるいは出勤率30%、などとする場合は実績フォローとセット
(例3) 2班に分かれて、月曜・水曜と火曜・木曜にそれぞれ交代で出社として、金曜は全員在宅勤務とする
- 在宅勤務・テレワークが長期化すると、運動不足になりやすいほか、就業に適していないデスク環境による影響、孤独感や焦燥感を招くなど、精神面への影響がみられることがあるため、本人の心身の体調の変化について職場としても十分に留意する。
- 通勤時や出社時の他者との接触機会を減らすため、従業員の自宅近所でサテライトオフィス、シェアオフィスの使用を検討する。（感染防止対策やセキュリティー対策が十分であることを確認したうえで利用する。）

⇒ p36～37「自宅以外でテレワークを行う場合の留意点」参照

□ 出張など業務による感染流行地への移動制限の検討

- 各事業場に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。
- 地域の感染流行状況をもとに、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動を見合わせICTの活用で代替できないか検討する。
- 厚生労働省が定期的に発表する各地域の感染ステージ（Ⅰ～Ⅳ）を参考にするとよい。
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

（６）差別防止の事前検討と対応

□ 発熱者、感染者および濃厚接触者への差別防止・人権への配慮

- 発熱する疾患は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以外にも存在する。また、COVID-19であっても、治癒すれば周囲に感染させることもない。発熱したからと言って安易にCOVID-19と決めつけたり、感染したからと言って非難したりしないように指導する。
- 感染したことをもって、評価を下げる、解雇や異動事由とする等を行ってはならない。
- 感染者や濃厚接触者への過剰な対応（自宅待機期間を超える長期の出勤停止や隔離、職場復帰後も当該従業員のみに対して食堂使用不可・会議参加不可とする、業務の変更の強制等）は明らかな差別であり、行ってはならない。

□ 従業員の同居人に濃厚接触者が発生した場合 ⇒ p17も参照

- 従業員自身は濃厚接触者ではないため、この場合に休業を強制することは差別に繋がる可能性がある。そのため、当該従業員に自宅待機を指示するかどうかは、社内のルールを明確にし、従業員に事前に提示する必要がある。
- 同居人が感染リスクの高い職業に従事していることを理由に出勤制限するなど、差別を助長することになるため厳重に避けるべきである。

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス感染予防対策としてテレワーク等による他人との接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf> を参照）

(7) 新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議

□ 出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備

- 使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、少なくとも休業手当を支払う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

【休業の際の賃金対応の例】

- 感染した従業員を休業させる場合・・・傷病手当金等
- 発熱、風邪症状を呈する従業員を休業させる場合・・・病気休暇制度あるいは休業手当等
- 濃厚接触者やその疑いとして無症状だが休業させる場合・・・休業手当または勤務扱い等
- 事業の休止に伴う休業・・・休業手当等
- 上記は例であり、個別の事情によって異なる場合があるので、詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）」を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「5 事業者の法的対策のポイント」「6 付録（1）給付金、賃金・休業手当、その他」の章も参考になる。
<https://www.sanei.or.jp/>

(8) 接触確認アプリ（COCOA）について

□ 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を従業員に周知し、インストールおよび適正使用を勧奨する。

- 詳細はCOCOAのQ&Aを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html
- COCOAで陽性者との接触確認通知が来た場合は、必ず保健所等に連絡してその指示に従うこと。

3. 全従業員に対する対策

(1) 全従業員に対する周知・啓発

1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理

☐ 体調管理

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め日々の体調確認と自己管理に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）の徹底を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成し、万一発熱や風邪様症状があった場合は上司や管理部門に申告する。
- 体調管理カードは、基本は個人管理でよいが、業種・業態によって厳密な管理が必要な場合には、上司や管理部門等が管理することが求められる場合がある。この場合のカードの管理は、個人情報の管理に当たるため、十分に注意して管理する。
- 万一新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、感染拡大状況下においては、休日や非勤務日も含めて**体調管理カードを記入しておくこと**が望ましい。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票（下記厚生労働省HPよりダウンロード可能 <https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>）や、健康観察（管理）アプリ（2021年3月まで無償提供 <https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>）などが利用可能である。

☐ 手洗い

- 石けんと流水でしっかりと手を洗うのが基本である。アルコールによる手指消毒は、まんべんなく行えば有効だが、不十分な使用量などでむらができると効果が落ちるので、注意を要する。
- 出社時、食事前、会議室やトイレなどの共用部分の利用前後などに、しっかりと手を洗うことを従業員に要請する。



□ マスク着用

- 密集する場所、周囲の者と近距離で会話する場所ではマスク着用を必須とする。
- マスクは飛沫吐き出し（発散）防止効果だけでなく、飛沫吸い込み（吸入）防止効果も一定程度認められる。
- 不織布マスクが最も手軽で有効だが、飛沫発散防止に限れば布マスクも効果が高い。
- ただし、マスクの隙間からの漏れがあると飛沫の発散や吸入につながるため、着用時にも出来る限り対人距離を取ることを心がける。
- 苦しくないのであれば、マスクの隙間を減らす意味で二重にマスクを着用することを妨げるものではない。
- マスクは他人と共用してはいけない。

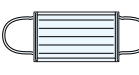
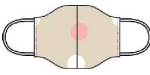
□ フェイスシールドやマウスシールドについて

- マスクの代用品にはできない。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを利用してもよいが、これらは、マスクに比べて飛沫発散防止効果は極めて弱く、飛沫吸入防止効果はほとんど期待できないため、マスクの代用品として利用できるわけではないことに注意する。
- フェイスシールドは、本来は眼や顔面皮膚への飛沫付着を防ぐためのものであり、マスクと併用することが正しい使い方である。
- マウスシールド・フェイスシールドを単品で使用している時は、対人距離が2m程度に取れていることを確認するとともに、発声すれば飛沫を発散させているという自覚を持ち、近くにマスクをしていない人がいれば自身に飛沫吸入が起こっている危険性があることを十分に自覚しておく。
- フェイスシールドやマウスシールドは、マスクと同様に他人と共用してはいけない。

□ マスクやフェイスシールドの飛沫防止の効果

<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より

マスクやフェイスシールドの効果 (スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果)

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
						
吐き出し 飛沫量 	100%	20%	18~34%	50%*	80%	90%*
吸い込み 飛沫量 	100%	30%	55~65%*	60~70%*	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※ 豊橋技術科学大学による実験値

●実 験 (マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。)

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。

吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、 $0.3 \mu\text{m}$ (小さな飛沫) から $200 \mu\text{m}$ (大きな飛沫) まで、計算しています。

●結 果

吐き出し：飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み：不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。

フェイスシールドにおいては、大きな飛沫 ($50 \mu\text{m}$ 以上の水滴) の捕集効果は見込めますが、エアロゾルはほぼ漏れてしまいます。

2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方

□ 発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が 37.5°C 以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が 38.0°C 以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があるため、発熱を明確に定義付けることは難しいのが現状である。そのため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。

- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

(指導例) 従業員は各自自分の平熱が何 $^{\circ}\text{C}$ なのか把握しておくこと

(考え方の例) 発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

例えば、以下のような状態を「発熱」とすることが考えられる。

①体温が 37.0°C 以上 ②体温が 37.5°C 以上 ③平熱から 1.0°C 以上の体温上昇

□ 有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する症状は多種・多様であり、また、初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、症状のみでCOVID-19と診断することは困難である。発熱が1～2日で治まっても、その後に感染が判明した事例も多く、無症状の感染者も多いことに注意を要する。
 - ・ （例）何らかの「通常とは異なる体調」がある場合を有症状とする。
- ・ 中でも、COVID-19の症状として、頻度が高い症状は以下の通りである。

頻度の高い症状	発熱、せき、倦怠感、呼吸困難
その他の症状	味覚障害（約17%）、嗅覚障害（約15%）、下痢（約10%） 多彩な皮膚症状（日本より欧米でよく見られやすい）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>

- ・ COVID-19の潜伏期間は中央値で5日程度であることから、多人数での会食など感染する機会があった時から、3日～7日程度経過後に上記症状等があった場合は、COVID-19をより強く疑う。ただし、無症状の者から感染する場合も多いので、感染する明確な機会がなかったからといってCOVID-19は否定できない点に注意が必要である。

□ 発熱や有症状時の受診指示

- ・ 各自治体の方針を事前に確認しておくといよい。
- ・ 発熱時には管理者（上司）への報告、医療機関への受診を指示する。
- ・ 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- ・ できるだけ医療機関でCOVID-19検査（PCR検査や抗原検査）を受けるように要請する（有症状の場合には郵送法等は勧めない）。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、医師によるPCR検査または抗原定量検査が望ましい。

PCR検査は鋭敏であり、すでに感染力のなくなった状態でも陽性にでることがある反面、自己採取による唾液PCR検査は検体の取り方や運搬時環境等で結果に影響する可能性がある。抗原定量検査はPCR検査に比べるとやや感度が低い短時間で結果が得られる。抗原定性検査は簡易キットで手軽に判定できるが、特定の条件以外では偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が高いとされており、唾液での検査は認められておらず、無症状者への実施は推奨されない。抗体検査は現在の感染を調べる検査ではないので、結果の解釈に注意を要する。

現在、適切なPCR検査がされた場合、新型コロナウイルス感染者を陽性と判断する性能（感度）は90%以上とされている。

「COVID-19検査法および結果の考え方（2020年10月12日）」

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_kensakekka_201012.pdf

- 発熱・有症状の場合の職場復帰対応について（新型コロナウイルス検査を受けていない場合）

新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安

⇒できる限り医療機関を受診し、新型コロナウイルスの検査を受けるように勧める。その結果に基づいて医師のアドバイスを受けること。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

- ・ 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している^(a)状態を確認して復帰させる。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にとよい。
 - ・ 新型コロナウイルスの検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでは感染している想定で対応すること。
 - ・ 他の疾患と診断された場合や新型コロナウイルスの検査で陰性だった場合、検査結果の解釈および職場復帰に関しては、診断した医師からアドバイスを受けるとよい。
 - ・ 何らかの理由で新型コロナウイルスの検査が受けられず、発症後8日間の休業も困難な場合は、（症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で）全ての症状の消失から72時間経過しての職場復帰とする。ただし、万一当該従業員が新型コロナウイルスに感染していた場合は職場クラスターが発生するリスクがあるため、この許可は事業者責任での判断になる。72時間よりも短縮する場合はリスクがさらに高まることに注意する。

3 感染が確定した従業員への対応

- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといよい。

感染した従業員の職場復帰の目安

⇒医師や保健所の指示に従う。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

- 担当医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- ・ 上記を満たせば、感染者の職場復帰に際して PCR検査の陰性確認は必要としない。
- ・ 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力等の回復具合も含めて、職場復帰の可否や就業上の措置の要否について産業医に意見を聞く。産業医選任がない事業場においては、主治医に確認して職場復帰の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。

4 濃厚接触者となった場合の対応

- 従業員が濃厚接触者となった場合の対応

- ・ 保健所の指示に従う。基本的に自宅待機したうえで、できるだけ速やかに新型コロナウイルス検査を公費で行うことになるが、検査結果が陰性であっても、潜伏期間の可能性のある「感染者との最終接触日から14日間」は自宅待機と健康観察および申告の対象となる。この期間中は、万一発症した場合に家庭内感染を防ぐため、家庭内でのマスク着用や家族との接触を最小限に留めるなどの予防対策を徹底するようアドバイスする。

Column

差別防止や人権への配慮が悪い例

- (例1) 厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由で強制的にPCR検査を受けさせたという事例
- (例2) 保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能・復職可能と言われた従業員に、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状がある場合に、それを同僚や顧客が心配していることを理由として休業延長を指示した事例

※注：後遺症状は感染者の14%程度に残り、2～3か月続くことがあるとされているので、なんらかの症状があれば仕事を休ませるということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れが大きくなることに注意する。

□ 保健所からの指示や要求の例

- 具体的には以下があげられる。(このほかにも要求があれば対応する)
 1. 発生職場上司等からの聞き取り・事実確認
 2. 発生職場の現認（レイアウトや濃厚接触場所の事前確認）
 3. 保健所提出書類の仮作成（①濃厚接触者リスト、②座席表・レイアウト、③行動履歴）
 4. 職場の消毒
 5. 関係先への連絡（随時）

□ 従業員の同居人が濃厚接触者となった場合の対応

- 家庭内感染の確率は極めて高いため、同居人の新型コロナウイルスに関する検査結果が判明するまでは、当該従業員を自宅待機させることが望ましい。その際、家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして検査結果を待つようにする。
- 当該同居人の新型コロナウイルス検査が陰性であった場合、当該同居人は潜伏期間である可能性も考慮して「感染者との最終接触から14日間」は自宅待機になる。その間、当該従業員は家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして自宅待機期間を過ごしてもらい、自身の健康状態の確認も入念に行いながら注意深く出勤してもらう。
- 厚生労働省からは、「濃厚接触者の濃厚接触者」は「外出制限、出勤制限は不要である」との方針が示されている。また、同居人が濃厚接触者であることを理由に差別することは、厳重に避けるべきである。
 - ・ 対応例
 - （例1）在宅勤務等のテレワークができる仕事なので、同居人の検査結果がでるまで、在宅勤務をしてもらう。
 - （例2）同居人の検査結果が数日内に判明することなので、結果がでるまでの期間自宅待機してもらう。
 - （例3）在宅勤務等のテレワークができない仕事なので、マスクの着用を徹底させ、自覚症状などの健康観察を厳重に徹底したうえで、出社してもらう。

Column

ソーシャルディスタンシング、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンシング

感染症を予防するために社会のなかで人と人との距離を取ることを、公衆衛生学用語で「ソーシャルディスタンシング；Social distancing」と呼んできた。一方で、「ソーシャルディスタンス；Social distance」は社会学用語として19世紀から用いられてきたが、個人同士や異なる社会集団同士の社会的な受容や拒絶の程度を表す用語（Merriam-Webster 英語辞典より）で、ときに差別的な意味合いで使われることもあった。コロナ禍では両者は混同して用いられ、特にわが国ではSocial distancingの和訳としてもソーシャルディスタンスが用いられていたが、世界保健機構（WHO）は2020年3月20日に、人と人の物理的距離は取ってもICTなどで社会的な繋がりは持つべきという考え方から、この距離を「フィジカルディスタンシング；Physical distancing」と呼称するよう提案した。

しかし既に国内にソーシャルディスタンスという言葉が広まっていること、我が国では外来語のため差別的に使われる懸念も少ないことから、本書では「ソーシャルディスタンス」または単に「対人距離」を用いることとした。

5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応

□ 濃厚接触者の特定（特に保健所からの指示に先駆ける場合）

- 保健所の積極的疫学調査の結果に基づく濃厚接触者指定の指示に従う。
- 居住地域と濃厚接触が疑われる場所の所轄保健所が異なる場合や、地域での感染者が増加している際などは、濃厚接触者の指定が遅れる可能性があるため、暫定的な濃厚接触者をリストアップし、並行して自宅待機を指示しておくことが望ましい。
- 対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にし、保健所と情報を共有する。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

• リストアップする基準の例

（例1）適切な防護（マスク等）なしで1m以内に15分以上一緒にいた。

（例2）一緒に近距離（1m以内）で食事をとった。

（例3）喫煙所で同席だった。

• このために準備しておくことの例

p17「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照

• 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx

□ 従業員が、保健所指示や保健所定義の濃厚接触者ではなく、会社等の判断による「濃厚接触者に準ずる者」となった場合の対応

- 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者と指定されなかった従業員に対し、事業場独自のルールにより濃厚接触者と同様の対応を指示していることがある。
- この場合は、公的な新型コロナウイルス検査の対象にはならないこと、テレワークまたは勤務扱いとしての自宅待機または休業手当の対象となることに注意が必要である。
- これらは事業場内の感染拡大防止措置としての対応であるが、当該従業員および周辺者への適切な説明が必要である。
- 事業場が費用負担するなどして従業員に自主的に新型コロナウイルスの検査を受けさせる場合は、厚生労働省のサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html）に記載された機関を選択する。

社員が							
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
症状		(－)	(＋)	(－)	(＋)	(－)	(＋)
濃厚接触者ではない	(－)	出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	
	(＋)						
濃厚接触者である	(－)	出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。	X	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	
	(＋)						
社員の同居家族が		感染した（PCR検査の結果が陽性）	X	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

6 従業員等の意識啓発

□ 感染症予防対策の周知徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- ・ 特に周囲に無症状感染者がいる可能性、自分が無症状感染者である可能性、が常にあることを各自に意識させる。
- ・ 「新しい生活様式」、「人との接触を8割減らす10のポイント」「感染リスクが高まる5つの場面」を周知する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

<https://corona.go.jp/proposal/>

- ・ 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- ・ 可能な限りICTを用いた周知方法（社内のイントラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策委員会の特設サイトに掲示など）を活用する。
- ・ 信頼できる感染症の情報サイトの例
 - ・ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
 - ・ 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/>
 - ・ 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
 - ・ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19) 関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

□ 飲食を伴うイベントや懇親会への参加について

- ・ 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加については私的なものを含めて強く自粛を要請することになる。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴うイベントや懇親会は、感染リスクが高まる「5つの場面（<https://corona.go.jp/proposal/>）」のうち、「場面1（飲酒を伴う懇親会等）」「場面2（大人数や長時間におよぶ飲食）」「場面3（マスクなしでの会話）」に該当する。
- ・ 飲食を伴うイベントや懇親会ではマスクを着用し続けることが困難な状態であるため、就業の場と比較して感染のリスクが高くなることに十分に留意する。特に参加者に感染者がいた場合は、参加者全員が濃厚接触者として特定され、出勤不可能となる恐れがあるので、事前に安全側に立って慎重に開催や参加の是非を検討する。
- ・ 会食は、なるべく普段一緒にいる人と、換気が適切になされている店で、少人数・短時間で開催し、席の配置を斜め向かいにして、飲酒を控えることが望ましい。

(2) 出社する従業員への一般的な対応

1 感染予防対策の基本の徹底

□ マスク着用

- 出社、退社時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。
- 屋内ではマスク着用を徹底する。長時間マスクを着用したままでは疲労するので、マスクは定期的に外して（ただし対人距離が十分に取れる場所に限る）休憩することを推奨する。
- マスクを外しているときは、飛沫発散の他人への影響を考慮して、電話やWeb会議も含めて会話禁止とする。（一人で個室にいれば、可。）
- 3密（密閉・密集・密接）を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましいが、休憩室内では対人距離を取り、マスクを外した状態で会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100%の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- フェイスシールドやマウスシールドについてはp12～13を参照のこと。フェイスシールドやマウスシールドの単体使用は、マスクに比べて飛沫発散抑制効果および飛沫吸入防止効果は著しく劣ることに留意する。

□ 手洗いと手指消毒

- 外部から帰室した際などは石けんと流水で、十分な手洗いを実施する。手洗後は個人のハンカチかペーパータオルなどでよく拭く。
- 出勤後、休憩前、飲食の前、勤務後、共用物を触った後は特に入念に行うことを推奨する。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000658585.pdf>
- 手洗い場が3密（密閉・密集・密接）の状態にならないように注意すること。
- 手指消毒液はアルコール容量（v/v）%が60～95%のものを選定する。これは重量（w/w）%では53～92%ほどである。

Column

消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について

アルコール容量%で68%（重量%で60%）以上の製品は消防法で危険物に該当し、一か所に80L以上貯蔵するときには届け出が必要であり、同400L以上貯蔵するときには申請が必要である。通常の消毒液のアルコール濃度は容量%で表示されることが多い。

（アルコール濃度の容量%と重量%の換算表

http://www.alcohol.jp/expert/expert_table/09%20youryou%20jyuuryou.pdf）

□ **事業場におけるマスクや石けんや消毒液の備蓄推奨**

- 予備のマスクを会社で備蓄することはBCPとしても重要である。
- 感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることを踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。
- 石けんや手指消毒液なども、一定期間入手困難となりうる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する必要がある。

2 海外からの帰国者・入国者への対応

□ **帰国者を含む海外からの入国者はPCR検査が陰性でも14日間の自宅待機指示が基本だが、国内外の情勢に応じて、その都度変更される。**

- 厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

3 海外への出国者への対応

□ **出国する際には、渡航先の各国のルールに基づき、渡航先入国時の2週間隔離や、日本出国時にPCR検査の陰性証明書などが要求される。渡航先のルールに関する情報を得たうえで、国別に入念な準備が必要になる。**

- 渡航先のルールに関する情報をえたうえで、国別に入念な準備が必要となる。
- 詳細は各国大使館に相談する。
- 経済産業省管轄の海外渡航者新型コロナウイルス検査センターTeCOTは、ビジネス渡航者等がオンライン上でPCR等の検査が可能な医療機関を検索・予約できるサービスを提供している。

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

Column

手洗いの推奨例

（例1）2時間ごと、半日ごと、会議終了時の手洗いを推奨

（例2）手洗いを入社時、昼食前、会議室などの共用部分利用前後に推奨

※ 水うがい時や歯磨き時には飛沫の拡散に注意する。

4 派遣・業務委託先企業、協力会社の従業員への対応

□ 派遣・業務委託先企業・協力会社との事前の協議

- ・ 派遣従業員の場合は、派遣契約の更新・変更が必要になる可能性があり、社内担当部署と協議する。
- ・ テレワークの実施可否とその方法について事前に検討・調整を行っておく。
- ・ 派遣・業務委託先企業、協力会社と事前に協議し感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底して、定期的な情報共有を実施する。
- ・ 勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示および受診指示等を行う。
- ・ 自宅療養後の出勤可否判断は、会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。
 - ・ ※注：事業場に入出入りする人の感染拡大防止対策は、派遣元・派遣先、委託元・委託先に関わらず重要である。しかし会社と会社の契約内容については、派遣従業員や業務委託従業員個人と直接やり取りするものではないため、派遣元・業務委託先企業と協議のうえ、双方の感染拡大防止対策を連携して取る必要がある。

5 外国籍従業員への対応

□ 外国籍従業員が在籍している企業では本人や家族が母国に戻る際のルールが必要

- ・ 感染拡大状況やビザの種類によっては、日本への再入国が困難になることがある。
- ・ 外国籍従業員が在籍している事業場では、社内で用いる啓発資料は多言語で展開することが望ましい。厚生労働省では、外国籍の国内居住者向けに、やさしい日本語や多言語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。

<https://www.covid19-info.jp/>

Column

職場でクラスターが発生した（発生が疑われた）場合

同一場所で多人数の感染が発生することをクラスターと呼ぶ。これは感染経路が追えている小集団であり、COVID-19では厚生労働省が感染者5名以上の集団発生と暫定的に定義している。職場でクラスター発生が疑われる場合、確実かつ効果的な対策で、クラスターが次のクラスターを生み出すことを阻止しなければならない。そのためには、包み隠さず保健所と連携し、出来る限り感染経路を割り出し、感染者を隔離して感染拡大を止めること、濃厚接触者の選別（リストを作って保健所に提出すると良い）と自宅待機と検査の手配、感染者の過去3日間の行動範囲の消毒（マスク、手袋、ゴーグルなどを用いること）等を行う。感染者の行動範囲が広い場合や感染者数が多い場合は、職場の一時閉鎖も必要になる。休業手当などの制度を決めることに加え、状況によっては風評被害への対策や企業イメージを維持する方策も必要になる。また、業務中に職場で感染した場合は労働者災害補償保険の適用になる可能性があるため、労働基準監督署にも連絡して判断を仰ぐと良い。

6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

- 感染拡大や流行状況を示す指標に応じた対応を検討しておく。
 - 出張・外勤・研修は原則として実施を見合わせる。会議・打ち合わせは遠隔（オンライン）で行うことを検討する。連絡事項は電話やメール、書類はメール添付や郵送を活用する。
 - 研修は、eラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。
 - 出張・外勤が避けられない場合は最小限の人数とし、マスクを着用する。複数人の場合は、可能であれば分散して移動することを検討する。
 - 訪問先の場所、時間、面会相手を記録し、公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。
 - 自事業場所在地と訪問先の感染状況に合わせて出張・外勤の基準を設定する。
 - 携帯用の手指消毒液やアルコール含有のウェットティッシュ等を持参するとよい。
 - これまで必要と言われて行ってきたことを安易に否定することは従業員のモチベーションを低下させる危惧があるため、丁寧な説明を要する場合がある。
- 感染拡大や流行状況を示す指標
 - 指標には国が示しているものと都道府県毎に示しているものがある。都道府県をまたいだ通勤や業務も考えられることから、どちらの指標でどのような対応を行うか検討しておく。

⇒p9「出張など業務による感染流行地への移動制限の検討」参照

(3) 配慮が必要な従業員への対応

1 基礎疾患を持つ従業員への配慮

- ハイリスク者（重症化のリスク因子を持つ者や要注意基礎疾患を有する者）に対して
 - 感染予防のために、本人の希望も踏まえて、通勤方法の弾力的運用や就業上の配慮を行うことが望ましい。健康診断で入手できる情報には限りがあるため、本人からの申し出ができる環境を整えておく。
 - 健康診断結果や治療情報といった健康情報は個人情報保護法における要配慮個人情報であり、産業医や保健師もしくは衛生管理者が厳重に管理を行い、感染予防対策のみに利用されることを、本人に伝えておく。
 - 基礎疾患を有する者に対しては、どのような配慮が必要か、本人から聴取するだけでなく、主治医からも書面で入手することが望ましい。
 - 配慮としての対応が本人の不利益となる可能性があることも踏まえておく。
 - 「就業上の配慮や措置」の内容については、産業医が選任されていれば産業医の意見を聴取して勘案し、業務とのバランスも考慮して、本人と協議して対応する。

重症化のリスク因子

重症化のリスク因子	要注意の基礎疾患など
65歳以上の高齢者 - 慢性閉塞性肺疾患（COPD） - 慢性腎臓病 - 糖尿病 - 高血圧 - 心血管疾患 - 肥満（BMI 30以上）	- 生物学的製剤の使用 - 臓器移植後やその他の免疫不全 - HIV感染症（特にCD4 < 200/L） - 喫煙歴 - 妊婦 - 悪性腫瘍

- ・ 例）高血圧に関して

循環器病学会：「新型コロナウイルスQ&A」問5

https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より

2 障害者雇用従業員への配慮

□ 感染症対策の情報の把握・理解について

- ・ 障害のある従業員においては、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意する。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解しておく必要がある。

（例）日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー

<http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html>

3 妊娠中の従業員への配慮

□ 妊婦健診等で医師の指導に基づくもの

- ・ 妊娠中の従業員は、妊婦健診等で医師の指導に基づき、事業者就業上の配慮を求めることができる。妊娠したことを申告しやすい職場の雰囲気作りが望まれる。
- ・ 特に当該事業場において新型コロナウイルスに感染する恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じることが厚生労働省から求められている。
- ・ 配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。
- ・ 妊娠中の従業員の通勤時の感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4 高年齢従業員への配慮

- 65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人
 - ・ 一般に重症化する危険が高くなるため、個別に配慮が必要か検討する。
 - ・ 時差出勤などの配慮が可能な場合には、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

- 従業員からの申し出をもとに確認する
 - ・ 医学的な判断は主治医からの意見や、産業医・保健師等の産業保健専門職に確認したうえで、事業場が必要に応じて在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差出勤、時差出勤と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。
 - ・ 感染を過剰に恐れている従業員がいる可能性もあるので、本人とよく話し合い、過度な対応にならないように注意が必要である。
 - ・ 産業保健専門職がない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などに助言を求めることができる。

（4）通勤における対策

1 テレワークや時差出勤の検討

- 通勤時の他人との接触を減らす
 - ・ 完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度減少を図ることも有効である（出勤日を週3～4日にするなども有効）。
 - ・ 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで人混みを避け、空いている時間に通勤する。

2 通勤方法の弾力的な運用の検討

- 混雑しない通勤経路の許可など弾力的な運用
 - ・ 時差出勤の浸透により、従来と混雑時間が変わってきている。乗車人数等を見ながら、ダイヤ改正時には混雑状況等を踏まえた対応を行う。
- 公共交通機関の非利用策を検討する。
 - ・ 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
 - ・ 上記が可の場合は、通勤手当の取り扱い、および通勤災害へ留意する。

(5) オフィスにおける対策

1 オフィス環境・執務フロア

□ 換気の徹底

- 夏季の温熱、冬季の寒冷および乾燥の問題があるが、できるだけ換気に努める。
- 閉じなくてもよいドアは可能な範囲で開放する。
- ドアや窓の2か所（対角線など）を1時間に2回以上、1回に5分以上、開放する。
- 窓に網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
- ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
- 日本産業衛生学会産業衛生技術部会が開発した換気シミュレーターで換気機能を確認することができる。
http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
- 機械換気ができるか確認する。
- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）がカバーする中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーター等を使用して部屋の空気を拡散したり、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- 事務所衛生基準規則の二酸化炭素（CO₂）基準を守る（CO₂ < 1,000 ppm）。この簡易測定のためにポータブルCO₂モニター等を活用することも可能である。ただし、換気状態のモニタリングをCO₂濃度のみに依存することは注意を要する。
- 乾燥を防ぐため相対湿度40%以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40%に到達しないことが多いことにも留意する。

Column

機械換気ができない事業場における換気法

二方向窓（ドア）開け

- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓やドアを開放するのがよい。向かい合った位置の窓やドアよりも、対角線側の窓やドアを開けるのが効果的である。
- ただし、窓を2箇所開けても、窓が近すぎる場合（例えば横並び窓）の開放では、吸った空気がすぐに排出され、排出された空気がすぐに戻ってくるショートサーキットが起こるため効果はない。
- 二方向窓開けは非常に大きな効果があると考えられるため、窓を大きく開けられず開口幅が小さく（例えば、開口幅10cm）でも、換気効果がある可能性がある。

一面窓（ドア）開け

- 窓が1つしかなくドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレーターを設置する。
- 窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレーターを設置する。
- 換気扇が上部にある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

※参考：厚生労働省：商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

□ 3密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置

- 一部屋の作業可能人数は、ソーシャルディスタンス（各従業員の周囲2m）を確保できるように設定する。
- ソーシャルディスタンス（十分な対人距離）を確保できない場合は、マスクを常時着用の上、飛沫発散防止対策（アクリル板等の遮蔽板の設置）を実施する。
- フリーアドレス（自由席）の場合
 - ・ 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。
 - ・ 利用者は利用前後で机や電話などの共用部分を消毒するようにする。
- 固定席の場合は対面にならないように席を配置する。
- 距離確保・遮蔽板設置
 - ・ 対面で座席を配置する場合には面前にアクリル板等の遮蔽板を設ける。
 - ・ 隣席同士での会話や電話連絡は、対人距離が十分でないことがあるためマスクなしでは控えるように指導する。座席の横にも遮蔽板等を設置する場合は、会話の際はマスク着用の上で、遮蔽板越しになるよう顔の位置に留意すること。

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーティションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクを外して会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク着用が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

Column

テーブルなどの消毒

- 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
（新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- 次亜塩素酸水については、製造方法や塩素濃度などについて条件付きで有効性が確認されているが、多くの製品で条件が明示されておらず、必要な塩素濃度を満たしていない製品も多いので推奨しない。
- いずれも拭き取りを基本とし、空間への噴霧は吸入の危険があるので絶対に行わない。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒薬をつくるには「家庭用塩素系漂白剤」を水と適量を混ぜ合わせる。この場合、以下のことを注意する。（作り置きは、効果が弱まる。）
 - 1 マスクを着用し、換気をしながら行う。（酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険。）
 - 2 水と混ぜる時にはゴーグルをつける。
 - 3 次亜塩素酸ナトリウム水に直接手で触れない。
 - 4 万が一、手についたら石けんと流水でよく洗う
 - 5 スプレーや霧吹きでの噴霧は絶対に行わない。

□ 事務機器等

- PC等の共用物品を最少化する。
- 共用機器の消毒を行う。
 - ・ 電話機・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機、エレベーターボタンなど、特に高頻度に接触する物は定期的に消毒する。材質等の関係で消毒が難しい場合は、利用者側がマスク着用と手指消毒を徹底する。
 - ・ 共用機器を使用した時には、できるだけ都度アルコールなどで清拭する。
- ペーパーレス化、デジタル化の推進、押印の見直しを検討する。
- 特殊機材の取り扱い
 - ・ 故障や精度管理の必要性から消毒が難しい機器もある。その場合には、利用者のマスク着用による飛沫飛散の防止と機器の使用前後の手指消毒を徹底する。

2 会議・ミーティング・研修会等

□ 会議・ミーティング・研修会等実施上の注意

- 全員マスク着用のうえで、参加人数を絞って会話を減らし、短時間で行う。
- 対人距離が一定以上確保可能なサイズの部屋を使用し、以下を実施する。
 - ・ 安心できる対人距離を取る（着席時2m以上の間隔、対面位置を避ける）
 - ・ 前後の時間で換気を実施する
 - ・ 参加者は手洗いして参加し、マスクを着用する
 - ・ 電話会議中でもマスクは外さない
 - ・ 一定時間ごとに休憩して換気を行う
- マイクを使用する場合には、使用者が変わる毎に消毒する。
- 研修に集まる人数を削減したり、滞在時間をできるだけ短くしたりするような計画に見直す。
- 研修会の場合、参加者および講師の当日の体調確認を行う。
- 研修を主催する側は、マスクの予備や消毒液などを準備し、入室前の手指消毒を行う。可能であれば、入り口で検温も実施する。
- 会場使用後は清掃を実施する。

□ 会議室の換気徹底と消毒

- 会議室では従来の利用人数の半分以上に定員を設定し、対人距離2mを確保することが望ましい。
- 窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。気流がなければサーキュレーター（扇風機）を使用する。
- 換気不十分な会議室（例：人数を絞っても一定時間を経過するとCO₂の濃度が基準以下に保てない）は使用不可とする対策も考慮する。
- テーブル、椅子、ドアノブ、マイクは会議前後で消毒する。
- 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、会議室使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。

□ **アクリル板、ビニールカーテンの設置**

- 可能であればアクリル板、難燃性ビニールカーテン等を設置し、定期的もしくは会議毎に消毒する。
- アクリル板を設置する場合は、換気を妨げない高さとする。
- ただし、アクリル板やビニールカーテンはあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。

□ **遠隔会議・研修会（一部参加者または全員）の実施**

- Web遠隔会議システムを導入し、遠隔でも会議や研修会等が行えるようにする。

3 エレベーター

□ **対人距離（ソーシャルディスタンス）確保と会話自粛の依頼**

- エレベーター内の人数は、定員の半分程度とする。
- エレベーター乗車の待ち行列の対人距離確保のため、フットスタンプ等を活用する。整列時もマスク着用と会話を控えることを要請する。
 - ・ エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。
 - ・ 利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。
 - ・ ボタン部分に触れた際には手指消毒を忘れないようにする。

□ **別フロアへの移動を極力減らす**

- 同じビル内であっても、別フロアなどへの移動や部署間の移動を極力避けることも推奨される。

□ **階段を活用する**

- エレベーター使用の代わりに階段を活用する場合、もともと狭いところに複数人での利用で対人距離が近づくことや、運動負荷により呼吸回数が増加して飛沫発散は増えるなどの懸念もあるので、注意して対応することが望ましい。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列が3密（密閉・密集・密接）になってしまう場合は、そちらのリスクを考慮する必要がある。

4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・喫煙場所

□ 休憩場所は安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備

- 3密（密閉・密集・密接）を避け、原則として会話を禁止とする。
- 共用冷蔵庫の取手部分や、開ける際の接触部分は定期的に消毒する。
- 休憩場所で食事をする場合は、食堂に準じた管理とする。
- 職場でうがいや歯磨きをする習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周囲を拭き取ることを掲示等で要請する。
- マスクや鼻をかんだティッシュや使用したペーパータオルは、フタつきのごみ箱を設置して廃棄してもらう。
- ごみ捨てや回収を行う際には、マスクと手袋を着用し、作業後は石けんと流水で十分な手洗いを行う。

□ 食堂は必ずマスクを外す場所であることが最大の注意点

- 入室前の手洗いを徹底し、スマートフォンは人混みでも使用している可能性を考慮すると、表面に飛沫が付着している可能性がある。食事時のスマートフォンの利用は控えるよう掲示などを用いて案内する。
- 従業員の食事時間をずらす等により、食堂で一度に食事する人数を制限する。
- 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は会話をしない前提で1 m以上を確保する。
- 念のためアクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- 食事時の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。
 - ・ マスク取り扱いのルールの作成例
 - （例1）清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。
 - （例2）マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。
 - （例3）マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
 - （例4）テーブルに直接マスクを置いた場合は、離席時にテーブルを消毒する。

□ 更衣室の感染予防対策

- 更衣室内で安心できる対人距離がとれるよう、同時利用人数の制限や動線の工夫、および効果的な換気を検討する。
- 更衣室内の3密（密閉・密集・密接）を避けるため、社内の更衣の機会を減らし、私服での業務が可能かを検討する。
- 多くの更衣室内では対人距離が十分に取れないため、マスクを着用したまま更衣し、会話や飲食は原則として禁止する。
- 更衣室の出入口に手指消毒薬を設置し、入室する前後に手指消毒を徹底する。

□ 喫煙場所での感染予防対策

- 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から、禁煙サポートを行い、できるだけ「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
- どうしても閉鎖できない場合は、屋外の開放空間に喫煙所を設けることを検討する。
- 喫煙所内ではマスクを外すことから、会話や飲食は禁止し、対人距離を2m以上確保できるように利用人数の定員を定める。

5 トイレ・洗面所

□ トイレ使用後は石けんを用いて、丁寧に手全体を洗う

- あらかじめ正しい手洗い方法を教育・啓発しておく。
- 石けんによる十分な手洗いがあれば、アルコール手指消毒は必須ではない。
- ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチの携帯を徹底し、洗った後は手指を十分乾燥させる。(タオルの共有はしない)

□ トイレの使用マナー等

- タオルの共有はしない。
- 洋式トイレで汚物を流す際には、フタを閉めるよう掲示する。
- トイレ清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。
- 洗面所でうがいや歯磨きの習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫を撒き散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周囲を拭き取ることを掲示等で要請しておく。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- 空間除菌装置や薬剤に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があるため、行わない。
- オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下での効果や、人体に有害な高濃度での効果など、使用条件に制限があることに留意する必要がある。
- 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPA フィルタ式空気清浄機は、浮遊微生物の捕捉効果は高いと考えられているが、有効範囲は広くない。
参照) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- 抗菌コーティングは、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。
- 特定波長の紫外線は実験と同じように照射できれば有効だが、実際は対象が平面とは限らず様々な角度で当たるために、実験通りにならない可能性がある。

6 コールセンター

□ 部屋、デスク回り（作業環境管理）

- マスクを正しく着用する指導を行い、補完的に遮蔽板を設置し、飛沫防止対策を行う。
- 座席は3密（密閉・密集・密接）を避ける位置に配置する。間隔を2m確保することが望ましい。
- テレワーク勤務や交替制勤務などで同時に在室する人数を減らすことが可能かどうか検討する。
- 換気状態を常に注意する。

□ 使用機材（作業管理）

- 共用で使用する機器については、可能な場合は使用前後のアルコール消毒を徹底する。
- マスクをしても飛沫付着の可能性がある機器（ヘッドセット等）は各個人の専有とする。
- 業務開始前および休憩前後と業務終了後に手洗いを徹底する。



4. その他の対策

(1) 寮

□ 寮における感染予防策の策定

- 通常の感染症対策に加え、感染者や濃厚接触者が発生したときの対応を検討する。
- 寮で発熱者・検査対象者・感染者が出た場合のマニュアル整備を行う。
- 食堂や共用施設で濃厚接触が発生しやすい点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。
- 寮で感染者が出た場合には、直近2週間の行動履歴（どこで感染した可能性があるのか）の聞き取りの際に、寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および発症2日前からの濃厚接触者（感染させてしまった可能性のある者）の該当者の有無を確認し保健所への報告の準備をする。職場・寮の更衣室やロッカーなど、ウイルスが生存している可能性がある直近3日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。
- このために準備しておくことの例
p17「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照
- 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx
- 寮の利用者は、勤務する事業場が1か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。
- 感染者が寮内で療養する場合は、他の利用者と会わずにすむ個室隔離部屋を準備できるとよい。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。
- 治癒後の感染者が寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する。



(2) 来客対応

☐ 受付対応担当者の感染予防対策

- マスクを着用し、アクリル板や難燃性ビニールカーテンを設置する。
- 対応台などは定期的な消毒を行い、ゲスト名札はその都度消毒または使い捨てにする。
- 対面受付を別に設置している場合は、来客と接触機会を減らすよう動線を配置する。

☐ 来訪者の人数制限

- 来訪者を事前予約制とする。
- 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- 来訪時はマスク着用と手指消毒および体温測定と健康状態申告への協力を依頼する。
- 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。

☐ 3密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置

- 待合椅子がある場合には、椅子を間引くなどして2mの間隔を確保する。

☐ 株主総会

- 事前の議決権の行使で来場者を制限する。
- 詳細は「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第7章を参照のこと。

☐ 採用面接

- 電子書類で書類を授受する。
- オンライン面接の実施を検討する。

☐ 健康診断

- 社内で集団での健康診断を実施する場合は、健康診断実施事業者と事前の打ち合わせを綿密に行う。
- 単位時間あたりの健診対象者数を絞り込めるよう、健診計画を見直し、健診会場において検査の順番待ちの列が起きないような時間配分を行うなどの工夫を行う。
- 緊急事態宣言発令中の場合にはどのように対応するか、事前に想定しておく。
- 健康診断を医療機関で受診できるようにするなどの対策を行う場合は、それぞれの医療機関で結果報告様式や単位、精度管理のレベルが異なったりする可能性があるため、基準が変化してしまう可能性に注意する

5. 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点

□ レンタルオフィス、シェアオフィス、コーヒーショップ等で業務する場合

- これらの場所は不特定多数が使用していると考え、**感染リスクは自宅より高くなることに注意する**。職場以外の公共の場所で勤務を行う際も十分注意が必要である。
- 個々に利用前にアルコール等で、使用する机・椅子、椅子周囲を消毒する。
- 利用場所の新型コロナウイルス対策の状況を確認する（出入り口のサーモグラフィーの設置がある／非接触式の体温測定がある、利用者の連絡先の記入がある、アルコール消毒液の設置がある、無意味な空間噴霧などを行っていない、など）。
- 周囲の利用者がマスクを着用しているか確認する。
- 3密（密閉・密集・密接）になっていないか、換気状況も含めて確認する。
- 感染リスクの周知と、使用上の注意点を事前に示しておく。

□ レンタルオフィスや業務場所を提供する事業者の感染拡大防止対策

- 事前の協議と共通のルールを設定を行う。
- 感染者が発生した場合の対策や情報共有の方法を確認する。
 - ・ 確認しておく対策の例
 - （例1）濃厚接触者の追跡の方法
 - （例2）更なる感染拡大の防止に関する対策
 - （例3）フロア内の消毒や運営に関する対策
- 業務委託など関係他社については自社の感染対策・ルールに従ってもらうこととし、会社間での取り決めや補償について決定しておく。
 - ・ 体調不良時の取り扱いの例
 - （例）体調不良の場合には休業するルールを順守し、休業した期間の補償をどうするか検討する

※ 注：個人情報の観点

日々のテナントの消毒や従業員の体調管理等が励行されているか、関係他社に報告を求められることがある。また、感染者が発生した場合、共有部分の消毒や他のテナントとの情報共有のため、ビル管理会社に報告を求められることがある。個人情報保護委員会の見解では、発生時対応として取引先への情報伝達については「取引先での二次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ありません。」とされているが、これはあくまで**本人の同意を得ることが困難な場合に限定**されているので、留意すること。

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/

- 利用者の健康管理に対して、以下のように対応する。
 - ・ 入室時にはサーモグラフィーや非接触型体温測定による検温を実施する。
 - ・ 感染者が発生する場合に備えて利用者名簿を作成して管理する。
- 提供する業務場所の感染防止管理は、以下のように対応する。
 - ・ 3密（密閉・密集・密接）を避けた席配置として、対面を避けて配置する。
 - ・ 遮蔽板の設置を行う。
 - ・ 通路は、可能であれば一方通行にする。
 - ・ 換気を徹底する。
 - ・ 利用の前後で消毒を実施する（テーブル、椅子、共用部）。
- 提供する業務場所の利用ルールを設定する。
 - ・ 室内での会話や飲食は禁止とする。
 - ・ マスクの着用は義務とする。

□ ビル賃貸業の場合

- 商業系テナントの来客などでは、入場制限を検討する。
- 清掃会社・警備会社・管理会社と連携・共同して対応する。
- マスク等の必要な資材の調達は相互でサポートを行う。
- サーモグラフィーや非接触型体温測定により入館時の検温を行う。
- 入館時の手洗い、またはアルコール手指消毒液による手指消毒を徹底する。

6. その他（情報リソース）情報収集について

参考情報および本マニュアルに記載した信頼できるサイト一覧

- ☐ **日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報**
<https://www.sanei.or.jp/>
科学的エビデンスに基づいた「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（弁護士による法解釈も有益）、室内換気の目安を計算で得ることができる「新型コロナウイルス感染症対策用換気シミュレーター」、その他心理面に関する産業保健職向け留意事項や嘱託産業医向けアドバイスが掲載されている。
- ☐ **内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策**
<https://corona.go.jp/>
政府主導の施策や調査結果が掲示されている。国民向けメッセージもある。
- ☐ **内閣官房：感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト**
<https://corona.go.jp/proposal/>
- ☐ **厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の情報のまとめページ。各種ポスターやトピックス、新しい生活様式、新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識、国民向け情報や啓発資料、政府の取組み、感染の概況をまとめて掲示している。
- ☐ **厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00007.html
厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に対応する企業に向けて回答しているQ&A。随時改訂や追加がされており、大項目1～10までの項目が記載されている。
- ☐ **厚生労働省：接触確認アプリ（COCOA）Q&A**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00009.html
接触確認アプリ利用者向けでよくある質問①～⑧までの項目が記載されている。

- **国立感染症研究所：新型コロナウイルス（COVID－19）関連情報ページ**
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
 新型コロナウイルスの日本での感染状況を随時まとめ、更新されている。
- **経済産業省：新型コロナウイルス関連 経済産業省の支援策**
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
 経済産業省が行っている企業向けの支援策が一覧になっている。
- **日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト**
<https://jeaweb.jp/covid/>
 感染症疫学に関する用語の解説や研究の紹介、新型コロナウイルスの検査について解説されている。
- **厚生労働省：クラスター対策（換気対策）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyoku.html#h2_6
 厚生労働省がクラスター対策としてまとめている部分で、特に「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について、季節に応じた対策がまとめられている。
- **情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン**
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>
 厚生労働省が発行している、テレワーク導入・実施のためのガイドライン。
- **個人情報保護委員会：新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて**
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/
 感染拡大防止で取り扱う個人情報について、取り扱う時の規定に沿った注意をまとめている。また、相談ダイヤルに多く寄せられている相談事項について、まとめて回答したQ&Aが別紙で付属している。

7. 参考となる図

図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

電車や職場、学校など人が集まる場所でやる

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



首相官邸

Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索



出典：厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」リーフレット

図2：新しい生活様式の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - ☐ 会話をしている際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

図3：人との接触を8割減らす、10のポイント

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスクをつけて 	3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い 密閉空間 2. 多数が集まる 密集場所 3. 間近で会話や発声をする 密接場面	

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図4：感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



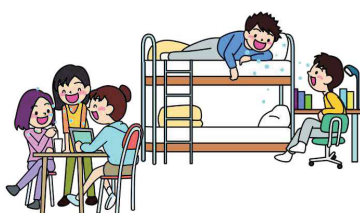
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：内閣官房ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策推進室

図5：3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



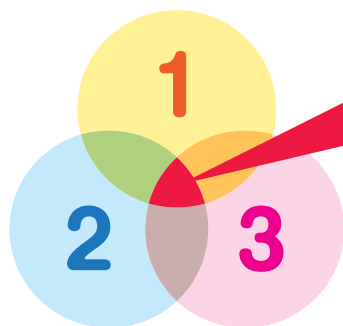
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



図6：消毒薬の選択

新型コロナウイルス感染症対策



消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。



➤ **チェックポイント**

☑使用方法 ☑有効成分 ☑濃度 ☑使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報は
こちらから！



https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

家庭用洗剤等の詳しい情報は
こちらから！



<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>

③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。

 注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



消費者庁
新型コロナウイルス関連
消費者向け情報
詳しくはQRコードを
読み取ってください

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図7：次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

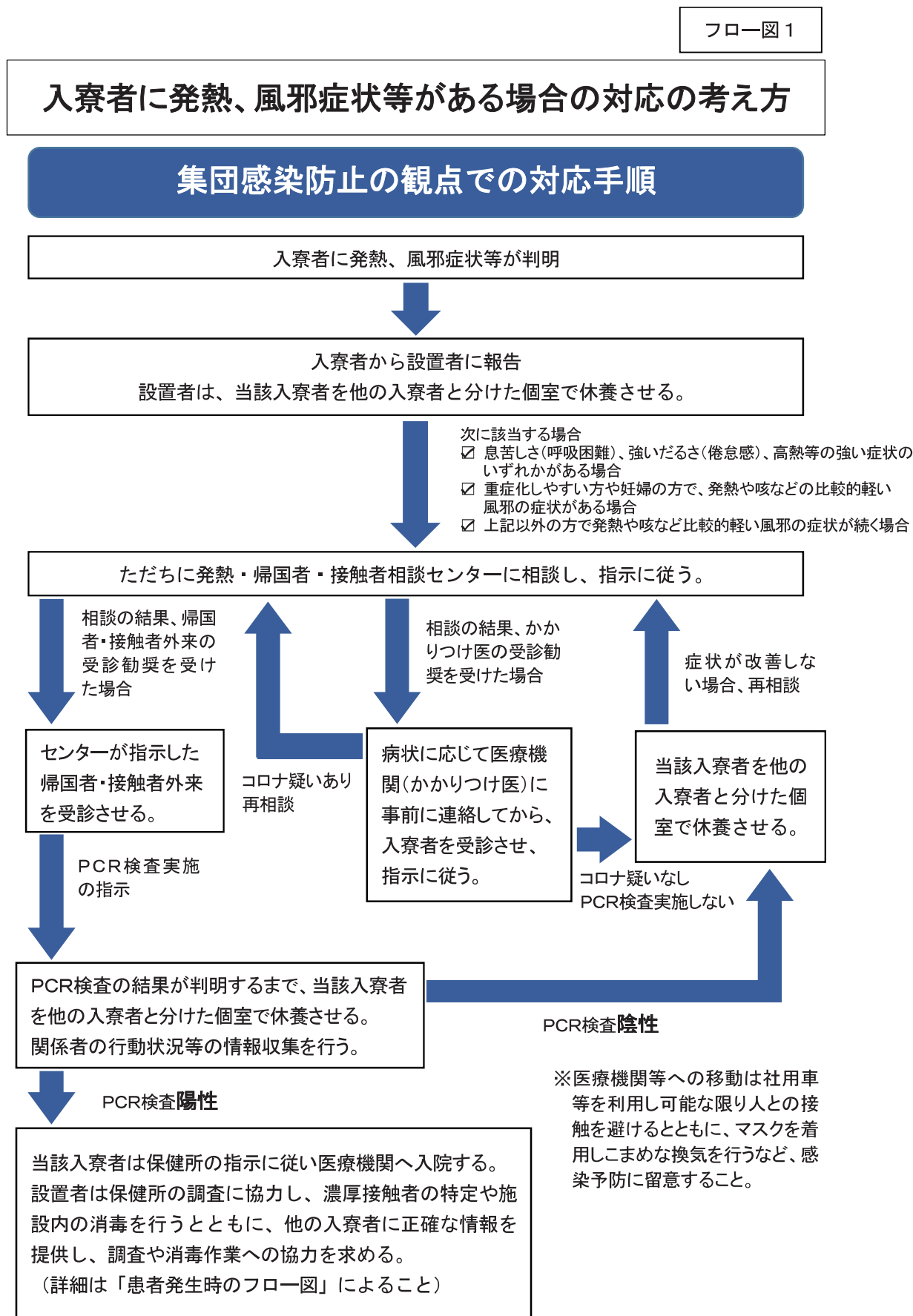
【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

* 次亜塩素酸ナトリウムは不安定のため作り置きはしない。トイレ掃除に関しては
0.1% 以上の次亜塩素酸ナトリウムが必要である。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について 一部著者改変

図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例



出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

図9：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例

フロー図 2

入寮者に感染者が発生した場合の対応の考え方

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であり、また、我々が闘うべき相手は、人ではなくウイルスであり、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されず、相手を思いやる気持ちを持ち、県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとること。

入寮者に感染者が発生した場合の対応手順

PCR検査結果を受けた入寮者からの連絡により、
感染の発生が判明

感染の発生を、設置者に報告する

感染者は保健所の指示に従い
原則医療機関に入院となる。

設置者の対応

- 寮の休止措置（説明文書の配布など）
- 保健所からの依頼に対応する。
 - ・感染者の行動の情報収集 など
- 保健所の指示により、寮内の消毒を実施する。
- 感染者の入院に対応する。
（必要に応じて感染者の関係者へ連絡）

他の入寮者も保健所の指示に従ってPCR検査を受ける

陽性とされた入寮者

陰性とされた入寮者

消毒後の寮又は宿泊施設を活用して生活し、2週間の健康観察を行う。

出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、オフィス業務のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

オフィス業務のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者・責任者>

立道 昌幸 東海大学医学部 基盤診療学系 衛生学公衆衛生学 教授

<メンバー> (五十音順)

大津 真弓 合同会社ひまわり 代表社員・産業医

岡原伸太郎 ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループ 統括産業医

坂本 宣明 ヘルスデザイン株式会社 代表・産業医

佐藤 裕司 富士通株式会社 健康推進本部健康事業推進統括部 統括産業医（東日本地区担当）

戸津崎貴文 戸津崎労働衛生コンサルタント事務所 所長

橋口 克頼 パナソニック健康保険組合健康管理センター 副所長

深井 航太 東海大学医学部 基盤診療学系 衛生学公衆衛生学 講師

森本 英樹 森本産業医事務所 代表

<事務局>

古屋 佑子 東海大学医学部 基盤診療学系 衛生学公衆衛生学 助教

オフィス業務における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

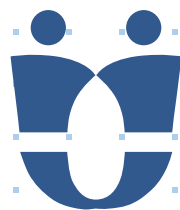
使用方法：各項目について、**ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）**を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
1	感染予防対策 に関わる労働 衛生管理体制	1-1	感染予防対策に関する社内体制（主担当者、情報等の伝達ルート、対策検討部門等）が整備されている	☐	2.(2) 6ページ
		1-2	産業医や保健師がいる事業場では医学的な助言や指導を求める。産業保健専門職がいない事業場では活用できる相談機関の連絡先の把握ができている	☐	2.(2) 6ページ
		1-3	派遣元、業務委託元企業、または派遣先、業務委託先企業があれば、それらと共通した方針、対策がとれるよう協議をしている	☐	2.(3) 7ページ 3.(2)4 23ページ
		1-4	出勤に伴う感染リスク、就業場所における感染リスクを考慮して、出社基準の設定や、出社チームを分割するなど、従業員等の出社を減らす工夫ができている	☐	2.(5) 8ページ
		1-5	自事業場所在地と訪問先地域の感染流行状況に合わせて出張・外勤の基準を設定している	☐	2.(5) 9ページ 3.(2)6 24ページ
		1-6	感染者や濃厚接触者に対して過剰な対応や非難、差別、解雇などは行っていない	☐	2.(6) 9ページ
		1-7	従業員を出社自粛・自宅待機にした場合の勤務取扱いや、休業した場合の賃金対応等について、労使間で協議されており、安心して休める社内ルールができている	☐	2.(7) 10ページ
2	従業員の健康 確保・健康管理	2-1	従業員等は休日を含め日々の体調の自己管理（体温の確認＋症状の有無）に努めている	☐	3.(1)1 11ページ
		2-2	発熱や有症状の際の出社自粛の基準を作成し、従業員へ周知することができている	☐	3.(1)2 13-15ページ

分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
3	職場環境の管理	2-3 感染者、感染疑い者、濃厚接触者が発生した際の対応基準・復職基準などを作成し、従業員へ周知することができている	☐	3.(1)2,3,4,5 13-19ページ
		2-4 従業員向けの新型コロナウイルスに関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応などに関する内容）を実施している	☐	3.(1)6 20ページ
		2-5 従業員等の出退勤時や執務中のマスク着用の徹底、手洗いと手指消毒の徹底ができている	☐	3.(2)1 21ページ
		2-6 基礎疾患を有する従業員、妊娠している従業員または高齢の従業員には、必要に応じて通勤方法の弾力的運用や就業上の配慮を行うようにしている	☐	3.(3) 24-26ページ
		2-7 時差出勤やテレワークの部分導入、通勤方法の弾力的な運用等で、通勤における感染リスク低減対策がとられている	☐	3.(4) 26ページ
		3-1 オフィスではできるだけ（1時間に2回以上、1回に5分間以上、ドアや窓を開放して）換気に努め、事務所衛生基準規則の二酸化炭素基準を守っている	☐	3.(5)1 27ページ
		3-2 座席配置は、ソーシャルディスタンス（各従業員の周囲2m）を確保できるように設定している	☐	3.(5)1 28ページ
3	職場環境の管理	3-3 十分な距離が取れない場合、従業員等の座席は対面を避けているか、対面である場合でも適切な高さの遮蔽板の設置等の飛沫対策ができている	☐	3.(5)1 28ページ
		3-4 フリーアドレス（自由席）の場合、社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理できる体制ができている	☐	3.(5)1 28ページ
		3-5 会議・ミーティング・研修会等では、参加人数を絞り、全員マスク着用のうえ、短時間で行うようにしている	☐	3.(5)2 29ページ
		3-6 会議室では従来の利用人数の半分に以下に定員を設定し、飛沫対策の遮蔽板設置や、可能な限り換気することを実施している	☐	3.(5)2 29ページ
		3-7 会議室の使用前後で、共用のテーブルや設置機材等を消毒している	☐	3.(5)2 29ページ

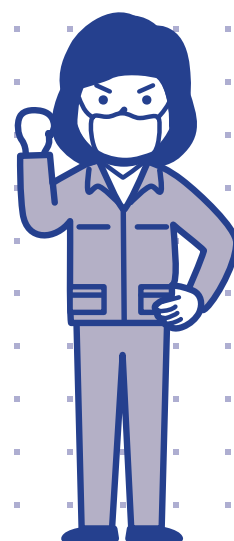
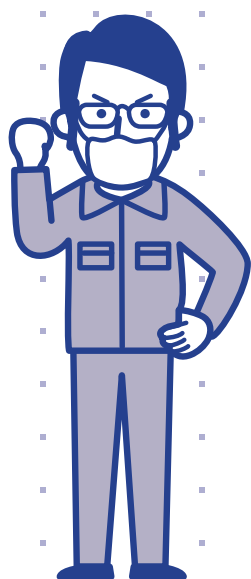
分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
4	共有場所	4-1 エレベーターでは、マスク着用、会話禁止の措置を行っている	☐	3.(5)3 30ページ
		4-2 休憩場所は安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備している	☐	3.(5)4 31ページ
		4-3 従業員等の飲食時の会話は禁止している	☐	3.(5)4 31ページ
		4-4 食堂がある場合、対面での座席配置は避け、座席の間隔は会話をしない前提で1m以上を確保している	☐	3.(5)4 31ページ
		4-5 更衣室の同時利用人数を制限し、換気を検討し、室内での会話や飲食禁止を徹底している	☐	3.(5)4 31ページ
		4-6 喫煙室は閉鎖している。閉鎖していない場合でも、屋外に設置とし、人数制限、飲食・会話を禁止している	☐	3.(5)4 32ページ
		4-7 トイレ使用後は石けんを用いて、丁寧に手全体を洗うようにし、ペーパータオルあるいは個人用ハンカチを使用している	☐	3.(5)5 32ページ
		4-8 職場の洗面所等で歯磨きやうがいを行う際は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意することや、ペーパータオルなどによる使用後の周囲のふき取りを掲示などで要請している	☐	3.(5)5 32ページ
		4-9 自宅以外でテレワークを行う場合、一般的に感染リスクは自宅より高くなることから、個々でアルコール消毒の実施や、利用場所の新型コロナウイルス対策の状況を確認することを勧めている	☐	5. 36-37ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、オフィス業務のマニュアル作成グループにより作成されたものです。



製造業における

新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル



(公社)日本産業衛生学会

令和2年度厚生労働科学特別研究事業研究班

新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の6つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

- 1 オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
- 2 製造業：工場など製造現場。
- 3 建設業：建設・工事など。
- 4 接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
- 5 運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
- 6 運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法1：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

製造業における 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)予防対策チェックリスト(抜粋)				
分類	確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
	1-1	感染予防対策に関する社内体制（主担当者、情報等の伝達ルート、対策検討部門等）が整備されており、感染対策の基本方針や行うべきことが従業員と共有できている	☐	2.(2) 6ページ
	1-2	産業医や保健師がいる事業場では医学的な助言や指導を求める。産業保健専門職がいない事業場では活用できる相談機関の連絡先の把握ができています	☐	2.(2) 7ページ
		取組む企業 業務委託企業 業務委託企業		2.(3)

(マニュアル ○ページ) ←

2. 感染予防対策（危機管理）に関わる体制

(2) 感染予防対策の体制整備

- ☐ 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。
- ☐ 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
 - ・ 組織体制の例

使用方法2：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

製造業における 新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策（危機管理）に関わる体制	6
(1) 事業者による方針の表明	6
(2) 感染予防対策の体制整備	6
(3) 取引先企業、業務委託元企業、構内協力会社、下請け会社、派遣会社との方針の協議	7
(4) 事業運営形態の検討	7
(5) 出社形態の検討	8
(6) 差別防止の事前検討と対応	9
(7) 新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議	9
(8) 接触確認アプリ（COCOA）について	10
3. 全従業員に対する対策	11
(1) 全従業員に対する周知・啓発	11
1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理	11
2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方	13
3 感染が確定した従業員への対応	16
4 濃厚接触者となった場合の対応	17
5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応	18
6 従業員等の意識啓発	20
(2) 出社する従業員への一般的な対応	21
1 感染予防対策の基本の徹底	21
2 海外からの帰国者・入国者への対応	22
3 海外への出国者への対応	22
4 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社の従業員への対応	22
5 外国籍従業員への対応	23
6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策	23

(3) 配慮が必要な従業員への対応	23
1 基礎疾患を持つ従業員への配慮	23
2 障害者雇用従業員への配慮	24
3 妊娠中の従業員への配慮	24
4 高年齢従業員への配慮	25
5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮	25
(4) 通勤における感染リスク低減対策	25
1 テレワークや時差出勤の検討	25
2 通勤方法の弾力的な運用の検討	25
4. 職場環境・場面別の対策	26
(1) 製造業現場に即した対策	26
1 感染者発生時を想定した濃厚接触範囲および影響範囲のシミュレーション	26
2 感染者が出た場合でも製造ライン従事者全員が濃厚接触者にならない工夫	26
3 製造ラインの復旧可否判断	27
4 密集や密接が避けられない現場作業の特定と対応	27
5 運転室や控室での3密回避対策	28
6 身体負荷の高い作業現場におけるマスク着用ルール策定	28
7 防じんマスクや防毒マスク等が優先（飛沫吸入防止にも有効）	28
8 共用備品・治具等の清潔確保	29
(2) 製造現場以外（事務室等）での対策	29
1 執務フロアの職場環境の確認	29
2 ミーティング、朝礼・点呼、会議等	31
3 エレベーター	32
4 休憩場所・食堂・更衣室・仮眠スペース・喫煙場所	32
5 トイレ・洗面所	34
6 研修会・講習会などにおける留意点	34
7 コールセンターを有する場合	35
8 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点	35
5. その他の対策	36
(1) 寮における感染予防策の策定	36
(2) 来客対応	37
(3) 事業場で実施する健康診断の工夫	37
6. その他（情報リソース）情報収集について	38

7. 参考となる図	40
図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用	40
図2：新しい生活様式の実践例	41
図3：人との接触を8割減らす、10のポイント	42
図4：感染リスクが高まる「5つの場面」	43
図5：3つの密を避けましょう	44
図6：消毒薬の選択	45
図7：次亜酸素酸ナトリウム液の作り方	46
図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例	47

製造業における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	50
---	----

【コラム】

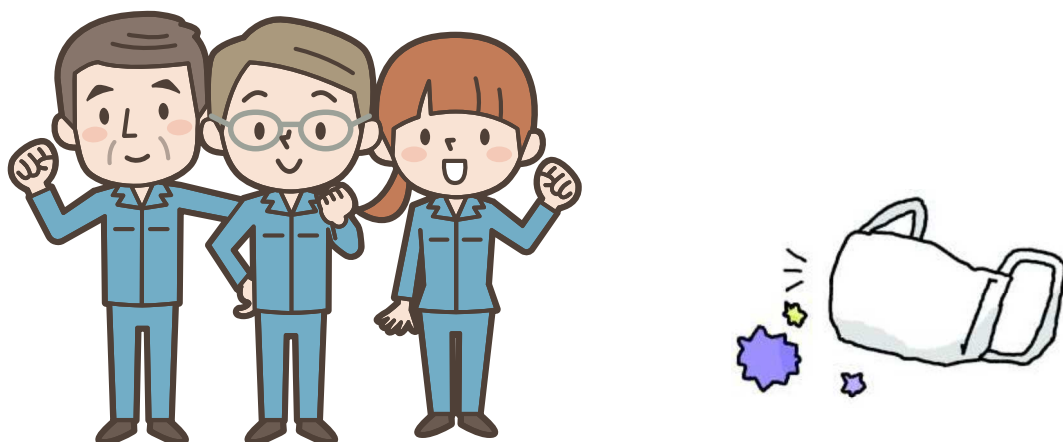
テレワークの労働時間管理	8
新型コロナウイルス検査	14
差別防止や人権への配慮が悪い例	16
ソーシャルディスタンス、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンス	17
消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について	21
職場でクラスターが発生した（発生が疑われた）場合	26
遮蔽板の高さ	29
テーブルなどの消毒	30
エレベーターは高リスクか？	32
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて	33

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（<https://www.sanei.or.jp/>）を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。そこで、この製造業向けのマニュアルは、事務作業や出退勤など、どの業種にも共通する部分も持ちつつ、製造業の事業場に特徴的な内容も充実させて、この一種類で対策を完結させることができるように心がけて作成された。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。



2. 感染予防対策（危機管理）に関わる体制

（１）事業者による方針の表明

- 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、従業員への周知徹底を図る。

- 表明の例

（表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表示し、感染拡大状況に応じて経営層が方針や対策を説明する。

（周知文章の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。」

（２）感染予防対策の体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、事業場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。

- 事業者が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。

- 組織体制の例

（例１）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は役員や事業場長クラスとする。

（例２）社内で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）で構成する。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「安全衛生管理部門」「休業や給与補償などの制度等に関して人事部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などが考えられる。

- 産業医や保健師など産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求めるため、定常的な連絡先、および緊急時連絡先を確認しておく。
 - 産業保健専門職に求める助言指導の例
 - (例1) 現在の感染状況や推移を基に、業種・業態等に応じてどのような対策が必要か。
 - (例2) 最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要か。
 - (例3) 検討・準備している対策に関して、要否や過不足などの意見。
 - (例4) 感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関する意見。
 - (例5) 対応への注意点、社内の推進状況についての意見。
 - 産業保健専門職がない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（３）取引先企業、業務委託元企業、構内協力会社、下請け会社、派遣会社との方針の協議

- 自社で決定された対策事項について、同じエリアで勤務する自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。自社構内に入構する取引先企業・構内協力会社・下請け会社・派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明し、共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 各社の取組み事項との差異があっても、自社エリアで作業に従事する場合は当該エリアでの感染症対策の責務があり、自社の施設を使わせている場合は施設管理を行う立場として自社の対策が先行するものとして対応を求める。

（４）事業運営形態の検討

- 感染蔓延の状況でも継続が必要な事業、作業・業務を選択し（事業継続計画BCP：Business Continuity Planning）、中断可能な業務における対応を検討する。
- 事業の中断基準の作成や、情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。
- 従業員居住地域の保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業対応等について検討し整備しておく。

(5) 出社形態の検討

□ 出社継続が必要な従業員

- ・ 出社継続が必要な従業員の判断：出社継続が必要な業務と理由を洗い出し、当該業務の分担を見直したうえで、対象従業員を決める。
- ・ 出社継続が必要かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保（出勤したことによって感染した場合は、状況によっては労働災害や通勤災害になることも考えられる）および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、p7の「(4) 事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
- ・ 出社継続が必要なチームであっても、作業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなる事態を回避するために、チームを分割して交替で出勤する等、あるいは就業場所を分ける等により、同じ時間帯に同じ場所に出勤する人数を減らす対策を検討する。
- ・ 時差出勤や部分テレワークの可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。⇒p25「(4) 通勤における感染リスク低減対策」参照

□ 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備

- ・ 一部実施、完全実施の検討
在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載するとよい。
- ・ 在宅勤務や出勤率の目標の例
（例1）事務職場は在宅勤務を週2～3日、出社を週2～3日、などを個人ごとに設定
（例2）出勤率50%、あるいは出勤率30%、などとする場合は実績フォローとセット
（例3）事務職場で2班に分かれて、月曜・水曜と火曜・木曜にそれぞれ交代で出社として、金曜は全員在宅勤務とする
- ・ 通勤時や出社時の他者との接触機会を減らすため、従業員の自宅近所でサテライトオフィス、シェアオフィスの使用を（感染予防対策やセキュリティー対策が十分であることを確認したうえで）検討する。
⇒p35「8 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点」参照

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス感染予防対策としてテレワーク等による他人との接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf> を参照）

□ 出張など業務による感染流行地への移動制限の検討

- 各事業場に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。
- 地域の感染流行状況をもとに、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動を見合わせICTの活用で代替できないか検討する。
- 厚生労働省が定期的に発表する各地域の感染ステージ（Ⅰ～Ⅳ）を参考にするとよい。
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

（６）差別防止の事前検討と対応

□ 発熱者、感染者および濃厚接触者への差別防止・人権への配慮

- 発熱する疾患は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以外にも存在する。また、COVID-19であっても、治癒すれば周囲に感染させることもない。発熱したからと言って安易にCOVID-19と決めつけたり、感染したからと言って非難したりしないように指導する。
- 感染したことをもって、評価を下げる、解雇や異動事由とする等は行ってはならない。
- 感染者や濃厚接触者への過剰な対応（自宅待機期間を超える長期の出勤停止や隔離、職場復帰後も当該従業員のみに対して食堂使用不可・会議参加不可とする、業務の変更の強制等）は明らかな差別であり、行ってはならない。

□ 従業員の同居人に濃厚接触者が発生した場合

- 従業員自身は濃厚接触者ではないため、この場合に休業を強制することは差別に繋がる可能性がある。そのため、当該従業員に自宅待機を指示するかどうかは、社内のルールを明確にし、従業員に事前に提示する必要がある。
- 同居人が感染リスクの高い職業に従事していることを理由に出勤制限するなどは、差別を助長することになるため厳重に避けるべきである。

（７）新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議

□ 出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備

- 使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、少なくとも休業手当を支払う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

【休業の際の賃金対応の例】

- 感染した従業員を休業させる場合・・・傷病手当金等
- 発熱、風邪症状を呈する従業員を休業させる場合・・・病気休暇制度あるいは休業手当等
- 濃厚接触者やその疑いとして無症状だが休業させる場合・・・休業手当または勤務扱い等
- 事業の休止に伴う休業・・・休業手当等
- ・ 上記は例であり、個別の事情によって異なる場合があるので、詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）」を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- ・ 日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「5 事業者の法的対策のポイント」「6 付録（1）給付金、賃金・休業手当、その他」の章も参考になる。
<https://www.sanei.or.jp/>

（８）接触確認アプリ（COCOA）について

- 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を従業員に周知し、インストールおよび適正使用を勧奨する。
 - 詳細はCOCOAのQ&Aを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html
 - COCOAで陽性者との接触確認通知が来た場合は、必ず保健所等に連絡してその指示に従うこと。

3. 全従業員に対する対策

(1) 全従業員に対する周知・啓発

1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理

☐ 体調管理

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め日々の体調確認と自己管理に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）の徹底を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成し、万一発熱や風邪様症状があった場合は上司や管理部門に申告する。
- 体調管理カードを職場で保管する場合は個人情報の管理になるため、特に上司は十分に注意すること。
- 万一新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、感染拡大状況下においては、休日や非勤務日も含めて**体調管理カードを記入しておくこと**が望ましい。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票などが利用できる。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>

☐ 手洗い

- 石けんと流水でしっかりと手を洗うのが基本である。アルコールによる手指消毒は、万遍なく行えれば有効だが、不十分な使用量などでむらができると効果が落ちるので、注意を要する。
- 出社時、食事前、会議室やトイレなどの共用部分の利用前後、外出からの帰宅時などに、しっかり手を洗うことを従業員に要請する。



□ マスク着用

- 3密（密閉・密集・密接）の要素がある場所、他人との距離が十分に取れない場所ではマスク着用を必須とする。これは勤務中だけでなく、出勤時や帰宅時および日常生活でも重要である。
- マスクは飛沫吐き出し（発散）防止効果だけでなく、飛沫吸い込み（吸入）防止効果も一定程度認められる。ただし、マスクの隙間からの漏れがあると飛沫の発散や吸入につながるため、着用時も出来る限り対人距離を取ることを心がける。
- 不織布マスクが最も手軽で有効だが、飛沫発散防止に限れば布マスクも効果が高い。
- マスクは他人と共用してはいけない。
- 苦しくないのであれば、マスクの隙間を減らす意味で二重にマスクを装着することを妨げるものではない。
- 身体負荷が高い作業や暑熱環境下での作業など、不織布マスクでは息苦しさなどを感じる場合もありえる。そのために隙間ができるような不適切なマスク装着方法になってしまうと、マスクによる感染防止効果が弱まってしまうので、作業負荷の低減や休憩頻度の増加など、適正なマスク装着ができる対策を同時に検討し実施する。
(⇒p28「6 身体負荷の高い作業現場におけるマスク着用ルール策定」参照)

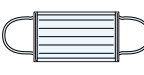
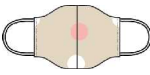
□ フェイスシールドやマウスシールドについて

- マスクの代用品にはできない
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを利用してもよいが、これらは、マスクに比べて飛沫発散防止効果は極めて弱く、飛沫吸入防止効果はほとんど期待できないため、マスクの代用品として利用できるわけではないことに注意する。
- フェイスシールドは、本来は眼や顔面皮膚への飛沫付着を防ぐためのものであり、マスクと併用することが正しい使い方である。
- マウスシールド・フェイスシールドを単品で使用している時は、対人距離が2m程度に取れていることを確認するとともに、発声すれば飛沫を発散させているという自覚を持ち、近くにマスクをしていない人がいれば自身に飛沫吸入が起こっている危険性があることを十分に自覚しておく。
- フェイスシールドやマウスシールドは、マスクと同様に他人と共用してはいけない。

□ マスクやフェイスシールドの飛沫防止の効果

<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より

マスクやフェイスシールドの効果 (スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果)

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
						
吐き出し 飛沫量 	100%	20%	18~34%	50%*	80%	90%*
吸い込み 飛沫量 	100%	30%	55~65%*	60~70%*	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※ 豊橋技術科学大学による実験値

●実 験 (マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。)

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。

吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、 $0.3 \mu\text{m}$ (小さな飛沫) から $200 \mu\text{m}$ (大きな飛沫) まで、計算しています。

●結 果

吐き出し：飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み：不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。

フェイスシールドにおいては、大きな飛沫 ($50 \mu\text{m}$ 以上の水滴) の捕集効果は見込めますが、エアロゾルはほぼ漏れてしまいます。

2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方

□ 発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が 37.5°C 以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が 38.0°C 以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があるため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。

- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

(指導例) 従業員は各自自分の平熱が何 $^{\circ}\text{C}$ なのか把握しておくこと

(考え方の例) 発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

例えば、以下のような状態を「発熱」とすることが考えられる。

- ①体温が 37.0°C 以上 ②体温が 37.5°C 以上 ③平熱から 1.0°C 以上の体温上昇

□ 有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する症状は発熱や上気道炎や味覚嗅覚異常や肺炎や腸炎など多様であり、また、初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、症状のみでCOVID-19と診断することは困難である。発熱が1～2日で治まっても、その後に感染が判明した事例も多く、無症状の感染者も多いことに注意を要する。
 - （例）何らかの「通常とは異なる体調」がある場合を有症状とする。
- COVID-19の症状として、頻度が高い症状は以下の通りである。

頻度の高い症状	発熱、せき、倦怠感、呼吸困難
その他の症状	味覚障害（約17%）、嗅覚障害（約15%）、下痢（約10%） 多彩な皮膚症状（日本より欧米でよく見られやすい）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>

- COVID-19の潜伏期間は中央値で5日程度であることから、多人数での会食など感染する機会があった時から、3日～7日程度経過後に上記症状等があった場合は、COVID-19をより強く疑う。ただし、無症状の者から感染する場合も多いので、感染する明確な機会がなかったからといってCOVID-19は否定できない点に注意が必要である。

□ 発熱や有症状時の受診指示

- 各自治体の方針を事前に確認しておくことよい。
- 発熱時には管理者（上司）への報告、医療機関への受診を指示する。
- 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- できるだけ医療機関でCOVID-19検査（PCR検査や抗原検査）を受けるように要請する（有症状の場合には郵送法等は勧めない）。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、医師によるPCR検査または抗原定量検査が望ましい。

PCR検査は鋭敏であり、すでに感染力のなくなった状態でも陽性に出ることがある反面、自己採取による唾液PCR検査は検体の取り方や運搬時環境等で結果に影響する可能性がある。抗原定量検査はPCR検査に比べるとやや感度が低い短時間で結果が得られる。抗原定性検査は簡易キットで手軽に判定できるが、特定の条件以外では偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が高いとされており、唾液での検査は認められておらず、無症状者への実施は推奨されない。抗体検査は現在の感染を調べる検査ではないので、結果の解釈に注意を要する。

現在、適切なPCR検査がされた場合、新型コロナウイルス感染者を陽性と判断する性能（感度）は90%以上とされている。

「COVID-19検査法および結果の考え方（2020年10月12日）」

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_kensakekka_201012.pdf

- 発熱・有症状の場合の職場復帰対応について（新型コロナウイルスの検査を受けていない場合）

新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安

⇒できる限り医療機関を受診し、新型コロナウイルスの検査を受けるように勧める。その結果に基づいて医師のアドバイスを受けること。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

- ・ 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している^(a)状態を確認して復帰させる。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといふ。
- ・ 新型コロナウイルスの検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでは感染している想定で対応すること。
- ・ 医師から他の疾患と診断された場合や新型コロナウイルスの検査で陰性だった場合、検査結果の解釈および職場復帰に関しては、診断した医師からアドバイスを受けるといふ。
- ・ 何らかの理由で新型コロナウイルスの検査が受けられず、発症後8日間の休業も困難な場合は、（症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で）全ての症状の消失から72時間経過しての職場復帰とする。ただし、万一当該従業員が新型コロナウイルスに感染していた場合は職場クラスターが発生するリスクがあるため、この許可は事業者責任での判断になる。72時間よりも短縮する場合は、リスクがさらに高まることに注意する。

3 感染が確定した従業員への対応

- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといよい。

感染した従業員の職場復帰の目安

⇒医師や保健所の指示に従う。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 - （a）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - （b）咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

- 担当医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- ・ 上記を満たせば、感染者の職場復帰に際してPCR検査の陰性確認は必要としない。
- ・ 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力等の回復具合も含めて、職場復帰の可否や就業上の措置の要否について産業医に意見を聞く。産業医選任がない事業場においては、主治医に確認して職場復帰の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。

Column

差別防止や人権への配慮が悪い例

- （例1）厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由で、強制的にPCR検査を受けさせたという事例
- （例2）保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能・復職可能と言われた従業員に、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状がある場合に、それを同僚や顧客が心配していることを理由として休業延長を指示した事例

※注：後遺症状は感染者の14%程度に残り、2～3か月続くことがあるとされているので、なんらかの症状があれば仕事を休ませるということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れが大きくなることに注意する。

4 濃厚接触者となった場合の対応

□ 従業員が濃厚接触者となった場合の対応

- 保健所の指示に従う。基本的に自宅待機したうえで、できるだけ速やかに新型コロナウイルス検査を公費で行うことになるが、検査結果が陰性であっても、潜伏期間（感染後に体内でウイルスが十分に増加していないためウイルスが検出されない期間）の可能性がある「感染者との最終接触日から14日間」は自宅待機と健康観察および申告の対象となる。この期間中は、万一発症した場合に家庭内感染を防ぐため、家庭内でのマスク着用や家族との接触を最小限に留めるなどの予防対策を徹底するようアドバイスする。

□ 従業員の同居人が濃厚接触者となった場合の対応

- 家庭内感染の確率は極めて高いため、同居人の新型コロナウイルスに関する検査結果が判明するまでは、当該従業員を自宅待機させることが望ましい。その際、家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして検査結果を待つようにする。
- 当該同居人の新型コロナウイルス検査が陰性であった場合、当該同居人は潜伏期間である可能性も考慮して「感染者との最終接触から14日間」は自宅待機になる。その間、当該従業員は家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして自宅待機期間を過ごしてもらい、自身の健康状態の確認も入念に行いながら注意深く出勤してもらう。
- 厚生労働省からは、「濃厚接触者の濃厚接触者」は「外出制限、出勤制限は不要である」との方針が示されている。また、同居人が濃厚接触者であることを理由に差別することは、厳重に避けるべきである。

Column

ソーシャルディスタンシング、ソーシャルディスタンス、フィジカルディスタンシング

感染症を予防するために社会のなかで人と人との距離を取ることを、公衆衛生学用語で「ソーシャルディスタンシング；Social distancing」と呼んできた。一方で、「ソーシャルディスタンス；Social distance」は社会学用語として19世紀から用いられてきたが、個人同士や異なる社会集団同士の社会的な受容や拒絶の程度を表す用語（Merriam-Webster 英語辞典より）で、ときに差別的な意味合いで使われることもあった。コロナ禍では両者は混同して用いられ、特にわが国ではSocial distancingの和訳としてもソーシャルディスタンスが用いられていたが、世界保健機構（WHO）は2020年3月20日に、人と人の物理的距離は取ってもICTなどで社会的な繋がりを持つべきという考え方から、この距離を「フィジカルディスタンシング；Physical distancing」と呼称するよう提案した。

しかし、既に国内にソーシャルディスタンスという言葉が広まっていること、我が国では外来語のため差別的に使われる懸念も少ないことから、本書では「ソーシャルディスタンス」または単に「対人距離」を用いることとした。

5 自主的判断で濃厚接触が疑われる場合の対応

□ 濃厚接触者の特定（特に保健所からの指示に先駆ける場合）

- 保健所の積極的疫学調査の結果に基づく濃厚接触者指定の指示に従う。
- 居住地域と濃厚接触が疑われる場所の所轄保健所が異なる場合や、地域での感染者が増加している際などは、濃厚接触者の指定が遅れる可能性があるため、暫定的な濃厚接触者をリストアップし、並行して自宅待機を指示しておくことが望ましい。
- 対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にし、保健所と情報を共有する。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000717198.pdf>

- リストアップする基準の例

（例1）適切な防護（マスク等）なしで1m以内に15分以上一緒にいた。

（例2）一緒に近距離（1m以内）で食事をとった。

（例3）喫煙所で同席だった。

- このために準備しておくことの例

⇒p27「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照

- 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例

⇒ https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx

□ 従業員が、保健所指示や保健所定義の濃厚接触者ではなく、会社等の判断による「濃厚接触者に準ずる者」となった場合の対応

- 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者と指定されなかった従業員に対し、事業場独自のルールにより濃厚接触者と同様の対応を指示していることがある。
- この場合は、公的な新型コロナウイルス検査の対象にはならないこと、事業者判断での自宅待機指示のため、勤務扱いまたは休業手当の対象となることに注意が必要である。
- これらは事業場内の感染拡大防止措置としての対応であるが、当該従業員および周辺者への適切な説明が必要である。
- 事業場が費用負担するなどして従業員に自主的に新型コロナウイルスの検査を受けさせる場合は、厚生労働省のサイトに記載された機関を選択する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

		社員が					
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
症状		(－)	(＋)	(－)	(＋)	(－)	(＋)
濃厚接触者ではない	(－)	出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。			
	(＋)						
濃厚接触者である	(－)	出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状が改善傾向である ^(b) 。			
	(＋)						
感染した（PCR検査の結果が陽性）	(－)						
	(＋)						
社員の同居家族が							

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

6 従業員等の意識啓発

□ 感染症予防対策の周知徹底

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- 「新しい生活様式」、「人との接触を8割減らす10のポイント」、「感染リスクが高まる5つの場面」を周知する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- 可能な限りICTを用いた周知方法（社内のイントラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策委員会の特設サイトに掲示など）を活用する。
- 個人用ICTを持たない製造現場の従業員にも各種情報が行き渡る方法を、各事業場の実情に合わせて検討し、漏れがないようにする。
- 信頼できる感染症の情報サイトの例
 - ・ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>
 - ・ 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/>
 - ・ 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
 - ・ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID－19) 関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

□ 飲食を伴うイベントや懇親会への参加について

- 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加については私的なものを含めて強く自粛を要請することになる。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴うイベントや懇親会は、感染リスクが高まる「5つの場面」（<https://corona.go.jp/proposal/>）のうち、「場面1（飲酒を伴う懇親会等）」「場面2（大人数や長時間におよぶ飲食）」「場面3（マスクなしでの会話）」に該当する。
- 飲食を伴うイベントや懇親会ではマスクを着用し続けることが困難な状態であるため、就業の場と比較して感染のリスクが高くなることに十分に留意する。特に参加者に感染者がいた場合は、参加者全員が濃厚接触者として特定され、出勤不可能となる恐れがあるので、事前に安全側に立って慎重に開催や参加の是非を検討する。
- 会食は、なるべく普段一緒にいる人と、換気が適切になされている店で、少人数・短時間で開催し、席の配置を斜め向かいにして、飲酒を控えることが望ましい。

(2) 出社する従業員への一般的な対応

1 感染予防対策の基本の徹底

□ マスク着用

- 出勤時、退社時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。
- 屋内ではマスク着用を徹底する。長時間マスクを装着したままでは疲労するので、マスクは定期的に外して（ただし対人距離が十分に取れる場所に限り）休憩することを推奨する。
- マスクを外しているときは、他人との距離が十分に取れない場合は、飛沫発散の他人への影響を考えて、極力発声しないように心がける。
- 3密（密閉・密集・密接）の要素を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましい。休憩室内では対人距離を取り、マスクを外した状態で会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100%の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- フェイスシールドやマウスシールドについてはp12～13を参照のこと。フェイスシールドやマウスシールドの単体使用は、マスクに比べて飛沫発散抑制効果および飛沫吸入防止効果は著しく劣ることに留意する。

□ 手洗いと手指消毒

- 外部から帰室した際などは石けんと流水で、十分な手洗いを実施する。手洗後は個人のハンカチかペーパータオルなどでよく拭く。
- 出勤後、休憩前、飲食の前、勤務後、共用物を触った後は特に入念に行うことを推奨する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658585.pdf>

- 手洗い場が3密（密閉・密集・密接）の状態にならないように注意すること。
- 手指消毒液はアルコール容量（v/v）%が60～95%のものを選定する。これは重量（w/w）%では53%～92%ほどである。

Column

消毒用のアルコール（エタノール）濃度と消防法について

アルコール容量%で68%（重量%で60%）以上の製品は消防法で危険物に該当し、一か所に80L以上貯蔵するときには届け出が必要であり、同400L以上貯蔵するときには申請が必要である。通常の消毒液のアルコール濃度は容量%で表示されることが多い。

（アルコール濃度の容量%と重量%の換算表

http://www.alcohol.jp/expert/expert_table/09%20youryou%20jyuuryou.pdf）

□ 事業場におけるマスクや石けんや消毒液の備蓄推奨

- 予備のマスクを会社で備蓄することはBCPとしても重要である。
- 感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることを踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。
- 石けんや手指消毒液なども、一定期間入手困難となりうる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する必要がある。

2 海外からの帰国者・入国者への対応

□ 帰国者を含む海外からの入国者はPCR検査が陰性でも14日間の自宅待機指示が基本

- 国内外の情勢に応じて、その都度変更される。
- 厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集すること。

3 海外への出国者への対応

□ 出国する際には、渡航先の各国のルールに基づき、渡航先入国時の2週間隔離や、日本出国時にPCR検査の陰性証明書などが要求される。

- 渡航先のルールに関する情報を得たうえで、国別に入念な準備が必要になる。
- 詳細は各国大使館に相談する。
- 経済産業省管轄のTeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）は、ビジネス渡航者等がオンライン上でPCR等の検査が可能な医療機関を検索・予約できるサービスを提供している。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

4 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社の従業員への対応

□ 派遣・業務委託先企業・構内協力会社・下請け会社と事前に協議

- 感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底し、定期的な情報共有を実施する。
- テレワークの実施可否とその方法について、事前に検討・調整を行っておく。
- 派遣従業員の場合は、派遣契約の変更が必要になる可能性があり、社内担当部署と協議する。
- 勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示および受診指示等を行う。
- 自宅療養後の出勤可否判断は、会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。

5 外国籍従業員への対応

- 外国籍従業員が在籍している企業では、本人や家族が母国に戻る際のルールが必要
 - ・ 感染拡大状況やビザの種類によっては、日本への再入国が困難になることがある。
 - ・ 外国籍従業員が在籍している事業場では、社内で用いる啓発資料は多言語で展開することが望ましい。厚生労働省では、外国籍の国内居住者向けに、やさしい日本語や多言語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。
<https://www.covid19-info.jp/>

6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

- 感染拡大や流行状況を示す指標に応じた対応を検討しておく。
 - ・ 出張・外勤・研修は原則として実施を見合わせる。会議・打ち合わせは遠隔（オンライン）で行うことを検討する。連絡事項は電話やメール、書類はメール添付や郵送を活用する。
 - ・ 研修は、eラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。
 - ・ 出張・外勤が避けられない場合は最小限の人数とし、マスクを着用する。複数人の場合は、可能であれば分散して移動することを検討する。
 - ・ 訪問先の場所、時間、面会相手を記録し、公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。
 - ・ 自社所在地と訪問先の感染状況に合わせて出張・外勤の基準を設定する。
 - ・ 携帯用の手指消毒液やアルコール含有のウェットティッシュ等を持参するとよい。
 - ・ これまで必要と言われて行ってきたことを安易に否定することは従業員のモチベーションを低下させる危惧があるため、丁寧な説明を要する場合がある。
- 感染拡大や流行状況を示す指標
 - ・ 指標は国が示しているものと都道府県毎に示しているものがある。都道府県をまたいだ通勤や業務も考えられることから、どちらの指標でどのような対応を行うか検討しておく。
 ⇒p9「出張など業務による感染流行地への移動制限の検討」参照

(3) 配慮が必要な従業員への対応

1 基礎疾患を持つ従業員への配慮

- ハイリスク者（重症化のリスク因子を持つ者や要注意基礎疾患を有する者）に対して
 - ・ 感染予防のために、本人の希望も踏まえて、通勤方法の弾力的運用や就業上の配慮を行うことが望ましい。健康診断で入手できる情報には限りがあるため、本人からの申し出ができる環境を整えておく。
 - ・ 健康診断結果や治療情報といった健康情報は個人情報保護法における要配慮個人情報であり、産業医や保健師もしくは衛生管理者が厳重に管理を行い、感染予防対策のみに利用されることを、本人に伝えておく。
 - ・ 「就業上の配慮や措置」の内容については、産業医が選任されていれば産業医の意見を聴取して勘案し、業務とのバランスも考慮して、本人と協議して対応する。

重症化のリスク因子

重症化のリスク因子	要注意の基礎疾患など
65歳以上の高齢者 - 慢性閉塞性肺疾患（COPD） - 慢性腎臓病 - 糖尿病 - 高血圧 - 心血管疾患 - 肥満（BMI 30以上）	- 生物学的製剤の使用 - 臓器移植後やその他の免疫不全 - HIV感染症（特にCD4 < 200/L） - 喫煙歴 - 妊婦 - 悪性腫瘍

- ・ 例）高血圧に関して
循環器病学会：「新型コロナウイルスQ&A」問5
https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より

2 障害者雇用従業員への配慮

□ 感染症対策の情報の把握・理解について

- ・ 障害のある従業員においては、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意する。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解しておく必要がある。
- ・ 参考）日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー
<http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html>

3 妊娠中の従業員への配慮

□ 妊婦健診等で医師の指導に基づくもの

- ・ 妊娠中の従業員は、妊婦健診等で医師の指導に基づき、事業者就業上の配慮を求めることができる。妊娠したことを申告しやすい職場の雰囲気作りが望まれる。
- ・ 特に当該事業場において新型コロナウイルスに感染する恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じることが厚生労働省から求められている。
- ・ 配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。
- ・ 妊娠中の従業員の通勤時の感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4 高年齢従業員への配慮

- ☐ 65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人
 - ・ 一般に重症化する危険が高くなるため、個別に配慮が必要か検討する。
 - ・ 時差出勤などの配慮が可能な場合には、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

- ☐ 従業員からの申し出をもとに確認する
 - ・ 医学的な判断は主治医からの意見や、産業医・保健師等の産業保健専門職に確認したうえで、会社が必要に応じて在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差出勤、時差出勤と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。
 - ・ 感染を過剰に恐れている従業員がいる可能性もあるので、本人とよく話し合い、過度な対応にならないように注意が必要である。
 - ・ 産業保健専門職がいない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などに助言を求めることができる。

（4）通勤における感染リスク低減対策

1 テレワークや時差出勤の検討

- ☐ 通勤時の他人との接触を減らす
 - ・ 完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度減少を図ることも有効である（出勤日を週3～4日にするなども有効）。
 - ・ 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで人混みを避け、空いている時間に通勤する。

2 通勤方法の弾力的な運用の検討

- ☐ 混雑しない通勤経路の許可など弾力的な運用
 - ・ 時差出勤の浸透により、従来と混雑時間が変わってきている。乗車人数等を見ながら、ダイヤ改正時には混雑状況等を踏まえた対応を行う。
- ☐ 公共交通機関の非利用策を検討する。
 - ・ 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
 - ・ 上記が可の場合は、通勤手当の取り扱い、および通勤災害へ留意する。

4.

職場環境・場面別の対策

(1) 製造業現場に即した対策

感染予防対策の基本に加え、各製造現場に即した対策を検討、実施する。

1 感染者発生時を想定した濃厚接触範囲および影響範囲のシミュレーション

□ 感染者が発生した際の人事・総務や衛生管理者の行動を具体的にシミュレーションする

- 必要になる資料などはすぐに利用できるよう準備しておく。
- 保健所との連絡、濃厚接触者の範囲指定および自宅待機指示、当該事業場内等への周知等を、誰が何をするかという役割を含めた想定が必要である。
- 産業保健専門職がいる場合は、想定内容や必要書類や物品等を確認させることが望ましい。また、行動過程の中で産業保健専門職の関与についても具体的に想定しておく。
- シミュレーションは自社従業員のみならず、構内協力会社従業員・下請け会社従業員、さらには製品のサプライチェーンへの影響範囲も確認し、現場作業や関係部門と事前に共有する。
- 必ず操業していなければならないラインがあれば、より強力な感染防止対策を検討する。

2 感染者が出た場合でも製造ライン従事者全員が濃厚接触者にならない工夫

□ 職場内スタッフの体調管理強化として

- 全員にマスク着用と手洗いの確実な実施を求める。
- 毎日検温を実施し、職場内に体調不良者がいないかチェックする。
- 産業保健専門職がいれば、事前に対応内容を確認しておくことが望ましい。

Column

職場でクラスターが発生した（発生が疑われた）場合

同一場所で多人数の感染が発生することをクラスターと呼ぶ。これは感染経路が追えている小集団であり、COVID-19では厚生労働省が感染者5名以上の集団発生と暫定的に定義している。職場でクラスター発生が疑われる場合、確実かつ効果的な対策で、クラスターが次のクラスターを生み出すことを阻止しなければならない。そのためには、包み隠さず保健所と連携し、出来る限り感染経路を割り出し、感染者を隔離して感染拡大を止めること、濃厚接触者の選別（リストを作って保健所に提出すると良い）と自宅待機と検査の手配、感染者の過去3日間の行動範囲の消毒（マスク、手袋、ゴーグルなどを用いること）等を行う。感染者の行動範囲が広い場合や感染者数が多い場合は、職場の一時閉鎖も必要になる。休業手当などの制度を決めることに加え、状況によっては風評被害への対策や企業イメージを維持する方策も必要になる。また業務中に職場で感染した場合は労働者災害補償保険の適用になる可能性があるため、労働基準監督署にも連絡して判断を仰ぐと良い。

□ 製造ライン作業者に感染者が出た場合の対応

- 工場稼働への影響を最小限にするため社内対応を迅速に行う。
- PCR検査対象となった時点で、所属職場をアルコール等で消毒し、事前に濃厚接触者の該当者の有無を調査して保健所への提出書類の準備を行う（1m以内、15分以上、マスクなしで会話をチェック、等）。
- 事業場では保健所との連絡担当者（衛生管理者が望ましい）を決めておく。

□ 保健所からの指示や要求の例

- 具体的には以下があげられる。（ほかに要求があれば対応する）
 1. 発生職場上司等からの聞き取り・事実確認
 2. 発生職場の現認（レイアウトや濃厚接触場所の事前確認）
 3. 保健所提出書類の仮作成（①濃厚接触者リスト、②座席表・レイアウト、③行動履歴）
 4. 職場の消毒
 5. 関係先への連絡（随時）

3 製造ラインの復旧可否判断

□ 従業員に無理をさせない範囲で復旧させるよう、臨機応変に対応

- 製造工程や感染者数や自宅待機人数によっては、交代要員が少ない場合もある。
- 製造ライン作業者が感染した場合、当該職場および接触した可能性がある区域を定めて消毒を実施する。
- 感染者や濃厚接触者の最短職場復帰可能日を想定し、感染拡大の可能性も視野に入れながら、安定したライン稼働が可能かどうかを検討する。

4 密集や密接が避けられない現場作業の特定と対応

□ 比較的安心できる対人距離（ソーシャルディスタンス）2mを確保できない現場における対応

- 製造現場では作業の性質上、複数の作業者が密集あるいは密接して作業せざるを得ず、比較的安心できる対人距離2mを確保できない現場がある。
- そのような作業場は、作業者にマスクを確実に着用させるほか、当該作業の時間を極力減らす、送風機を使って換気する（風下に他の作業者がいないように留意）、などの対策を行う。
- 対人距離2m（屋外で空気の動きがある場合は風下でなければ少なくとも1m）が確保できず、何らかの理由でマスクを着用できず、送風等も十分に行えない場合、会話せずに作業することができないのであれば、複数人での作業を行うべきではない。

5 運転室や控室での3密回避対策

- 狭く換気の悪い空間で複数の作業者を配置せざるを得ない状況における対応
 - 出来る限り、同時に利用する人数を制限し、安心できる対人距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
 - 運転室、控室、ミーティングルームなど、狭く換気の悪い空間で複数の作業者を配置せざるを得ない状況では、マスクを着用のうえで、できるだけ発声しないことを原則とする。

6 身体負荷の高い作業現場におけるマスク着用ルール策定

- マスクの着用は負荷や不快感が増加する可能性がある
 - 身体負荷の高い工程等においても、基本はマスク着用を推奨し、熱中症対策を含む疲労防止対策を実施すべきである。
 - ただし、マスク等の着用については、吸気抵抗等の影響や、呼気による熱放散が不十分であるなど、平常時に比べて負荷や不快感などが増加することが懸念される。
 - 対人距離が十分（2m）とれる場合や送風等で飛沫感染のリスクが十分に低いとみなされる工程に関しては、大声での会話をしない条件で、マスク着用なしでの作業ルールを可とする。
 - 対人距離が十分に取れない工程に関しては、暑熱環境に対しては送風機やスポットクーラーの使用、身体負荷に対しては揚重機や治具の利用などを行い、負荷を軽減したうえでマスク着用することを推奨する。
 - どうしてもマスク着用が困難で、上記対応も困難だとしてフェイスシールド等を用いる場合、飛沫の発散防止効果および吸入防止効果はほとんど望めないことを作業者に十分に教育したうえで、発声や会話をしないことを条件に、感染の危険性を常に意識して使用する。

7 防じんマスクや防毒マスク等が優先（飛沫吸入防止にも有効）

- 新型コロナウイルスを意識した呼吸用保護具の保管
 - 有害物質から作業者を保護する防じんマスクや防毒マスクなどの呼吸用保護具は、ウイルスからの防護にも有効（防毒マスクの場合は防じん機能がある場合）なので、不織布マスク等ではなく本来の呼吸用保護具を確実に着用させるようにする。
 - 多くの人が同時に作業する現場などで使用した使い捨てでない呼吸用保護具の面体には、新型コロナウイルスが付着している可能性がある。
 - 呼吸用保護具の保管庫の近くに、面体および手指消毒用にアルコールまたは有効アルコール濃度を含有しているウェットティッシュなどを常備する。
 - 呼吸用保護具の使用後にはアルコールで面体を消毒し、接顔面を下にして保管庫に保管する。こうすることにより保管庫内で、仮に上の段からウイルスが付着した粉じん等が落下しても、接顔面には入ることがない。保管庫のドアノブなど、不特定多数の作業者が触れる場所は定期的に消毒する。
 - 呼吸用保護具は決して共用しない。また、他人の呼吸用保護具を素手で触らない。

8 共用備品・治具等の清潔確保

□ 共用の道具等のふき取り消毒

- 複数の者が共同で利用する工具・治具・備品等は、作業前後に表面のふき取り消毒（温度や材質などでアルコール消毒液等の使用が可能な工具・治具かどうかは要確認）を行う。
- 可能であれば、共用の道具等を利用する際には手袋を使用する。
- 共用備品等を使う現場作業を行った後の休憩前に行う手洗いは、丁寧かつ確実に実施する。

（2）製造現場以外（事務室等）での対策

1 執務フロアの職場環境の確認

□ 換気の徹底

- 夏季の温熱、冬季の寒冷および乾燥の問題があるが、できるだけ換気に努める。
- 閉じなくてもよいドアは可能な範囲で開放する。
- ドアや窓の2か所（対角線など）を1時間に2回以上、1回に5分間以上、開放する。
- 窓に網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
- ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
- 日本産業衛生学会産業衛生技術部会が開発した換気シミュレーターで換気機能を確認することができる。
http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
- 機械換気ができるか確認する。
- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）がカバーする中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーター等を使用して部屋の空気を拡散したり、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- 事務所衛生基準規則の二酸化炭素（CO₂）基準を守る（CO₂ < 1,000 ppm）。この簡易測定のためにポータブルCO₂モニター等を活用することも可能である。ただし、換気状態のモニタリングをCO₂濃度だけに依存することは注意を要する。
- 乾燥を防ぐため相対湿度40%以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40%に到達しないことが多いことにも留意する。

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーテーションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクなしで会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク装着が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

□ 3密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置

- 一部屋の作業可能人数は、ソーシャルディスタンス（各従業員の周囲2m）を確保できるように設定する。
- ソーシャルディスタンス（十分な対人距離）を確保できない場合は、マスクを常時着用の上、電話やWeb会議などで発声が頻繁にある場合は、念のためアクリル板等の遮蔽板の設置など飛沫発散防止対策を実施する。
- フリーアドレス（自由席）の場合
 - ・ 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。
 - ・ 利用者は利用前後で机や電話などの共用部分を消毒するようにする。
- 固定席の場合は対面にならないように席を配置する。
- 距離確保・遮蔽板設置
 - ・ 対面で座席を配置する場合には面前にアクリル板等の遮蔽板を設ける。
 - ・ 隣席同士での会話や電話連絡は、対人距離が十分でないことがあるためマスクなしでは控えるように指導する。座席の横に遮蔽板等を設置する場合も、会話の際はマスク着用の上で、遮蔽板越しになるよう顔の位置に留意すること。

□ 事務機器等

- PC等の共用物品を最少化する。
- 共用機器の消毒を行う。
 - ・ 電話機・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機、エレベーターボタンなど、特に高頻度に接触する物は定期的に消毒する。材質等の関係で消毒が難しい場合は、利用者側がマスク装着と手指消毒を徹底する。
 - ・ 共用機器を使用した時には、できるだけ都度アルコールなどで清拭する。
- ペーパーレス化、デジタル化の推進、押印の見直しを検討する。

Column

テーブルなどの消毒

- 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
- 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- 次亜塩素酸水については、製造方法や塩素濃度などについて条件付きで有効性が確認されているが、多くの製品で条件が明示されておらず、必要な塩素濃度を満たしていない製品も多いので、少なくとも含有成分や塩素濃度などが確認できない製品は推奨しない。
- いずれも拭き取りを基本とし、空間への噴霧は吸入の危険があるので絶対に行わない。

2 ミーティング、朝礼・点呼、会議等

□ ミーティング、朝礼・点呼

- 全員マスク着用のうえで、参加人数を絞って会話を減らし短時間で行う。
- 対人距離が一定以上確保可能なサイズの部屋を使用し、以下を実施する。
 - ・ 安心できる対人距離を取る（着席時2m以上の間隔、対面位置を避ける）
 - ・ 前後の時間で換気の実施
 - ・ 参加者は手洗い等の実施
 - ・ 15分以内とする

□ 会議の場合

- 会議室では従来の利用人数の半分程度に定員を設定し、対人距離2mを確保することが望ましい。マスクを装着した状態で使用し、席からむやみに移動しないことを原則とする。
- 一定時間ごとに休憩して換気を行う。窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。気流がなければサーキュレーター（送風機）を使用。
- 換気不十分な会議室（例：人数を絞っても一定時間を経過するとCO₂の濃度が基準以下に保てない）は使用不可とすることも考慮する。
- 参加者は手洗い等を行う。
- テーブル、椅子、ドアノブは会議前後に消毒する。
- 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、会議室使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。

□ アクリル板、ビニールカーテンの設置

- ミーティング、朝礼・点呼、会議等では、可能であればアクリル板、難燃性ビニールカーテン等を設置し、定期的もしくは会議毎に消毒する。
- アクリル板を設置する場合は、換気を妨げない高さとする。
- ただし、アクリル板やビニールカーテンはあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の発散および吸入の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。

□ 遠隔会議（一部参加者または全員）の実施

- Web遠隔会議システムを導入して遠隔でも会議ができるようにする。

3 エレベーター

□ 対人距離（ソーシャルディスタンス）確保と会話自粛の依頼

- ・ エレベーター内の人数は、定員の半分程度を目安とするとよい。
- ・ エレベーター乗車の待ち行列の対人距離確保のため、フットスタンプ等を活用する。整列時もマスク着用と会話を控えることを要請する。
 - ・ エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。
 - ・ 利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。
 - ・ ボタン部分に触れた際には手指消毒を忘れないようにする。

□ 同じビル内の別フロアや他部署への移動を極力避けることも推奨される対策

- #### □ エレベーターの代わりに階段を活用する場合、もともと狭いところを複数人で利用することで対人距離が近づくことや、運動負荷により呼吸回数が増加して飛沫発散が増えるなどの懸念もあるので、注意して対応することが望ましい。

4 休憩場所・食堂・更衣室・仮眠スペース・喫煙場所

□ 休憩場所

- ・ 安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備する。
- ・ 3密（密閉・密集・密接）を避け、原則として会話を禁止とする。
- ・ 共用冷蔵庫の取手部分や、開ける際の接触部分は定期的に消毒する。
- ・ 休憩場所で食事をする場合は、食堂に準じた管理とする。
- ・ 職場でうがいや歯磨きをする習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周辺を拭き取ることを掲示等で要請する。
- ・ マスクや鼻をかんだティッシュや使用したペーパータオル等は、フタつきのごみ箱を設置して廃棄してもらう。
- ・ ごみ捨てや回収を行う際には、マスクと手袋を着用し、作業後は石けんと流水で十分な手洗いをを行う。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列が3密（密閉・密集・密接）になってしまう場合は、そちらのリスクを考慮する必要がある。

□ 食堂

- 必ずマスクを外すことが最大の注意点である。
- 入室前の手洗いを徹底し、スマートフォンは人混みでも使用している場合は表面に飛沫が付着している可能性があることに留意すること。
- 従業員の食事時間をずらす等により、食堂で一度に食事する人数を制限する。
- 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は会話をしない前提で1 m以上を確保する。
- 念のためアクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- 食事中の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。
 - ・ マスク取り扱いのルールの作成例
 - (例1) 清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。
 - (例2) マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。
 - (例3) マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
 - (例4) テーブルに直接マスクを置いた場合は、離席時にテーブルを消毒する。

□ 更衣室

- 更衣室内で安心できる対人距離が取れるよう、同時利用人数の制限、人の動線の工夫、および換気を検討する。
- 製造業では、慣例的に事務職場においても上下とも作業着に着替える従業員が多くみられる。上下とも作業着に着替えることが本当に必要な職場かどうか、自宅から作業着を着用して出勤することが可能かどうか等を検討し、更衣室に入る機会を減らす工夫が求められる。
- 多くの更衣室内では対人距離が十分に取れないため、マスクを着用したまま更衣し、会話や飲食は原則として禁止する。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- 空間除菌装置や薬剤に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があるため、行わない。
- オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下での効果や、人体に有害な高濃度での効果など、使用条件に制限があることに留意する必要がある。
- 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPAフィルタ式空気清浄機は、浮遊微生物の捕捉効果は高いと考えられているが、有効範囲は広くない。
参照) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- 抗菌コーティングは、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。
- 特定波長の紫外線は実験と同じように照射できれば有効だが、実際は対象が平面とは限らず様々な角度で当たるために、実験通りにならない可能性がある。

☐ 仮眠スペース、仮眠室の感染予防対策

- ・ 仮眠スペース、仮眠室等での清掃・消毒の方法や頻度等を定め、感染予防に努める。

☐ 喫煙場所

- ・ 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から、禁煙サポートを行い、できるだけ「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
- ・ どうしても閉鎖できない場合は、屋外の開放空間に喫煙所を設けることを検討する。
- ・ 喫煙所内ではマスクを外すことから、会話や飲食は禁止し、対人距離を2m以上確保できるように利用人数の定員を定める。

5 トイレ・洗面所

☐ トイレ使用後は石けんを用いて、丁寧に手全体を洗う

- ・ あらかじめ正しい手洗い方法を教育・啓発しておく。
- ・ 石けんによる十分な手洗いがあれば、あとのアルコール手指消毒は、必須ではない。
- ・ ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチ携帯を徹底し、洗った後は手指を十分乾燥させる。(タオルの共有はしない)

☐ トイレの使用マナー等

- ・ 洋式トイレで汚物を流す際には、フタを閉めるよう掲示する。
- ・ トイレ清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。
- ・ 洗面所でうがいや歯磨きの習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことや、使用後にペーパータオルで周辺を拭き取ることを掲示等で要請しておく。

6 研修会・講習会などにおける留意点

☐ 集まる人数・滞在期間が短くなるよう計画を見直す

- ・ 技能系従業員に向けた実技を伴う講習等は、数日間にわたり実施される計画が多いが、1回あたりの参加人数を減らして数回に分けて開催する可能性等を検討する。
- ・ 講習会参加者および講師の当日の体調確認を確実にを行い、記録を提出させるなどして管理する。
- ・ 主催側は、マスクの予備や消毒液などを準備しておく。

☐ 会場の注意点

- ・ 会場は、対人距離が確保可能なサイズの部屋を使用し、①ソーシャルディスタンスを取る（着席時2m以上の間隔が理想、対面位置を避ける）、②換気の実施、に留意する。
- ・ そのうえで、③入室前の手指消毒、④可能であれば参加者全員に入り口での検温、を行う。
- ・ マイクの都度消毒、部屋使用後の清掃実施などにも留意する。

7 コールセンターを有する場合

□ 部屋、デスク回り（作業環境管理）

- マスクを正しく着用する指導を行い、補完的に遮蔽板を設置し、飛沫防止対策を行う。
- 座席は3密（密閉・密集・密接）を避ける位置に配置する。間隔を2m確保することが望ましい。
- テレワーク勤務や交替制勤務などで同時に在室する人数を減らすことが可能か検討する。

□ 使用機材（作業管理）

- 共用で使用する機器については、可能な場合は使用前後のアルコール消毒を徹底する。
- マスクをしても飛沫付着の可能性がある機器（ヘッドセット等）は各個人の専有とする。
- 業務開始前および休憩前後と業務終了後に手洗いを徹底する。

8 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点

□ レンタルオフィス、シェアオフィス、コーヒーショップ等で業務する場合

- これらの場所は、不特定多数が使用していると考え、感染リスクは自宅より高くなることに注意する。職場以外の公共の場所で業務を行う際も、十分注意が必要である。
- 個々で利用前にアルコール等により、使用する机・椅子、椅子周囲を消毒する。
- 利用場所の新型コロナウイルス対策の状況を確認する（出入り口のサーモグラフィー等の設置がある／非接触式の体温測定がある、利用者の連絡先の記入がある、アルコール消毒液の設置がある、無意味な空間噴霧などを行っていない、など）。
- 周囲の利用者がマスクを着用しているか確認する。
- 3密（密閉・密集・密接）になっていないか、換気状況も含めて確認する。



5. その他の対策

(1) 寮における感染予防策の策定

- 製造業では現場作業員向けに寮を有する事が多い
 - 通常の感染症対策に加え、感染者や濃厚接触者が発生した時の対応を検討する必要がある。
 - 寮で発熱者・検査対象者・感染者が出た場合のマニュアル整備を行う。
 - 食堂や共用施設で濃厚接触が発生しやすい点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。
 - 寮で感染者が出た場合には、直近2週間の行動履歴の聞き取りの際に寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および濃厚接触者の該当者の有無を確認し、保健所への報告の準備をする。職場・寮の更衣室やロッカーなど、直近3日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。
 - このために準備しておくことの例
 - ⇒p27「保健所からの指示や要求の例」の内容を参照
 - 保健所が行う積極的疫学調査の記録用紙の例
 - ⇒https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/nCoV_survey210108_s.xlsx
 - 寮の利用者は、勤務する事業場が1か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。
 - 感染者が寮内で療養する場合は、他の利用者と会わなくてすむ個室隔離部屋を準備できると良い。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。
 - 治癒後の感染者が寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する。



(2) 来客対応

☐ 受付対応担当者の感染予防対策

- マスクを着用し、アクリル板や難燃性ビニールカーテンを設置する。
- 対応台などは定期的な消毒を行い、ゲスト名札はその都度消毒または使い捨てにする。
- 対面受付を別に設置している場合は、来客と接触機会を減らすよう動線を配置する。

☐ 来訪者の人数制限

- 来訪者を事前予約制とする。
- 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- 来訪時はマスク着用と手指消毒および体温測定と健康状態申告への協力を依頼する。
- 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。

☐ 3密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置

- 待合椅子がある場合には、椅子を間引くなどして2mの間隔を確保する。

☐ 株主総会

- 事前の議決権の行使で来場者を制限する。
- 詳細は「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第7章を参照のこと。

☐ 採用面接

- 電子書類で書類を授受する。
- オンライン面接の実施を検討する。

(3) 事業場で実施する健康診断の工夫

☐ 事業場で実施する健康診断は会場が3密（密閉・密集・密接）とならないようにする

- 健診業者との事前の打ち合わせを綿密に行う。
- 単位時間当たりの健診対象者数を絞り込めるよう健診計画を見直し、健診会場において検査の順番待ちの列ができないような時間配分を行う等の事前計画を綿密に行う。
- 緊急事態宣言発令中にはどのように対応するのか、事前に想定しておくことが望ましい。
- 健康診断を任意の医療機関で受診できる対策を検討する場合は、以下の点に注意する。
 - ・ 特殊健康診断は作業条件の簡易な調査で、ばく露量の変化の推定や作業環境測定結果の提示などが求められるため、普段と違う不慣れた医療機関では有害要因へのばく露評価が不適切になる可能性があるため注意が必要である。
 - ・ 定期健康診断の場合、精度管理が複数の機関で同じレベルなのか、結果報告様式や単位が違わないか等の注意が必要である。

6. その他（情報リソース）情報収集について

参考情報および本マニュアルに記載した信頼できるサイト一覧

☐ **日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報**

<https://www.sanei.or.jp/>

科学的エビデンスに基づいた「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（日本渡航医学会 <https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html> との共同制作で弁護士による法解釈も有益）、室内換気の目安を計算で得ることができる「新型コロナウイルス感染症対策用換気シミュレーター」、その他心理面に関する産業保健職向け留意事項や嘱託産業医向けアドバイスが掲載されている。

☐ **内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策**

<https://corona.go.jp/>

政府主導の施策や調査結果が掲示されている。国民向けメッセージもある。

<https://corona.go.jp/proposal/>

感染リスクが高まる「5つの場面」特設サイト

☐ **厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の情報のまとめページ。各種ポスターやトピックス、新しい生活様式、新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識、国民向け情報や啓発資料、政府の取組み、感染の概況をまとめて掲示している。

☐ **厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に対応する企業に向けて回答しているQ&A。随時改訂や追加がされており、大項目1～10までの項目が記載されている。

☐ **厚生労働省：接触確認アプリ（COCOA）Q&A**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html

接触確認アプリ利用者向けによくある質問①～⑧までの項目が記載されている。

- **国立感染症研究所：新型コロナウイルス（COVID－19）関連情報ページ**
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
新型コロナウイルスの日本での感染状況を随時まとめ、更新されている。
- **経済産業省：新型コロナウイルス関連 経済産業省の支援策**
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
経済産業省が行っている企業向けの支援策が一覧になっている。
- **日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト**
<https://jeaweb.jp/covid/>
感染症疫学に関する用語の解説や研究の紹介、新型コロナウイルスの検査について解説されている。
- **厚生労働省：クラスター対策（換気対策）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyoku.html#h2_6
厚生労働省がクラスター対策としてまとめている部分で、特に「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について、季節に応じた対策がまとめられている。

7. 参考となる図

図1：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

電車や職場、学校など人が集まる場所でやる

正しいマスクの着用

1



鼻と口の両方を
確実に覆う

2



ゴムひもを
耳にかける

3



隙間がないよう
鼻まで覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



首相官邸

Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚生労働省

検索



出典：厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」リーフレット

図2：新しい生活様式の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

図3：人との接触を8割減らす、10のポイント

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスクをつけて 	3つの密を 避けましょう 1. 換気の悪い 密閉空間 2. 多数が集まる 密集場所 3. 間近で会話や発声をする 密接場面	

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図4：感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：内閣官房ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策推進室

図5：3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



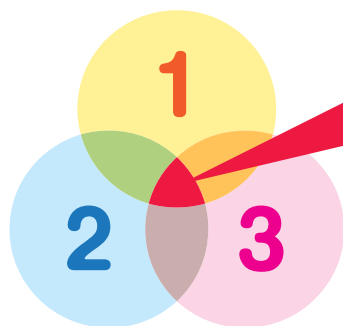
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



図6：消毒薬の選択

新型コロナウイルス感染症対策

消費者庁 経済産業省 厚生労働省

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

消毒・除菌
〇〇配合

チェックポイント
☒使用方法 ☒有効成分 ☒濃度 ☒使用期限
 ※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策
 こまめな手洗いを心がけましょう。
 石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。

② 物品のウイルス対策
 テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。
 塩素系漂白剤等の詳しい情報は
[こちらから！](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)
 家庭用洗剤等の詳しい情報は
[こちらから！](https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf)

③ 空間のウイルス対策
 定期的に換気してください。
 注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

消費者庁
 新型コロナウイルス関連
 消費者向け情報
[詳しくはこちら](#)

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図7：次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

* 次亜塩素酸ナトリウムは不安定のため作り置きはしない。トイレ掃除に関しては
0.1% 以上の次亜塩素酸ナトリウムが必要である。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について 一部著者改変

図8：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例

フロー図 1

入寮者に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

集団感染防止の観点での対応手順

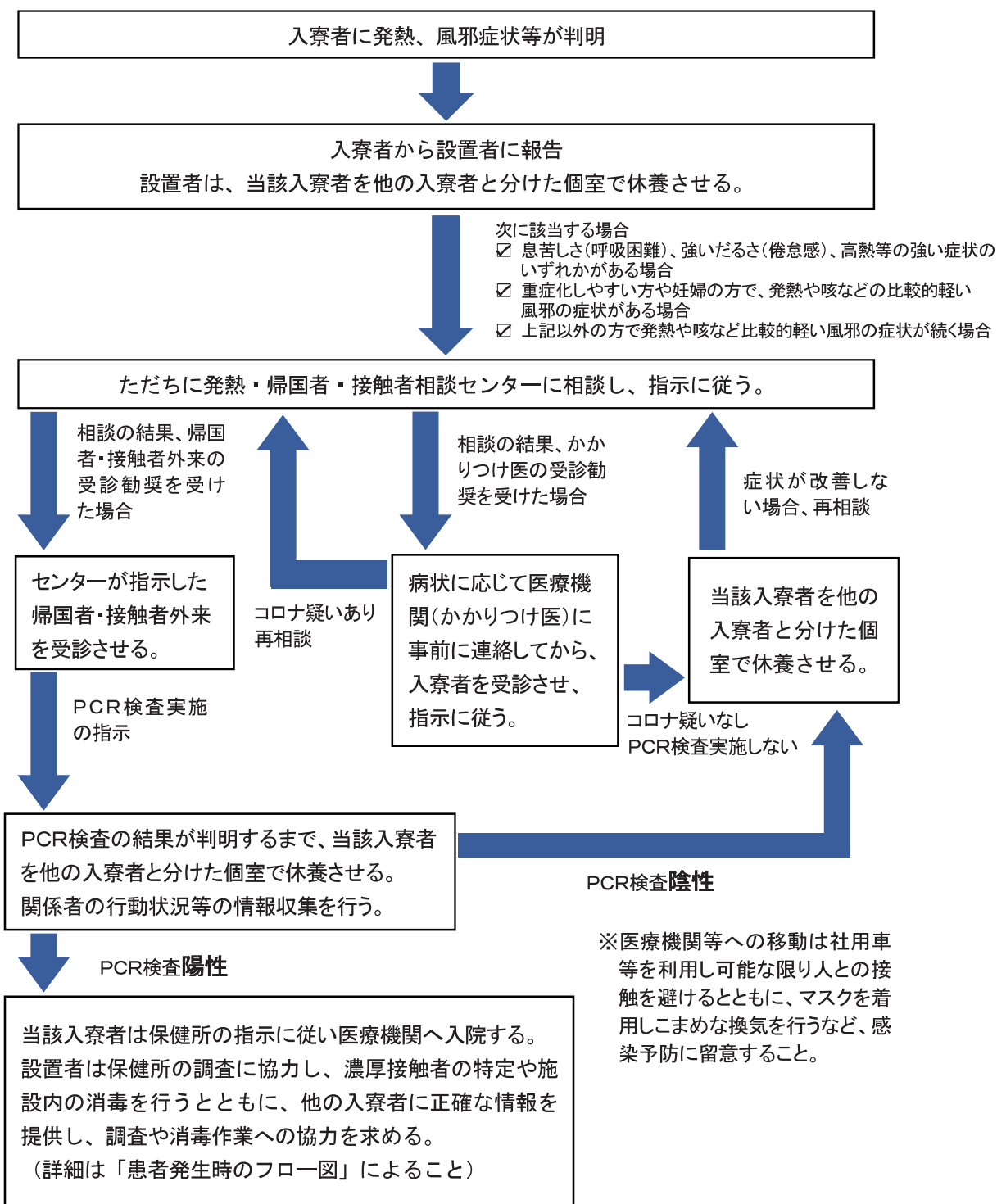
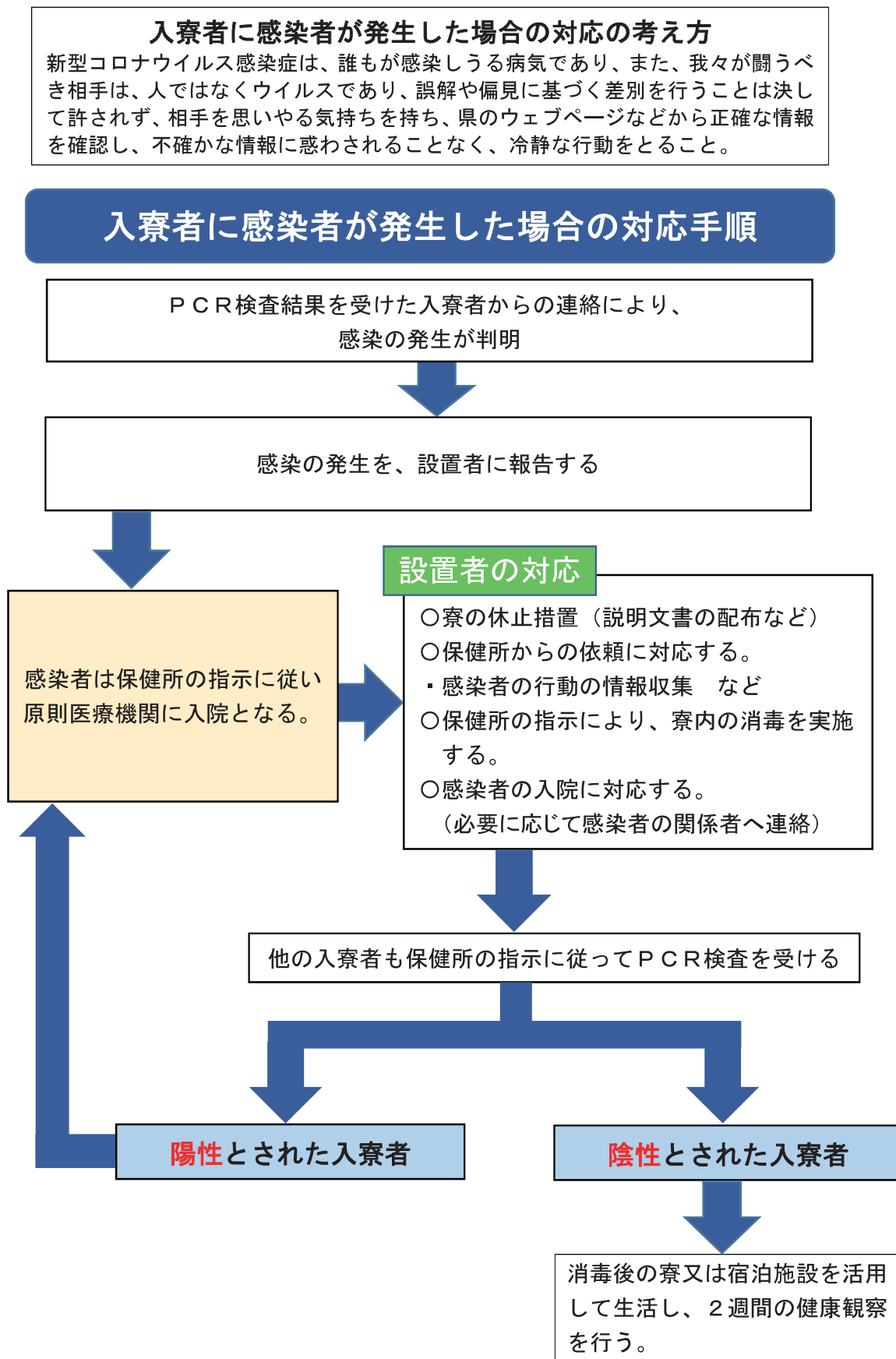


図9：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例

フロー図 2



出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、製造業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

製造業のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者>

森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 教授

<責任者>

宮本 俊明 日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医

<メンバー>（五十音順）

垣内 紀亮 ダイハツ九州株式会社 総務・人事部 安全衛生推進室 産業医

加藤 憲忠 富士電機株式会社 大崎地区健康管理センター 所長

北原 佳代 三菱重工業株式会社 人事労政部健康管理センター 統括産業医

<事務局>

酒井 洸典 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学 修練医

製造業における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

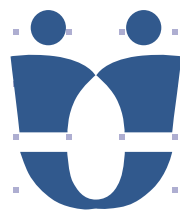
使用方法：各項目について、ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類	確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
1 感染予防対策 （危機管理） に関わる体制	1-1 感染予防対策に関する社内体制（主担当者、情報等の伝達ルート、対策検討部門等）が整備されており、感染対策の基本方針や行うべきことが従業員と共有できている	☐	2.(2) 6ページ
	1-2 産業医や保健師がいる事業場では医学的な助言や指導を求める。産業保健専門職がいない事業場では活用できる相談機関の連絡先の把握ができている	☐	2.(2) 7ページ
	1-3 取引先企業、業務委託元企業、業務委託先企業、派遣会社などがあれば、それらと共通した方針、対策がとれるよう協議をしている	☐	2.(3) 7ページ 3.(2)4 22ページ
	1-4 出勤に伴う感染リスク、就業場所における感染リスクを考慮して、出社基準の設定や、出社チームを分割するなどして、従業員等の出社を減らす工夫ができている	☐	2.(5) 8ページ
	1-5 自事業所所在地と訪問先地域の感染流行状況に合わせて出張・外勤の基準を設定している	☐	2.(5) 9ページ 3.(2)6 23ページ
	1-6 感染者や発熱者、濃厚接触者などに対して過剰な対応や非難、差別、解雇などは行っていない	☐	2.(6) 9ページ
	1-7 従業員を出社自粛・自宅待機にした場合の勤務取扱いや、休業した場合の賃金対応等について、労使間で協議されており、安心して休める社内ルールができている	☐	2.(7) 9-10ページ

分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
2	全従業員に対する対策	2-1 従業員等は休日を含め日々の体調の自己管理（体温の確認＋症状の有無）に努めている	☐	3.(1)1 11ページ
		2-2 勤務中だけでなく、出勤時や帰宅時および日常生活を含めて、マスク着用の徹底、手洗いと手指消毒の徹底を従業員に要請している	☐	3.(1)1 11-12ページ 3.(2)1 21ページ
		2-3 発熱や有症状の際の出勤自粛の基準を作成し、従業員へ周知することができている	☐	3.(1)2 13-14ページ
		2-4 感染疑い者、感染者、濃厚接触者が発生した際の対応基準・復職基準などを作成し、従業員へ周知することができている	☐	3.(1)2,3,4,5 13-19ページ
		2-5 従業員への意識啓発のための情報提供を行うとともに、私的なものを含めた飲食を伴うイベントや懇親会への参加について自粛や注意を促している	☐	3.(1)6 20ページ
		2-6 海外への渡航者、海外からの帰国者・入国者の対応についての基準を作成し、該当従業員に周知している	☐	3.(2)2,3 22ページ
		2-7 重症化リスクを有する従業員、妊娠中の従業員などに対する配慮のための自己申告を促している	☐	3.(3) 23-25ページ
		2-8 時差出勤やテレワークの部分導入、通勤方法の弾力的な運用等で、通勤における感染リスク低減対策がとられている	☐	3.(4) 25ページ
3	製造業現場に即した対策	3-1 製造現場において、感染者発生時を想定した濃厚接触範囲および影響範囲のシミュレーションを行っている	☐	4.(1)1 26ページ
		3-2 感染者が出た場合でも同一製造ライン従事者全員が濃厚接触者にならないための工夫ができている	☐	4.(1)2 26ページ
		3-3 製造ラインの復旧可否判断の方法が規定されている	☐	4.(1)3 27ページ
		3-4 密集や密接が避けられない現場作業（運転室や控室含む）の特定とリスク低減対策を定めている	☐	4.(1)4,5 27-28ページ
		3-5 感染リスクを減らすため、作業現場での適切なマスク着用ルールを定めて従業員に周知している	☐	4.(1)6 28ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
		3-6	防じんマスクや防毒マスク等の呼吸用保護具は飛沫吸入防止としても有効であり、使用すべき場面では不織布マスク等ではなく呼吸用保護具を用いることを徹底し、新型コロナウイルスを意識した保護具保管方法を従業員に周知している	☐	4.(1)7 28ページ
		3-7	製造現場における共用備品・治具等の清潔確保に努めている	☐	4.(1)8 29ページ
4	製造現場以外 (事務室等) での対策	4-1	執務室等の換気については、機械換気の確認あるいは、1時間に2回以上の換気（2か所以上の開放が望ましい）ができています	☐	4.(2)1 29ページ
		4-2	執務中の従業員同士の距離は2mが確保されるように設定され、確保できない場合は常時マスク着用の徹底がされている。	☐	4.(2)1 30ページ
		4-3	朝礼・点呼・ミーティング、会議等は全員マスク着用のうえで参加人数を絞って行い、事後の部屋の換気とテーブル等の消毒を行っている	☐	4.(2)2 30ページ
		4-4	エレベーター内の人数は定員の半分程度を目標とし、乗車の待ち時間も含めて全員マスク着用と会話を控えることを要請している（ただし乗車前の待ち行列のリスクとの勘案）	☐	4.(2)3 32ページ
		4-5	マスクを外せる休憩場所ではマスクなしでの会話は禁止とし、歯磨きやうがいの際は周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう従業員に要請している	☐	4.(2)4 32ページ
		4-6	食堂や更衣室では同時利用人数の制限を行い、換気や対人距離確保およびマスクを外す際のルールを決めて従業員に周知している	☐	4.(2)4 33ページ
		4-7	喫煙室はできる限り閉鎖を検討し、閉鎖困難の場合は屋外の開放空間に喫煙所を設け、喫煙所内では会話や飲食を禁止し、適切な対人距離を保つために利用人数制限を行っている	☐	4.(2)4 34ページ
		4-8	寮は食堂や共用施設部分で濃厚接触になりやすい点に留意して感染予防策の策定を行い、寮で感染者が発生した場合の対応についてシミュレーションし、関係部署との連携を確認してある	☐	5.(1) 36ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、製造業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。



建設業における

新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル



(公社)日本産業衛生学会

令和2年度厚生労働科学特別研究事業研究班

新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の6つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

- 1 オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
- 2 製造業：工場など製造現場。
- 3 建設業：建設・工事など。
- 4 接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
- 5 運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
- 6 運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法1：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

建設業における 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)予防対策チェックリスト(抜粋)				
分類	確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
感染予防対策	1-1	事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、協力企業を含む従業員、作業員へ周知している。	☐	2.(1) 6ページ
	1-2	感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。 (補足) 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2.(2) 6-7ページ

(マニュアル ○ページ) ←

2. 感染予防対策（危機管理）の体制

(2) 感染予防対策の体制整備

- ☐ 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、オフィス、事業場、建設現場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。
- ☐ 事業者、建設現場が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
 - ・ 組織体制の例

使用方法2：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

建設業における 新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策（危機管理）の体制	6
（1）事業者による方針の表明	6
（2）感染予防対策の体制整備	6
（3）元請け・下請け企業およびその他の関連企業との方針の協議	7
（4）事業運営形態の検討	7
（5）出社形態の検討	8
（6）差別防止の事前検討と対応	9
（7）新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の保証等の協議	10
（8）接触確認アプリ（COCOA）について	10
3. 全従業員、作業員に対する対策	11
（1）全従業員、作業員に対する周知・啓発	11
1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理	11
2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方	13
3 感染が確定した従業員への対応	16
4 濃厚接触者となった場合の対応	17
5 濃厚接触が疑われる場合の対応	18
6 従業員等の意識啓発	19
（2）出勤する従業員への一般的な対応	20
1 感染予防対策の基本の徹底	20
2 海外からの帰国者・入国者への対応	21
3 海外への出国者への対応	21
4 派遣・業務委託先企業、協力会社等の従業員への対応	21
5 外国籍従業員への対応	22
6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策	22

(3) 配慮が必要な従業員への対応	23
1 基礎疾患を持つ従業員への配慮	23
2 障害者雇用従業員への配慮	23
3 妊娠中の従業員への配慮	24
4 高年齢従業員への配慮	24
5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮	24
(4) 通勤における感染リスク低減対策	24
1 テレワークの検討	24
2 通勤方法の弾力的な運用	25
3 公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨	25
(5) オフィスにおける対策	25
1 オフィス環境・執務フロア	25
2 会議・ミーティング等	28
3 エレベーター	29
4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・喫煙場所	29
5 トイレ・洗面所	30
6 電話対応窓口	31
(6) 建設現場での対策	31
1 朝礼や打ち合わせ、施工検査等の工夫	31
2 安全性の維持	31
3 換気の徹底	32
4 熱中症対策	32
5 接触感染対策	32
4. その他の対策	33
1 寮における感染予防策の策定	33
2 来客対応・客先訪問	34
3 株主総会	34
4 採用面接	34
5. 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点	35
6. その他（情報リソース）情報収集について	37

7. 参考資料	39
図1：発注者、元請負人、下請負人の関係	39
図2：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用	40
図3：新しい生活様式の実践例	41
図4：人との接触を8割減らす、10のポイント	42
図5：感染リスクが高まる「5つの場面」	43
図6：3つの密を避けましょう	44
図7：消毒薬の選択	45
図8：次亜酸素酸ナトリウム液の作り方	46
図9：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例	47
図10：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例	48
資料：勤怠に関するマトリクス	49

建設業における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	51
---	----

【コラム】

テレワークの労働時間管理	8
新型コロナウイルス検査	14
差別防止や人権への配慮が悪い例	18
消毒用のアルコール濃度と消防法について	20
手洗いの推奨例	20
機械換気ができない事業場における換気法	26
遮蔽板の高さ	26
テーブルなどの消毒	27
空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて	28
エレベーターは高リスクか？	29

1. はじめに

職場における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策は、感染拡大防止と従業員の生命・健康の保持にとって極めて重要である。厚生労働省は、2020年5月14日付で職場における新型コロナウイルスへの感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼し、同時に「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を公表し、以後も状況に応じて改訂を行っている。一般社団法人日本経済団体連合会においても、2020年5月14日付で「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」をオフィスと製造事業場向けに発出し、同年12月1日付で改訂が行われ、傘下の団体への参考に供している。一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会は共同で、それまでのCOVID-19関連情報提供からリニューアルした「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（以下**職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド** <https://www.sanei.or.jp/>）」を2020年5月11日に公表し、以後も数次にわたる改訂を行っている。また、一般社団法人日本建設業連合会においても、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」「新型コロナウイルス感染症対応建設BCPガイドライン」等を公表し、数次にわたる改訂を行っている。

これらの資料を活用して、多くの事業場で対策が進められてきているが、業種・業態によっては一律に実施しにくいCOVID-19対策が存在する。一方で、業種・業態に特化した重要な対策も存在すると考えられる。建設業界はインフラ関連（電力、ガス、水道、道路、鉄道等）の維持運営、防災、オリンピック関連等の工事等はより公共性が高く、緊急事態下でも最低限の事業継続が要請されている。工事の縮小、中止の場合でも、速やかな再開に備えて、事業継続計画（BCP）等を策定しておくことが必要である。また、建設現場には非常に多くの複雑な工程があり、進捗状況にあわせて様々な職種、大企業から中小・零細企業、一人親方などが出入りするため、各事業者がCOVID-19対策を共有するためには、建設業が取り組んできた従来の安全衛生対策、危険予知活動、安全巡視、安全衛生教育なども活用しながら、効果的な感染予防マニュアルを策定し共有することが望ましい。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。



2. 感染予防対策（危機管理）の体制

（１）事業者による方針の表明

- 事業者（元請け）は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事をその都度表明し、協力企業を含む従業員・作業員への周知徹底を図る。
 - 表明の例
 - （表明方法の例）新型コロナウイルス対策に関して、全社にメール配信等で意思表示し、感染拡大状況に応じて経営層が方針や対策を説明する。
 - （周知文章の例）「新型コロナウイルス感染拡大を防止するために、当社では会社全体で対策に取り組むとともに、協力企業の従業員もお互いのために感染拡大を防止するよう努めることとする。会社としての現時点での感染防止対策基準をここに示す。なお、感染状況により基準は随時変化するため必ず目を通すこと。」
- 発注主にも新型コロナウイルスの感染防止対策を推進する事に理解を求める。

（２）感染予防対策の体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部等を設置し、オフィス、事業場、建設現場における感染予防対策の検討、対策の実施・推進、対策の実施状況の管理等、情報や管理状況の集約ができる体制を整備する。
- 事業者、建設現場が積極的に関与し、関連部署、衛生委員会との連携を持つ。
 - 組織体制の例
 - （例１）組織の実効性を持たせるため、総括責任者は（安全衛生担当の）役員クラスとする。
 - （例２）建設現場では作業所長等が統括責任者を務め、協力企業との連絡に当たる。
 - （例３）社内もしくは各作業所で方針を決定し、組織として感染症対策にあたるうえで必要なメンバー・部門（機能）で構成する。どのようなメンバー・部門（機能）が対策上必要になるかは組織ごとに異なるが、「安全衛生管理部門」「休業や給与補償などの制度等に関して人事・労務部門」「施設設備の消毒などに関して総務・施設設備部門」「マスク・消毒剤の調達に関して購買部門」「社内外へのコミュニケーションに関して広報部門」などが考えられる。

- 産業医や保健師など産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言や指導を求める。
 - 産業保健専門職に求める助言指導の例
 - （例1）現在の感染状況や推移を基に、業種・業態等に応じてどのような対策が必要か。
 - （例2）最新の医学的知見に基づいて、現状の対応からの修正が必要か。
 - （例3）検討・準備している対策に関して、要否や過不足などの意見。
 - （例4）感染拡大の状況に合わせた強化や解除に関する意見。
 - （例5）対応への注意点、社内の推進状況についての意見。
 - 産業保健専門職がいない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。

（３）元請け・下請け企業およびその他の関連企業との方針の協議

- 元請け・下請け企業およびその他の関連企業と事業場において共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 自社で決定された対策事項について、同じエリアで勤務する自社以外の従業員にも同様の対応を求める必要がある。派遣会社等にも自社の取組みをわかりやすく説明し、共通した方針、対策が取れるよう協議を行う。
 - 自社従業員、協力企業等の従業員と連携を持つ場合は、朝礼、巡視、安全衛生委員会、新規入場者教育、作業手順の確認および安全衛生教育などの従来の安全衛生対策の枠組みを活用する。
 - 派遣元、業務委託元企業の対策事項との差異があっても、自社エリアで作業に従事する場合は当該エリアでの感染症対策の責務があり、また、自社の施設を使わせている場合は施設管理を行う立場として自社の対策が先行するものとして対応を求める。
 - 小規模事業所・事業場に対しては、元請け等が積極的に支援する。

（４）事業運営形態の検討

- 感染蔓延の状況でも継続が必要な工事、作業・業務を選択し（事業継続計画BCP：Business Continuity Planning）、中断可能な業務における対応を検討する。
- BCPには工事中止ないし計画変更時の発注者への対応、従業員の雇用維持、資金繰り等に対する包括的な行動計画も含まれる。
- 工事の中断基準の作成や、情報開示をどこまで行うかの検討も必要になることがある。
- 従業員居住地域の保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業対応等について検討し整備しておく。

- 工事中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。
 - ・ 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

（５）出社形態の検討

- 出社継続が必要な従業員
 - ・ 出社継続が必要な従業員の判断：出社継続が必要な業務と理由を洗い出し、当該業務の分担を見直したうえで、対象従業員を決める。
 - ・ 出社継続が必要かどうかの判断は、事業の継続、従業員の安全確保（出勤によって感染した場合は労働災害になることも考えられる）および給与等の補償にも関わる重要な事項であり、「（４）事業運営形態の検討」にあるように組織として判断、あるいは基準を決める必要がある。
 - ・ 出社継続が必要なチームであっても、作業場所における感染リスクを下げ、かつ、万一職場（作業現場）で感染者が生じた場合にチーム全員が出勤できなくなる事態を回避するために、チームを分割して交替で出勤する等により、同じ時間帯に出勤する人数を減らす対策を検討する。
 - ・ 時差出勤の可否を検討し、混雑を避けた出社ができる制度整備を行う。
- 在宅勤務・テレワークの可否判断、体制の整備
 - ・ 一部実施、完全実施の検討
在宅勤務が進まない場合には、在宅勤務や出勤率の目標を記載するとよい。
 - ・ 在宅勤務や出勤率の目標の例
（例１）在宅勤務を週２～３日、出社を週２～３日、などを個人ごとに設定
（例２）出勤率５０％、あるいは出勤率３０％、など
（例３）２班に分かれて、月曜・水曜と火曜・木曜にそれぞれ交代で出社として、金曜は全員在宅勤務とする
 - ・ 従業員の自宅近所でサテライトオフィス、シェアオフィスの使用検討

Column

テレワークの労働時間管理

新型コロナウイルス感染予防対策としてテレワーク等による他人との接触機会の低減は有効である。一方で、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されるが、従業員が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意し過重労働による健康障害の発生を防止する必要がある。厚生労働省では、留意点などについてまとめたガイドラインを作成している（「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf> を参照）

□ 出張など業務による感染流行地への移動制限の検討

- 各事業場に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部等が、地域の感染流行状況に応じて、都度、会社としての方針を具体的に指示する。Web会議等を推奨する。
- 地域の感染流行状況をもとに、移動による感染拡大リスクについて検討し、感染拡大リスクが懸念される場合には、移動する業務が不可欠か検討する。

(6) 差別防止の事前検討と対応

□ 発熱者、感染者および濃厚接触者への差別防止・人権への配慮

- 発熱する疾患は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）以外にも存在する。また、COVID-19であっても、治癒すれば周囲に感染させることもない。発熱したからと言って安易にCOVID-19と決めつけたり、感染したからと言って非難したりしないように指導する。
- 感染したことをもって、評価を下げる、解雇や異動事由とする等を行ってはならない。
- 感染者や濃厚接触者への過剰な対応（隔離や自宅待機期間を超える長期の出勤停止、職場復帰後も当該従業員のみに対して食堂使用不可・会議参加不可とする、業務の変更の強制等）は明らかな差別であり、行ってはならない。

□ 従業員の同居人に濃厚接触者が発生した場合

- 従業員自身は濃厚接触者ではないため、この場合に休業を強制することは差別に繋がる可能性がある。そのため、当該従業員に自宅待機を指示するかどうかは、社内のルールを明確にし、従業員に事前に提示する必要がある。
- 同居人が感染リスクの高い職業に従事していることを理由に出勤制限するなど、差別を助長することになるため厳重に避けるべきである。



(7) 新型コロナウイルスに関連して従業員を休業させる場合の補償等の協議

□ 出社自粛・自宅待機指示時の休業制度の整備

- 使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、少なくとも休業手当を支払う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員に出社禁止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い協力し、従業員が安心して休める社内ルールを整えておく。
- 保育園・幼稚園・小学校や特別支援学校などが休校になった場合の保護者の休業の対応について検討し整備しておく。

【休業の際の賃金対応の例】

- 感染した従業員を休業させる場合・・・傷病手当金等
- 発熱、風邪症状を呈する従業員を休業させる場合・・・病気休暇制度あるいは休業手当等
- 濃厚接触者やその疑いとして無症状だが休業させる場合・・・休業手当または勤務扱い等
- 事業の休止に伴う休業・・・休業手当等
- 上記は例であり、個別の事情によって異なる場合があるので、詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を参照すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「5 事業者の法的対策のポイント」「6 付録（1）給付金、賃金・休業手当、その他」の章も参考になる。

(8) 接触確認アプリ（COCOA）について

□ 厚生労働省による新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を従業員に周知し、全員にインストールを勧奨する。

- 詳細はCOCOAのQ&Aを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00009.html
- COCOAで陽性者との接触確認通知が来た場合は、必ず保健所等に連絡してその指示に従うこと。

3. 全従業員、作業員に対する対策

(1) 全従業員、作業員に対する周知・啓発

1 日常的な感染拡大時の個人の健康管理

☐ 体調管理

- 出社、在宅勤務を問わず、従業員個人とその周囲の者が健康で安全に仕事をするために、休日を含め日々の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）と自己管理に努めてもらう。
- 特に業務を目的として社外を訪問するような場合は、周囲への感染拡大リスクを低減させるために、当日の体調確認（検温＋風邪様症状等の有無の確認）の徹底を指示する。
- 体調確認には、体調管理カードを用いて体温や風邪様症状の記録を作成し、万一発熱や風邪様症状があった場合は上司や管理部門に申告する。
- 体調管理カードは、基本は個人管理でよいが、業種・業態によって厳密な管理が必要な場合には、上司や管理部門等が管理することが求められる場合がある。この場合のカードの管理は、個人情報への管理に当たるため、十分に注意して管理する。
- 万一新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、感染拡大状況下においては、休日や非勤務日も含めて体調管理カードを記入しておくことが望ましい。
- 体調管理の記録は、記載式の健康観察票（下記厚生労働省）や、
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622349.pdf>
健康観察（管理）アプリ（2021年3月まで無償提供）
<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>
などが利用可能である。

☐ 手洗い

- 石けんと流水で手を洗うのが基本である。アルコールによる手指消毒は、あくまでも補完的な効果であることに留意する。
- 出勤時、食事前、会議室やトイレなどの共用部分の利用前後などに、しっかり手を洗うことを推奨する。

□ マスク着用

- 密集する場所、周囲の者と近距離で会話する場所ではマスク着用を必須とする。
- マスクは飛沫吐き出し（発散）防止効果だけでなく、飛沫吸い込み（吸入）防止効果も一定程度認められる。
- 不織布マスクが最も手軽で有効だが、飛沫発散防止に限れば布マスクも効果が高い。
- ただし、マスクの隙間からの漏れがあると飛沫の発散や吸入につながるため、着用時にも出来る限り対人距離を取る（フィジカルディスタンス）を勧める。
- マスクは他人と共用してはいけない。
- 法令で防じんマスクの着用が義務づけられている作業を行う場合は、防じんマスクの着用を行う。防じんマスクの飛沫吸入防止効果は高いが、再利用する場合は接触感染対策を行うこと。

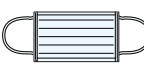
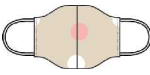
□ フェイスシールドやマウスシールドについて

- マスクの代用品にはできない。
- 皮膚過敏や皮膚炎治療等の理由によりマスクの着用ができない場合には、フェイスシールドやマウスシールドを利用してもよいが、これらは、マスクに比べて飛沫発散防止効果は極めて弱く、飛沫吸入防止効果はほとんど期待できないため、マスクの代用品として利用できるわけではないことに注意する。
- フェイスシールドは、本来は眼や顔面皮膚への飛沫付着を防ぐためのものである。
- マウスシールド・フェイスシールドを単品で使用している時は、対人距離が2m程度に取れていること（フィジカルディスタンス）を確認するとともに、発声すれば飛沫を発散させているという自覚を持ち、近くにマスクをしていない人がいれば自身に飛沫吸入が起こっている危険性があることを十分に自覚しておく。
- フェイスシールドやマウスシールドは、マスクと同様に他人と共用してはいけない。

□ マスクやフェイスシールドの飛沫防止の効果

<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より

マスクやフェイスシールドの効果（スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果）

対策方法	なし	マスク			フェイス シールド	マウス シールド
		不織布	布マスク	ウレタン		
						
吐き出し 飛沫量 	100%	20%	18～34%	50%*	80%	90%*
吸い込み 飛沫量 	100%	30%	55～65%*	60～70%*	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※ 豊橋技術科学大学による実験値

●実 験（マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。）

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。

吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、 $0.3\mu\text{m}$ （小さな飛沫）から $200\mu\text{m}$ （大きな飛沫）まで、計算しています。

●結 果

吐き出し：飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み：不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。

フェイスシールドにおいては、大きな飛沫（ $50\mu\text{m}$ 以上の水滴）の捕集効果は見込めますが、エアロゾルはほぼ漏れてしまいます。

2 感染疑い時の出勤自粛等の考え方

□ 発熱の定義

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」によれば、「発熱とは体温が 37.5°C 以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が 38.0°C 以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があるため、発熱を明確に定義付けることは難しいのが現状である。そのため、普段から体温を測定して、各自の平熱を把握しておくことが重要である。

- 発熱に関する指導や定義の考え方の例

（指導例）従業員は各自自分の平熱が何 $^{\circ}\text{C}$ なのか把握しておくこと

（考え方の例）発熱のルールについて、各事業場で明確にしておく

以下の3パターンのどれかを「発熱」として捉えていることが多いと考えられる。

①体温が 37.0°C 以上 ②体温が 37.5°C 以上 ③平熱から 1.0°C 以上の体温上昇

□ 有症状の定義を明確にして、従業員へ周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する症状は多種・多様であり、また、初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、症状のみでCOVID-19と診断することは困難である。発熱が1・2日で治まっても、その後に感染が判明した事例も多く、無症状の感染者も多いことに注意を要する。
- ・ （例）何らかの通常とは異なる体調がある場合を有症状とする。
- ・ 中でも、COVID-19の症状として、頻度が高い症状は以下の通りである。

頻度の高い症状	発熱、せき、倦怠感、呼吸困難
その他の症状	味覚障害（約17%）、嗅覚障害（約15%）、下痢（約10%） 多彩な皮膚症状（日本より欧米でよく見られやすい）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4版」より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/000702064.pdf>

- ・ COVID-19の潜伏期間は中央値で5日程度であることから、多人数での会食など感染する機会があった時から、3日～7日程度経過後に上記症状等があった場合は、COVID-19をより強く疑う。ただし、無症状の者から感染する場合も多いので、感染する明確な機会がなかったからといってCOVID-19は否定できない点に注意が必要である。

□ 発熱や有症状時の受診指示

- ・ 各自治体の方針を事前に確認しておくといよい。
- ・ 発熱時には管理者（上司）への報告、医療機関への受診を指示する。
- ・ 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
- ・ できるだけ医療機関でCOVID-19検査（PCR検査や抗原検査）を受けるように要請する（有症状の場合には郵送法等は勧めない）。

Column

新型コロナウイルス検査

感染の有無を確認する検査は、医師によるPCR検査または抗原定量検査が望ましい。

PCR検査は鋭敏であり、すでに感染力のなくなった状態でも陽性にでることがある反面、自己採取による唾液PCR検査は検体の取り方や運搬時環境等で結果に影響する可能性がある。抗原定量検査はPCR検査に比べるとやや感度が低い短時間で結果が得られる。抗原定性検査は簡易キットで手軽に判定できるが、特定の条件以外では偽陰性（新型コロナウイルスに感染していても検査で陰性）となる率が高いとされており、唾液での検査は認められておらず、無症状者への実施は推奨されない。抗体検査は現在の感染を調べる検査ではないので、結果の解釈に注意を要する。

現在、適切なPCR検査がされた場合、新型コロナウイルス感染者を陽性と判断する性能（感度）は90%以上とされている。

「COVID-19検査法および結果の考え方（2020年10月12日）」

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_kensakekka_201012.pdf

□ 発熱・有症状の場合の休業や職場復帰対応について（診断未確定の場合）

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にとするとよい。

新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状^(b)が改善傾向である。
 (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。

それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

- ・ 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している^(a)状態を確認して復帰させる。

- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
- 在宅勤務に限ればこの限りではないが、家庭内感染に注意すること。

- ・ 新型コロナウイルスの検査は医療機関で受け、結果に基づいて医師のアドバイスを受ける。
- ・ 新型コロナウイルスの検査が受けられず、8日間の休業も困難な場合は、（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態で）全ての症状の消失から72時間以上経過しての復帰となるが、万一当該従業員が感染していた場合は職場クラスターが発生するリスクがあるため、この許可は事業者責任での判断になる。
- ・ 新型コロナウイルスの検査で陰性だった場合、検査結果の解釈とともに、他の感染症の可能性も含め、職場復帰に関しては診断した医師からアドバイスを受けるとよい。
- ・ 望ましい対応
 - ・ 発熱等の症状出現から8日間経過し、かつ症状消失後72時間経過後までを出勤停止とする。
 - ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるよう勧める。
 - ・ 在宅勤務もしくは、在宅勤務ができない職種の場合は給与保証等を行う。
 - ・ PCR検査等で陰性を確認し、解熱・症状消失してから72時間経過後出勤可とする。

- ・ 上記が難しい場合の最低限の対応
 - ・ 発熱時は出社停止。
 - ・ 医療機関受診を促し、新型コロナウイルス検査（PCR検査等。抗体検査は不可。）を受けるように指示する。
 - ・ 新型コロナウイルス検査を受けられない場合、解熱・症状消失後72時間、無症状を確認し出社可とする。
 - ・ この場合は、感染の可能性は否定できないことを念頭にいれ、日常的な健康観察の強化、マスクの着用、他人との距離を保つなど職場内でも感染予防に努める。
 - ・ 風邪様症状が持続するようであれば、出社を控えて療養を指導する。

■ 従業員及び従業員の同居家族が感染者・濃厚接触者となった場合等、勤怠に関する判断の目安を巻末に「資料：勤怠に関するマトリクス」として掲載しているので、参照してほしい。

3 感染が確定した従業員への対応

- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の「3 職域における対策」の章を参考にするといふ。

感染した従業員の職場復帰の目安

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
- ・ 解熱後に少なくとも72時間が経過しており^(a)、発熱以外の症状が改善傾向である^(b)。
 - （a）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - （b）咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

- 担当医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。
- 職場復帰後は日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。

- ・ 感染者の職場復帰に際して、PCR検査の陰性確認は必要としない。
- ・ 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力等の回復具合も含めて、職場復帰の可否や就業上の措置の要否について産業医に意見を聞く。産業医選任がない事業場においては、主治医に確認して職場復帰の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。
- ・ 保健所の判断により上記より早期に職場復帰できる例もある。その場合は、保健所の指示に従う。

4 濃厚接触者となった場合の対応

□ 従業員が濃厚接触者となった場合の対応

- 保健所の指示に従う。基本的に自宅待機したうえで、できるだけ速やかに新型コロナウイルス検査を公費で行うことになるが、検査結果が陰性であっても、潜伏期間の可能性のある「感染者との最終接触日から14日間」は自宅待機と健康観察および申告の対象となる。この期間中は、万一発症した場合に家庭内感染を防ぐため、家庭内でのマスク着用や家族との接触を最小限に留めるなどの予防対策を徹底するようアドバイスする。
- 会社の判断で、濃厚接触者に準じた扱いを行い、会社費用等でPCR検査を行うことも可能であるが、その合理性については産業医等に確認するべきである。

□ 従業員の同居人が濃厚接触者となった場合の対応

- 家庭内感染の確率は極めて高いため、同居人の新型コロナウイルスに関する検査結果が判明するまでは、当該従業員を自宅待機させることが望ましい。その際、家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして検査結果を待つようにする。
- 当該同居人の新型コロナウイルス検査が陰性であった場合、当該同居人は潜伏期間である可能性も考慮して「感染者との最終接触から14日間」は自宅待機になる。その間、当該従業員は家庭内でもマスクを着用するなど、濃厚接触者である当該同居人との接触を最小限にして自宅待機期間を過ごしてもらい、自身の健康状態の確認も入念に行いながら注意深く出勤してもらう。
- 厚生労働省からは、「濃厚接触者の濃厚接触者」は「外出制限、出勤制限は不要である」との方針が示されている。また、同居人が濃厚接触者であることを理由に差別することは、厳重に避けるべきである。
 - ・ 対応例
 - （例1）在学勤務等のテレワークできる仕事なので、同居人の検査結果がでるまで、在宅勤務をしてもらう。
 - （例2）同居人の検査結果が数日内に判明するとのことなので、結果がでるまでの期間自宅待機してもらう。
 - （例3）在宅勤務等のテレワークできない仕事なので、マスクの着用を徹底させ、自覚症状などの健康観察を厳重に徹底したうえで、出社してもらう。

□ 従業員が、保健所ではなく会社等の判断による準濃厚接触者となった場合の対応

- 保健所が行う積極的疫学調査で濃厚接触者と指定されなかった従業員に対し、事業場独自のルールにより濃厚接触者と同様の対応を指示していることがある。
- この場合は、公的な新型コロナウイルス検査の対象にはならないこと、テレワークまたは勤務扱いとしての自宅待機または休業手当の対象となることに注意が必要である。
- これらは事業場内の感染拡大防止措置としての対応であるが、当該従業員および周辺者への適切な説明が必要である。

5 濃厚接触が疑われる場合の対応

□ 濃厚接触者の特定

- 保健所の積極的疫学調査の結果に基づく濃厚接触者指定の指示に従う。
- 居住地域と濃厚接触が疑われる場所の所轄保健所が異なる場合などは、濃厚接触者の指定が遅れる可能性があるため、暫定的な濃厚接触者をリストアップし、並行して自宅待機を指示しておくことが望ましい。
- 対象者選定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの定義する濃厚接触の定義等を参考にし、保健所と情報を共有する。
- リストアップする基準の例
 - （例1）適切な防護（マスク等）なしで1m以内に15分以上一緒にいた。
 - （例2）一緒に近距離（1m以内）で食事をとった。
 - （例3）喫煙所で同席だった。

Column

差別防止や人権への配慮が悪い例

- （例1）厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由で強制的にPCR検査を受けさせたという事例
- （例2）保健所や主治医から感染性はないと考えられるので療養解除可能・復職可能と言われた従業員に、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症状がある場合に、それを同僚や顧客が心配していることを理由として休業延長を指示した事例

※注：後遺症状は感染者の14%程度に残り、2～3か月続くことがあるとされているので、なんらかの症状があれば仕事を休ませるということを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れが大きくなることに注意する。

6 従業員等の意識啓発

□ 感染症予防対策の周知徹底

- 新型コロナウイルス感染症に関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防策、体調不良時の対応など）を実施する。
- 「新しい生活様式」、「人との接触を8割減らす10のポイント」「感染リスクが高まる5つの場面」を周知する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 休日など業務時間外の生活における感染防止の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が発生した場合の生活上の感染防止対策を啓発する。
- 可能な限りICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）を用いた周知方法（社内のイントラ利用、従業員へのメール一斉配信、対策本部（委員会）の特設サイトに掲示など）を活用する。
- 信頼できる感染症の情報サイトの例
 - ・ 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 公益社団法人日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>
 - ・ 日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
 - ・ 国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID-19) 関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

□ 飲食を伴うイベントや懇親会への参加について

- 感染拡大状況下では、飲食を伴うイベントや懇親会への参加は私的なものを含めて自粛とする。感染が小康状態の場合でも、飲食を伴うイベントや懇親会は、感染リスクが高まる「5つの場面」のうち、「場面1（飲酒を伴う懇親会等）」「場面2（大人数や長時間におよぶ飲食）」「場面3（マスクなしでの会話）」に該当する。
- 飲食を伴うイベントや懇親会ではマスクを着用し続けることが困難な状態であるため、就業の場と比較して感染のリスクが高くなることに十分に留意する。特に参加者に感染者がいた場合は、参加者全員が出勤不可能となる恐れがあるので、事前に安全側に立って慎重に開催の是非を検討する。
- 会食は、普段から会っている人と、短時間で開催し、飲酒を控えることが望ましい。

(2) 出勤する従業員への一般的な対応

1 感染予防対策の基本の徹底

□ マスク着用

- 通勤時はマスクを着用する（特に公共交通機関内）。
- 屋内ではマスク着用を徹底する。長時間マスクを着用したままでは疲労するので、マスクは定期的に外して（ただし対人距離が十分に取れる場所に限る）休憩することを推奨する。
- マスクを外しているときは、飛沫発散の他人への影響を考慮して、電話やWeb会議も含めて会話禁止とする。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けた、マスクを外せる休憩室の確保が望ましいが、休憩室内では対人距離を取り、マスクを外して会話することを禁止する。
- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、マスクの材質変更（綿100%の布マスクなど）および適切なスキンケアで対応可能であるケースが多いので、対応方法を検討する。
- フェイスシールドやマウスシールドについてはp12-13を参照のこと。フェイスシールドやマウスシールドの単体使用は、マスクに比べて飛沫発散抑制効果および飛沫吸入防止効果は著しく劣ることに留意する。

□ 手洗いと手指消毒

- 外部から帰室した際などは石けんと流水で、十分な手洗いを実施する。手洗後は個人のハンカチかペーパータオルなどでよく拭く。
- 出勤後、休憩前、飲食の前、勤務後、は特に入念に行うことを推奨する。
- 手指消毒液はエタノール容量%が60～95%のものを選定する。

□ 検温

- 始業前に検温を行う。

Column

消毒用のアルコール濃度と消防法について

アルコール容量%で68%（重量%で60%）以上の製品は消防法で危険物に該当し、一か所に80L以上貯蔵するときには届け出が必要であり、同400L以上貯蔵するときには申請が必要である。通常の消毒液のアルコール濃度は容量%で表示されることが多い。
（効果が期待される容量%が60%以上とは、重量%が53%以上である）

Column

手洗いの推奨例

（例1）2時間ごと、半日ごと、会議終了時の手洗いを推奨

（例2）手洗いを出勤時、昼食前、会議室などの共用部分利用前後に推奨

※ 水うがい時や歯磨き時には飛沫の拡散に注意にする。

- **事業場、建設現場におけるマスクや石けんや消毒液の備蓄推奨**
 - ・ 予備のマスクを会社で備蓄することはBCPとしても重要である。
 - ・ 感染流行期は、一定期間マスクが入手困難となりうることを踏まえ、対策が維持できる在庫を事前に検討して確保する必要がある。
 - ・ 石けんや手指消毒液なども、一定期間入手困難となりうる可能性を踏まえ、対策が維持できる在庫について事前に検討して確保する必要がある。

2 海外からの帰国者・入国者への対応

- **帰国者を含む海外からの入国者は14日間の自宅待機指示が基本だが、国内外の情勢に応じて、その都度変更される。**
 - ・ 厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関するQ&A）・外務省（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について）・相手国の関係機関など、最新の情報を収集すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

3 海外への出国者への対応

- **出国する際には、渡航先の各国のルールに基づき、渡航先入国時の2週間隔離や、日本出国時にPCR検査の陰性証明書などが要求される。渡航先のルールに関する情報を得たうえで、国別に入念な準備が必要になる。**
 - ・ 詳細は各国大使館に相談する。
 - ・ TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）は、ビジネス渡航者等がオンライン上でPCR等の検査が可能な医療機関を検索・予約できるサービスを提供している。
<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>

4 派遣・業務委託先企業、協力会社等の従業員への対応

- **テレワークの実施可否とその方法について事前に検討・調整を行っておく。**
 - ・ 派遣従業員の場合は、派遣契約の更新・変更が必要になる可能性があり、元請け会社の担当部署と協議する。
 - ・ 派遣・業務委託先企業、協力会社と事前に協議し感染者発生時の連絡ルートや方針を決定し、相互に周知徹底して、定期的な情報共有を実施する。
 - ・ 勤務中の体調不良時には、あらかじめ定めた会社の方針に沿って帰宅指示を行う。
 - ・ 自宅療養後の出勤可否判断は、元請け会社の方針に沿って対応し、派遣元と連携して判断する。
 - ・ ※注：事業場、建設現場に出入りする人の感染拡大防止対策は、派遣元・派遣先、委託元・委託先、協力企業に関わらず重要である。しかし会社と会社（事業主）の契約内容については、派遣従業員や業務委託従業員個人と直接やり取りするものではないため、派遣元・業務委託先企業と協議のうえ、双方の感染拡大防止対策を連携して取る必要がある。

5 外国籍従業員への対応

- 外国籍従業員が在籍している企業では、本人や家族が母国に帰国することへのルールが必要である。感染拡大状況やビザの種類によっては、日本への再入国が困難になることがある。
- 外国籍従業員が在籍している企業では、社内で用いる啓発資料は多言語で展開することが望ましい。厚生労働省では、外国籍の国内居住者向けに、やさしい日本語や多言語での解説・リーフレットを準備しているので活用する。

<https://www.covid19-info.jp/>

6 出張・外勤・研修に参加する従業員の感染予防対策

- 感染拡大や流行状況を示す指標に応じた対応を検討しておく。
 - ・ 出張・外勤・研修は原則として実施を見合わせる。会議・打ち合わせは遠隔（オンライン）で行うことを検討する。連絡事項は電話やメール、書類はメール添付や郵送を活用する。
 - ・ 研修は、eラーニングや遠隔講義で行うことを検討する。
 - ・ 出張・外勤が避けられない場合は最小限の人数とし、マスクを着用する。
 - ・ 訪問先の場所、時間、面会相手を記録し、公共交通機関が混雑する時間帯の移動は避ける。
 - ・ 自社所所在地と訪問先の感染状況に合わせて出張・外勤の基準を設定する。
 - ・ 携帯用の手指消毒液やアルコール含有のウェットティッシュ等を持参するとよい。
 - ・ これまで必要と言われて行ってきたことを安易に否定することは従業員のモチベーションを低下させる危惧があるため、丁寧な説明を要する場合がある。
- 感染拡大や流行状況を示す指標には、国が示しているレベルと都道府県毎に示しているレベルがある。都道府県をまたいだ通勤や業務も考えられることから、どちらのどのレベルでいかなる対応を行うか検討する。

(3) 配慮が必要な従業員への対応

1 基礎疾患を持つ従業員への配慮

- ハイリスク者（重症化のリスク因子を持つ者や要注意基礎疾患を有する者）に対しては、感染予防のために、本人の希望も踏まえて、通勤方法や就業上の配慮を行うことが望ましい。健康診断で入手できる情報には限りがあるため、本人からの申し出ができる環境を整えておく。
- 健康情報は個人情報保護法における要配慮個人情報であり、産業医や保健師もしくは衛生管理者が厳重に管理を行い、感染予防対策のみに利用されることを、本人に伝えておく。
 - 基礎疾患を有する者に対しては、どのような配慮が必要か、本人から聴取するだけでなく、主治医からも書面で入手することが望ましい

重症化のリスク因子

重症化のリスク因子	要注意の基礎疾患など
65歳以上の高齢者 - 慢性閉塞性肺疾患（COPD） - 慢性腎臓病 - 糖尿病 - 高血圧 - 心血管疾患 - 肥満（BMI 30以上）	- 生物学的製剤の使用 - 臓器移植後やその他の免疫不全 - HIV感染症（特にCD4 < 200/L） - 喫煙歴 - 妊婦 - 悪性腫瘍

- 例）高血圧に関して
循環器病学会：「新型コロナウイルスQ&A」問5
https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/04/JCS_COVID19_QA.pdf

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より

2 障害者雇用従業員への配慮

- 障害のある従業員においては、障害の内容によって、感染症対策の情報の把握・理解が困難であることがありうる。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意する。また、テレワークなど就業方法の変更に苦慮する可能性を理解しておく必要がある。

（例）日本産業ストレス学会好事例：コロナ下で在宅勤務した障害者雇用の会社インタビュー

<http://jajsr.umin.ac.jp/covid19interview8.html>

3 妊娠中の従業員への配慮

- ☐ 妊娠中の従業員は、妊婦健診等で医師の指導に基づき、事業者就業上の配慮を求めることができる。特に当該作業等において新型コロナウイルスに感染する恐れに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じることが厚生労働省から求められている。
 - ・ 配慮を受けたい従業員が「母性健康管理指導事項連絡カード」を積極的に活用できるように情報提供を行い、自己申告を促す。
 - ・ 妊娠中の従業員の通勤時の感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差通勤の積極的な活用を推進する。

4 高年齢従業員への配慮

- ☐ 65歳以上の高齢者と60～64歳の高年齢従業員で心臓や呼吸器に基礎疾患を持っている人は、一般に重症化する危険が高くなるため、個別に配慮が必要か検討する。
 - ・ 時差出勤などの配慮が可能な場合には、希望する従業員に対して自己申告を促す。

5 同居家族に重症化リスクの高い人がいる従業員への配慮

- ☐ 従業員からの申し出をもとに、医学的な判断は主治医や産業保健専門職に確認したうえで、会社が必要に応じて在宅勤務・テレワーク（完全・一部）導入、通勤ラッシュを避けた時差出勤、時差出勤と在宅勤務を併用した勤務体制などの可否を検討する。
 - ・ 感染を過剰に恐れている従業員がいる可能性もあるので、本人とよく話し合い、過度な対応にならないように注意が必要である。
 - ・ 産業保健専門職がいない場合は、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などに助言を求めることができる。

（4）通勤における感染リスク低減対策

1 テレワークの検討

- ☐ 可能な限りテレワークを検討する。
- ☐ 完全なテレワークではなくても、テレワークの部分導入を可能な限り検討し、通勤頻度減少を図ることも有効である（出勤日を週3～4日にするなど有効）。
- ☐ 時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などで人混みを避け空いている時間に通勤する。

2 通勤方法の弾力的な運用

- 通勤時の混雑回避、オフィスの3密（密閉・密集・密接）回避のために出勤経路の変更、時差出勤も推奨されている。実情に合わせて、通勤方法の変更に弾力的に対応する。

3 公共交通機関を利用しない通勤方法の検討と推奨

- 公共交通機関の非利用策を検討する。（通勤手当の取り扱いに留意する。）
 - ・ 自家用車・自転車での通勤の可否を判断する。
 - ・ 自家用車・自転車での通勤については、通勤災害へ留意する。
 - ・ 長距離の自家用車の相乗りを行う場合は、外気を入れ、搭乗者はマスク着用の上、会話を控える。車内は禁煙とする。また、咳エチケットを遵守する。可能であれば間隔を取って着席する。
 - ・ 乗車前後の手指衛生、座席・ハンドル等の消毒を行う。

(5) オフィスにおける対策

1 オフィス環境・執務フロア

- 換気の徹底
 - ・ 夏季の温熱、冬季の寒冷および乾燥の問題があるが、できるだけドアや窓の換気に努める。
 - ・ 閉じなくてもよいドアや窓を可能な範囲で開放する。
 - ・ ドアや窓を2か所を1時間に2回以上、1回に5分間以上、開放する。
 - ・ 窓に網戸を設置して害虫の侵入を防止する。
 - ・ ビル管理会社に換気能力を確認し、換気状態について協議する。
 - ・ 日本産業衛生学会産業衛生技術部会が開発した換気シミュレーターで換気機能を確認することができる。
http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
 - ・ 機械換気ができるか確認する。
 - ・ ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）がカバーする中央換気装置付の建築物では、往々にして窓が開けられない部屋がある。この場合、サーキュレーター等を使用して部屋の空気を拡散したり、人口密度を低下させたりすることを検討する。
 - ・ 事務所衛生基準規則の二酸化炭素（CO₂）基準を守る（CO₂ < 1,000 ppm）。この簡易測定のためにポータブルCO₂モニター等を活用することも可能である。ただし、換気状態のモニタリングをCO₂濃度のみに依存することは注意を要する。
 - ・ 乾燥を防ぐため相対湿度40%以上を保つ。冬期は加湿器を使用しても相対湿度40%に到達しないことが多いことにも留意する。

□ 3密（密閉・密集・密接）を避けた座席配置

- 一部屋の作業可能人数は、フィジカルディスタンス（各従業員の周囲2m）を確保できるように設定する。
- フィジカルディスタンスを確保できない場合は、マスクを常時着用の上、飛沫発散防止対策（アクリル板等の遮蔽板の設置）を実施する。
- フリーアドレス（自由席）の場合
 - ・ 社内で感染者が発生した場合に濃厚接触者の選定が困難にならないように、座席使用者を会社が把握して管理できる体制を整備しておく。
 - ・ 利用者は利用前後で机や電話などの共用部分を消毒するようにする。
- 固定席の場合は対面にならないように席を配置する。
- 距離確保・遮蔽板設置
 - ・ 対面で座席を配置する場合には面前にアクリル板等の遮蔽板を設ける。
 - ・ 隣席同士での会話は、近距離のためマスクなしでは控えるように指導する。座席の横にも遮蔽板等を設置する場合は、会話の際に遮蔽板越しになるよう顔の位置に留意すること。

Column

機械換気ができない事業場における換気法

二方向窓（ドア）開け

- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓やドアを開放するのがよい。向かい合った位置の窓やドアよりも、対角線側の窓やドアを開けるのが効果的である。
- ただし、窓を2箇所開けても、窓が近すぎる場合（例えば横並び窓）の開放では、吸った空気がすぐに排出され、排出された空気がすぐに戻ってくるショートサーキットが起こるため効果はない。
- 二方向窓開けは非常に大きな効果があると考えられるため、窓を大きく開けられず開口幅が小さく（例えば、開口幅10cm）でも、換気効果がある可能性がある。

一面窓（ドア）開け

- 窓が1つしかなくドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレーターを設置する。
- 窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレーターを設置する。
- 換気扇が上部にある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

※参考：厚生労働省：商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>

Column

遮蔽板の高さ

飛沫拡散や飛沫吸入を軽減する効果を期待して、間仕切り・パーテーションを設置する場合、高さがあまり高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある。また低すぎてもマスクを外して会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しいことや、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。飛沫の発散および吸入予防については、対人距離確保とマスク着用が基本であり、遮蔽板はあくまで補完的な位置付けであることに留意する。

□ 事務機器等

- PC等の共用物品を最少化
- 共用機器の消毒
 - ・ キーボード・電話機・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機、エレベーターボタンなど、特に高頻度に接触する物は定期的に消毒する。材質等の関係で消毒が難しい場合は、手指消毒を徹底する。
 - ・ 共用機器を使用した時には、できるだけ都度アルコールなどで清拭する。
- 特殊機材の取り扱い
- 故障や精度管理の必要性から消毒が難しい機器もある。その場合には、機器の使用前後に手指消毒を徹底する。

□ ペーパーレス化、デジタル化の推進、押印の見直し

- これらは接触感染対策にもつながる。

□ ゴミの回収

- ゴミはこまめに回収する。
- ゴミを回収する作業員はマスク、手袋、ゴーグル等を着用する。
- 作業後は手指消毒を行う。

Column

テーブルなどの消毒

- 消毒は、アルコールか界面活性剤（市販の家庭用洗剤の主成分）を使用する。
- 新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>
- 次亜塩素酸水については、製造方法や塩素濃度などについて条件付きで有効性が確認されているが、多くの製品で適切な使用条件が明示されていないため推奨しない。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウムの場合は、消毒後に水拭きが必要となる。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒薬をつくるには「家庭用塩素系漂白剤」を水と適量を混ぜ合わせる。この場合、以下のことを注意する
 - 1 マスクを着用し、換気をしながら行う。（酸性のものと混ぜると塩素ガスが発生して危険。）
 - 2 水と混ぜる時にはゴーグルをつける。
 - 3 次亜塩素酸ナトリウム水に直接手で触れない。
 - 4 万が一、手についたら石けんと流水でよく洗う
 - 5 スプレーや霧吹きでの噴霧は絶対に行わない。
 - 6 本消毒液を作り置きした場合、その効果は弱まる。

2 会議・ミーティング等

- 遠隔会議（一部参加者または全員）の実施を検討する。
 - ・ Web遠隔会議室システムを導入して遠隔でも会議ができるようにする。
 - ・ 同じ事業場に出勤している場合でも、感染予防のために、会議室に集まることをせずにテレビ会議や電話会議を利用することもできる。
- 会議・ミーティング等は全員マスク着用のうえで、参加人数を絞って少人数で行う。
 - ・ 会場は、対人距離が確保可能なサイズの部屋を使用し
 - ・ フィジカルディスタンスを取る（着席時2m以上の間隔が理想。対面位置を避ける。）
 - ・ 換気の実施に留意する。
 - ・ 手洗い等の実施。
 - ・ 電話会議中でもマスクは外さないよう指導する。
- 会議室の換気徹底と消毒
 - ・ 会議室では従来の利用人数の半分以上に定員を設定する。
 - ・ 窓のない会議室の場合、可能な限りドアを開け、部屋の内部から外への空気の流れを作る。
 - ・ 換気不十分な会議室（例：人数を絞っても一定時間を経過するとCO₂の濃度が基準以下に保てない）は使用不可の対策も検討する。
 - ・ フィジカルディスタンス（対人距離2mが理想）を確保する。
 - ・ テーブル、椅子、ドアノブは会議前後で消毒する。
- アクリル板の設置
 - ・ アクリル板を消毒する（1日1回～会議毎）。
 - ・ アクリル板を設置する場合は、換気を妨げない高さとする。
 - ・ ただし、アクリル板はあくまで補助的な位置付けであるので、飛沫の防止に関しては、マスクの着用が優先することを周知する。

Column

空気清浄機・空間除菌装置・抗菌コーティングについて

- ・ 空間除菌装置や薬剤に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水の噴霧による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があるため、行わない。
- ・ オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下での効果や、人体に有害な高濃度での効果など、使用条件に制限があることに留意する必要がある。
- ・ 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。HEPAフィルタ式空気清浄機が、浮遊微生物の捕捉効果は高いと考えられている。
参照) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
- ・ 抗菌コーティングは、新型コロナウイルスへの効果に関する十分な証拠はなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。

3 エレベーター

□ エレベーター内の人数は、定員の半分程度とする。

- エレベーター乗車の待ち行列のフィジカルディスタンシング確保のため、フットスタンピング等を活用する。整列時もマスク着用と会話を控えることを要請する。
 - エレベーターホールに入る際には手指消毒を行う。
 - 利用中は会話を禁止し、マスクを必ず着用する。
 - ボタン部分に触れた際には手指消毒を忘れないようにする。
- 同じビル内であっても、別フロアなどへの移動や部署間の移動を極力避けることも推奨される。

4 休憩場所（給湯室、冷蔵庫、ゴミ箱含む）・食堂・更衣室・喫煙場所

□ 休憩場所

- 3密（密閉・密集・密接）を避け、原則として会話を禁止とし、安全にマスクを外した休憩が確保できる環境を整備する。
 - 共用冷蔵庫の取手部分や、開ける際の接触部分は定期的に消毒する。
 - 職場でうがいや歯磨きをする習慣がある人は、周囲に水滴や飛沫をまき散らさないよう注意して行うことを掲示等で要請する。
 - マスクや鼻をかんだティッシュは、フタつきのごみ箱を設置して廃棄してもらう。
 - ごみ捨てや回収を行う際には、マスクと手袋を着用し、作業後は石けんと流水で十分な手洗いを行う。

□ 食堂

- 入室前の手洗いを徹底し、食事中的スマートフォンの利用は原則禁止とする。
- 従業員の食事時間をずらす等により、食堂で一度に食事する人数を制限する。
- 対面での座席の配置は避け、座席の間隔は約1～2m確保する。
- アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置する。
- 食事中的の会話は原則禁止し、食事でマスクを外す際のルールを決める。
 - マスク取り扱いのルールの作成例
 - （例1）清潔なティッシュ等の上にマスクの外側を下にして置く。
 - （例2）マスクを外す際は必ずゴムの部分を触るようにし、マスクの表面は触らない。
 - （例3）マスクの表面に触れてしまった場合、その都度石けんによる手洗いやアルコールによる手指消毒を行う。
 - （例4）直接テーブルにマスクを置いた場合は、テーブルを消毒する。

Column

エレベーターは高リスクか？

エレベーター内は換気されており、会話しなければ感染リスクは高くはないと考えられており、人数制限することにより乗車前の待ち行列が3密（密閉・密集・密接）になってしまう場合は、そちらのリスクを考慮する必要がある。

☐ 更衣室

- 更衣室内の同時利用人数の制限や動線の工夫、および効果的な換気を検討する。
- 更衣室内の3密（密閉・密集・密接）を避けるため、社内の更衣の機会を減らし、私服での業務が可能かを検討する。
- 更衣室内では対人距離が十分に取れないため、会話や飲食は禁止する等のルールを設ける。
- 更衣室の出入口に手指消毒薬を設置し、入室する前後に手指消毒を徹底する。

☐ 喫煙場所

- 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から、禁煙サポートを行い、できるだけ「喫煙室の閉鎖」が望ましい。
- どうしても閉鎖できない場合は、屋外の開放空間に喫煙所を設けることを検討する。この場合、会話や飲食は禁止する。対人距離を2m以上確保できるよう、利用人数を制限して定員を定める。

5 トイレ・洗面所

☐ トイレの後は石けんを用いて、丁寧に手全体を洗う。

- あらかじめ正しい手洗い方法を教育・啓発しておく。
- 石けんによる十分な手洗いのあとのアルコール手指消毒は、必須ではない。

☐ ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチの携帯を徹底し、洗った後は手指を十分乾燥させる。（タオルの共有はしない）☐ 洋式トイレで汚物を流す際には、フタを閉めるよう掲示する。☐ トイレ清掃を行う時にはマスクと手袋を着用し、十分に換気して行う。

6 電話対応窓口

☐ デスク回り（作業環境管理）

- マスクを正しく着用する指導を行い、補完的に遮蔽板を設置し、飛沫防止対策を行う。
- 座席は3密（密閉・密集・密接）を避ける位置に配置する。間隔を2m確保することが望ましい。
- テレワークや複数班交替性勤務などで同時に在室する人数を減らすことが可能かどうか検討する。

☐ 使用機材（作業管理）

- 共用で使用する機器については、可能な場合は使用前後のアルコール消毒を徹底する。
- マスクをしても飛沫付着の可能性がある機器（ヘッドセット等）は各個人の専有とする。
- 業務開始前および休憩前後と業務終了後に手洗いを徹底する。

（6）建設現場での対策

「（5）オフィスにおける対策」に記載したことが基本となるが、いくつか追加する。

1 朝礼や打ち合わせ、施工検査等の工夫

- ☐ マイク、Webなどを用いて、3密（密閉・密集・密接）を回避する。対面が必要な場合は少人数で行う。
- ☐ マスクを着用するとともに、大声を出さないようにする。

2 安全性の維持

- ☐ 3密（密閉・密集・密接）の回避を行うことはもちろんであるが、1人ないしは少人数の作業が増えることによって安全性を毀損しないように注意する。
- ☐ 高負荷作業の実施は平時の基準に従う。作業可能時間の設定は短めにする。

3 換気の徹底

- ☐ 可能な範囲で、閉じなくてもよいドアは開放する。
- ☐ 開放環境で工事が出来ない場合がある。この場合、サーキュレーター等を使用して部屋の空気を拡散したり、人口密度を低下させたりすることを検討する。
- ☐ 事務所衛生基準規則の二酸化炭素（CO₂）基準を守る（CO₂ < 1,000 ppm）。この簡易測定のためにポータブルCO₂モニター等を活用することも可能である。ただし、換気状態のモニタリングをCO₂濃度のみに依存することは注意を要する。

4 熱中症対策

- ☐ 「③換気の徹底」の通り、換気を徹底する。
- ☐ 夏期の気温・湿度が高い環境においては、熱中症対策のため、屋外で対人距離を2m以上確保した上でマスクを外すようにする。
- ☐ 通常より作業時間を短くして、こまめに休憩を取る。作業員同士の接触時間を短くして、濃厚接触を回避する。
- ☐ 換気の良くて涼しい3密（密閉・密集・密接）とならない休憩室を準備する。
- ☐ 水分補給については、接触感染を防ぐためにペットボトル等に小分けにして準備するなどの対策を行う。

5 接触感染対策

- ☐ 共通機器等（ドアノブ、電気スイッチ、パソコン、工具、電話等）や重機を使用する場合は、使用前に機器の消毒を行う。機器の消毒が難しい場合には、作業前後の手指衛生に努める。
- ☐ 手で直接、眼、鼻、口等に触れないようにする。新型コロナウイルスに汚染されている可能性の少ないタオル、ハンカチを使用する。
- ☐ トイレを使用する場合、フタを閉じて流す。

4. その他の対策

1 寮における感染予防策の策定

- ☐ 寮で発熱者・検査対象者・感染者が出た場合のマニュアル整備を行う。
- ☐ 食堂や共用施設で濃厚接触が発生しやすい点に留意する。寮の感染防止対策確認のために、産業医・保健師等に巡視を依頼し、助言・指導を得るとよい。
- ☐ 寮で感染者が出た場合には、直近2週間の行動履歴の聞き取りの際に寮内での行動範囲や接触物（寮の食堂利用含む）および濃厚接触者の該当者の有無を確認し、保健所への報告の準備をする。職場・寮の更衣室やロッカーなど、直近3日間の使用がある共用部分の消毒を実施する。
- ☐ 寮の利用者は、勤務する事業場が1か所ではない場合があり、濃厚接触者に指定された場合には、寮の利用者が勤務する事業場間の情報連携を速やかに行う。
- ☐ 感染者が寮内で療養する場合は、他の利用者と会わないフロアでの個室隔離部屋を準備する。入浴・トイレは個室で使用させるほか、食事も個室でとらせるようにする。
- ☐ 治癒後の感染者が寮の自室へ戻る際は、感染者が「罪悪感」を持つことのないように温かく迎えるよう、寮の管理者を通じて寮の利用者に依頼し、差別防止に留意する
- ☐ 寮の居住従業員への連絡や所在確認の手段を明確にしておく。



2 来客対応・客先訪問

☐ 受付対応担当者の感染予防対策

- ・ マスクを着用し、アクリル板や難燃性ビニールカーテンを設置する。
- ・ 対応台などは定期的な消毒を行い、ゲスト名札はその都度消毒または使い捨てにする。
- ・ 対面受付を別に設置している場合は、来客と接触機会を減らすよう動線を配置する。

☐ 来訪者の人数制限

- ・ 来訪者を事前予約制とする。
- ・ 来訪者の氏名、緊急連絡先を記録する。
- ・ 来訪時はマスク着用と手指消毒および体温測定と健康状態申告への協力を依頼する。
- ・ 社内感染予防対策への理解を求める掲示と説明を行う。

☐ 3密（密閉・密集・密接）を避けた待合スペースの設置

- ・ 待合椅子がある場合には、椅子を間引くなどして2mの間隔を確保する。

☐ 客先訪問

- ・ 感染予防のため客先訪問時は、マスクを着用する。
- ・ 感染予防のため換気の悪い場所に多数の人数で長時間とどまらないように留意する。
- ・ 感染予防のため飲食の機会を極力避ける。
- ・ 感染予防のため訪問終了時には直接帰宅を可能とする。

3 株主総会

☐ 事前の議決権の行使で来場者を制限する。

- ・ 詳細は「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」を参照のこと。

4 採用面接

☐ 電子書類で書類を授受する。

☐ オンライン面接の実施を検討する。

5. 自宅以外でテレワークを行う場合の留意点

- レンタルオフィス、シェアオフィス、コーヒーショップ等で業務する場合は、不特定多数が使用していると考え、感染リスクは自宅より高くなることに注意する。職場以外の公共の場所で勤務を行う際も十分注意が必要である。
 - ・ 感染リスクの周知と、使用上の注意点を事前に示しておく。
 - ・ 個々に利用前にアルコール等で、使用する机・椅子、椅子周囲を消毒する。
 - ・ 利用場所の新型コロナウイルス対策の状況を確認する（出入り口のサーモグラフィーの設置がある・非接触式の体温測定がある、利用者の連絡先の記入がある、アルコール消毒剤の設置がある、など）。
 - ・ 周囲の利用者がマスクを着用しているか確認する。
 - ・ 3密（密閉・密集・密接）になっていないか、換気状況も含めて確認する。
- **業務場所を提供する事業者の感染拡大防止対策**
 - ・ 事前の協議と共通のルールを設定を行う。
 - ・ 感染者が発生した場合の対策や情報共有の方法を確認する。
 - ・ 確認しておく対策の例
 - （例1）濃厚接触者の追跡の方法
 - （例2）更なる感染拡大の防止に関する対策
 - （例3）フロア内の消毒や運営に関する対策
 - ・ 業務委託など関係他社については自社の感染対策・ルールに従ってもらうこととし、会社間での取り決めや補償について決定しておく。
 - ・ 体調不良時の取り扱いの例
 - （例）体調不良の場合には休業するルールを順守し、休業した期間の補償をどうするか検討する

※注：個人情報の観点

日々のテナントの消毒や従業員の体調管理等が励行されているか、関係他社に報告を求められることがある。また、感染者が発生した場合、共有部分の消毒や他のテナントとの情報共有のため、ビル管理会社に報告を求められることがある。個人情報保護委員会の見解では、発生時対応として取引先への情報伝達については「取引先での二次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ありません。」とされているが、これはあくまで**本人の同意を得ることが困難な場合に限定**されているので、留意すること。

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/

- 利用者の健康管理
 - ・ 入室時に検温を実施する。
 - ・ 利用者名簿を作成して管理する。
- 利用場所の感染防止管理
 - ・ 3密（密閉・密集・密接）を避けた席配置とする。
 - ・ 遮蔽板を設置する。
 - ・ 換気を徹底する。
 - ・ 通路は、可能であれば一方通行にする。
 - ・ 利用後には消毒を実施する（テーブル、椅子、共用部）。
- 利用ルールの設定
 - ・ 会話や室内での飲食は禁止とする。
 - ・ マスク着用は義務化する。
- ビル賃貸業の場合
 - ・ 商業系テナントの来客などでは、入場制限を検討する。
 - ・ 清掃会社・警備会社・管理会社と連携・共同して対応する。
 - ・ マスク等の必要な資材の調達は相互でサポートを行う。
 - ・ 入館時の検温（非接触型体温計、サーモグラフィーによる検温）を行う。
 - ・ 入館時の手洗い、またはアルコール手指消毒薬による手指消毒を推奨する。

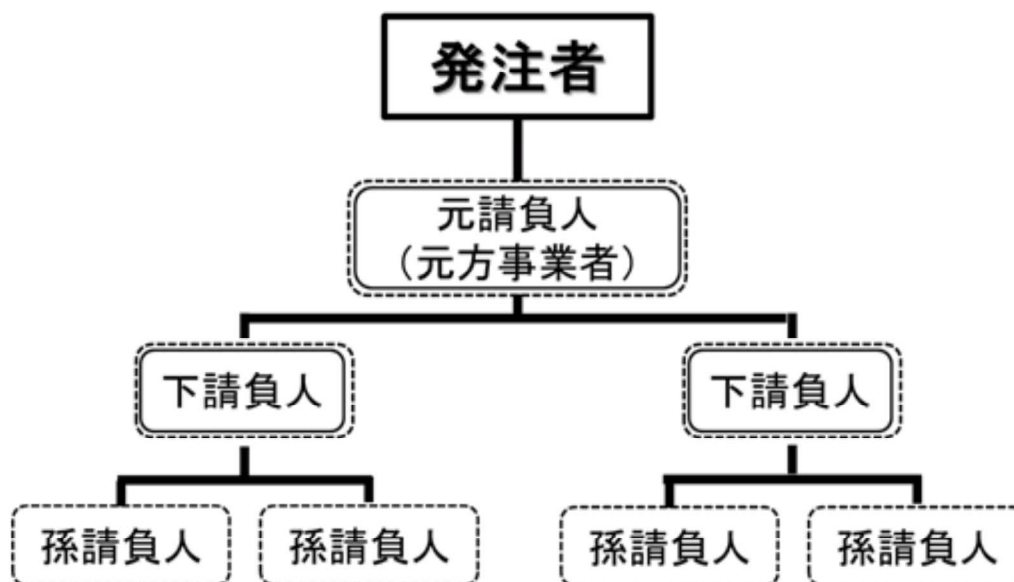
6. その他（情報リソース）情報収集について

参考情報および本マニュアルに記載した信頼できるサイト一覧

- ☐ **日本産業衛生学会：新型コロナウイルス感染症情報**
<https://www.sanei.or.jp/?mode=view&cid=416>
 科学的エビデンスに基づいた「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（弁護士による法解釈も有益）、室内換気の目安を計算で得ることができる「新型コロナウイルス感染症対策用換気シミュレーター」、その他心理面に関する産業保健職向け留意事項や嘱託産業医向けアドバイスが掲載されている。
- ☐ **内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策**
<https://corona.go.jp/>
 政府主導の施策や調査結果が掲示されている。国民向けメッセージもある。
- ☐ **厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省の情報のまとめページ。感染リスクが高まる「5つの場面」などのトピックスや、新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識、国民向け情報・政府の取組み・感染の概況をまとめて掲示している。
- ☐ **厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefever_qa_00007.html
 厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に対応する企業に向けて回答しているQ&A。随時改訂や追加がされており、大項目1～10までの項目が記載されている。
- ☐ **厚生労働省：接触確認アプリ（COCOA）Q&A**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudcovid19_qakanrenkigyoud_00009.html
 接触確認アプリ利用者向けでよくある質問①～⑧までの項目が記載されている。
- ☐ **国立感染症研究所：新型コロナウイルス（COVID－19）関連情報ページ**
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
 新型コロナウイルスの日本での感染状況を随時まとめ、更新されている。

- **経済産業省：新型コロナウイルス関連 経済産業省の支援策**
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>
経済産業省が行っている企業向けの支援策が一覧になっている。
- **日本疫学会：新型コロナウイルス関連情報特設サイト**
<https://jeaweb.jp/covid/>
感染症疫学に関する用語の解説や研究の紹介、新型コロナウイルスの検査について解説されている。
- **厚生労働省：クラスター対策（換気対策）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html#h2_6
厚生労働省がクラスター対策としてまとめている部分で、特に「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について、季節に応じた対策がまとめられている。
- **情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン**
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>
厚生労働省が発行している、テレワーク導入・実施のためのガイドライン。
- **個人情報保護委員会：新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて**
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/
感染拡大防止で取り扱う個人情報について、取り扱う時の規定に沿った注意をまとめている。また、相談ダイヤルに多く寄せられている相談事項について、まとめて回答したQ&Aが別紙で付属している。
- **一般社団法人日本建設業連合会：建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**
<https://www.nikkenren.com/rss/pdf/1576/201225betten01.pdf.pdf>
- **一般社団法人日本建設業連合会：新型コロナウイルス感染症対応 建設BCPガイドライン**
https://www.nikkenren.com/publication/pdf.php?id=342&fi=824&pdf=covid_BCP01.pdf

図1：発注者、元請負人、下請負人の関係



1. ☐ 内の者は、一の場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものを指す。
2. ☐ 内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものを指す。

出典：厚生労働省 職場の安全サイト

図2：正しい手洗いの仕方、咳エチケット、正しいマスクの着用



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

- 手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう
- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
 - 手の甲をのばすようにこすります。
 - 指先・爪の間を念入りにこすります。
 - 指の間を洗います。
 - 親指と手のひらをねじり洗います。
 - 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

- マスクがない時
とっさの時
- マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う



■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



出典：厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」リーフレット

図3：新しい生活様式の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

図4：人との接触を8割減らす、10のポイント

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で オンライン帰省 	2 スーパーは1人 または 少人数で すいている時間に 	3 ジョギングは 少人数で 公園は すいた時間、 場所を選ぶ 
4 待てる買い物は 通販で 	5 飲み会は オンラインで 	6 診療は 遠隔診療 定期受診は間隔を調整 
7 筋トレやヨガは 自宅で動画を活用 	8 飲食は 持ち帰り、 宅配も 	9 仕事は 在宅勤務 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために 
10 会話は マスクをつけて 	3つの密を避けましょう 1. 換気の悪い 密閉空間 2. 多数が集まる 密集場所 3. 間近で会話や発声をする 密接場面	

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理**
 も、同様に重要です。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図5：感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



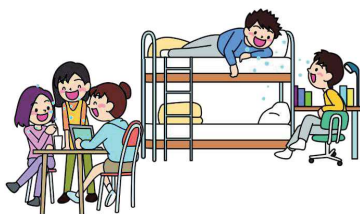
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：内閣官房ホームページ 新型コロナウイルス感染症対策推進室

図6：3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



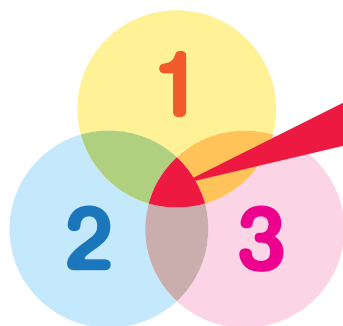
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



図7：消毒薬の選択

新型コロナウイルス感染症対策

消費者庁 経済産業省 厚生労働省

消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

消毒・除菌
〇〇配合

チェックポイント
☒使用方法 ☒有効成分 ☒濃度 ☒使用期限
 ※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策
 こまめな手洗いを心がけましょう。
 石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。

② 物品のウイルス対策
 テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。
 塩素系漂白剤等の詳しい情報は
[こちらから！](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf)
 家庭用洗剤等の詳しい情報は
[こちらから！](https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf)

③ 空間のウイルス対策
 定期的に換気してください。
 注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。

消費者庁
 新型コロナウイルス関連
 消費者向け情報
[詳しくはこちら](#)

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について

図8：次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

* 次亜塩素酸ナトリウムは不安定のため作り置きはしない。トイレ掃除に関しては
0.1% 以上の次亜塩素酸ナトリウムが必要である。

出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症について 一部著者改変

図9：入寮者に発熱、風邪症状がある場合の対応手順の例

フロー図 1

入寮者に発熱、風邪症状等がある場合の対応の考え方

集団感染防止の観点での対応手順

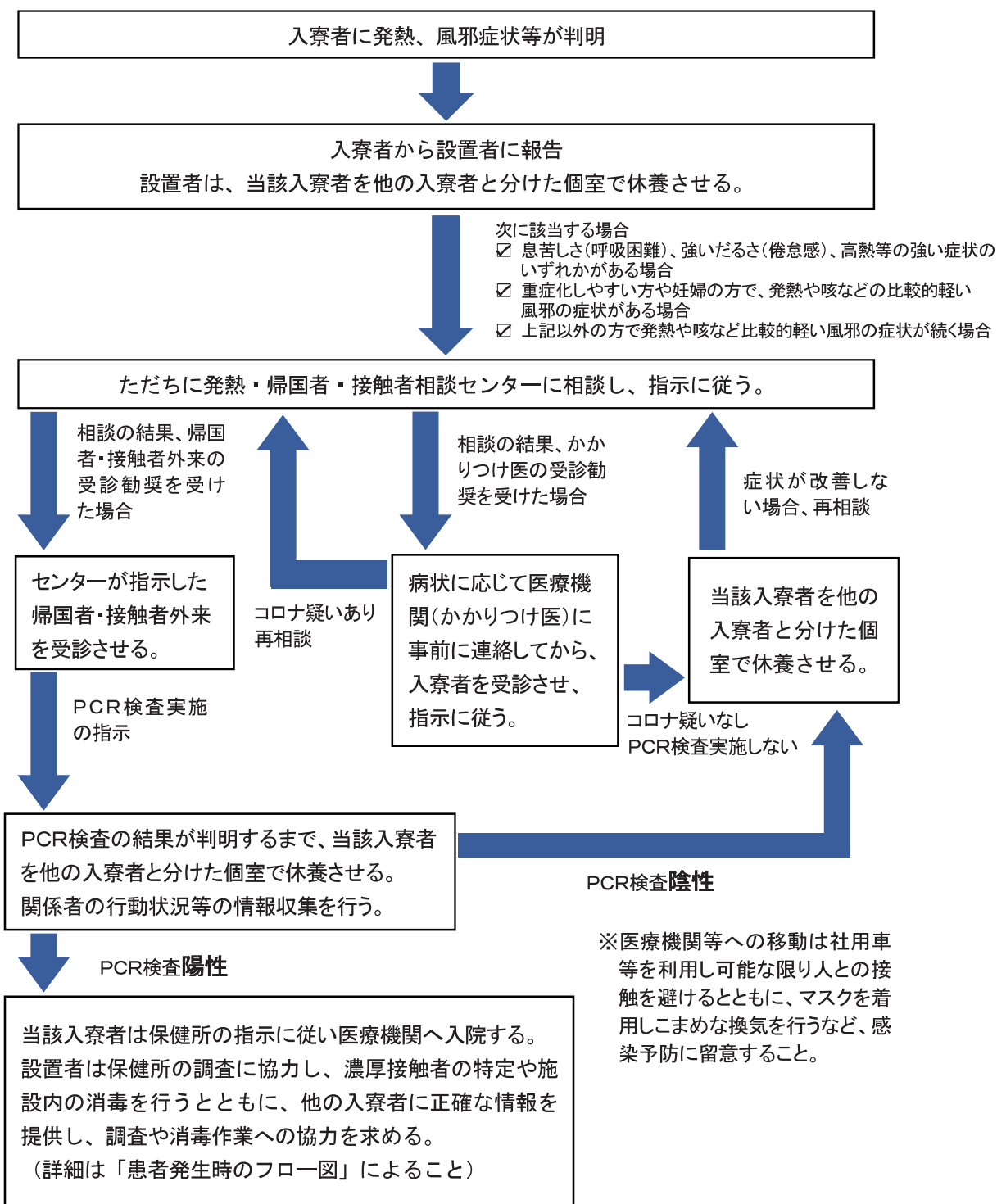
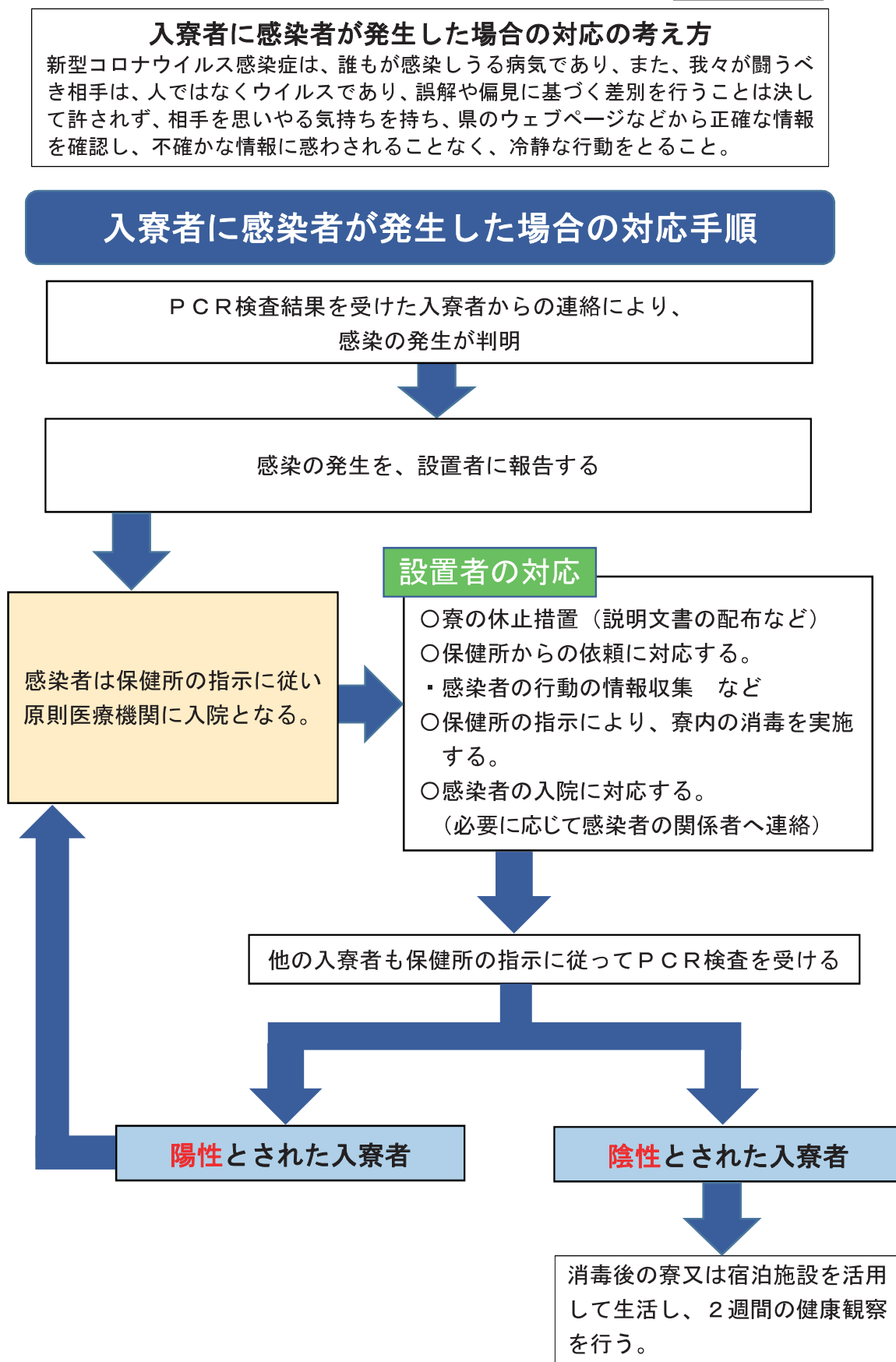


図 10：入寮者に感染者が発生した場合の対応手順の例

フロー図 2



出典：会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（鳥取県）

資料：動怠に関するマトリクス

社員が							
		濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した（PCR検査の結果が陽性）	
症状		(－)	(＋)	(－)	(＋)	(－)	(＋)
濃厚接触者ではない	(－)	出社可		自宅待機		X	
	(＋)						
濃厚接触者である	(－)	出社可 or 自宅待機		自宅待機		出社不可	
	(＋)						
感染した（PCR検査の結果が陽性）	(－)	X		X		X	
	(＋)						

社員の同居家族が

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

感染した（PCR検査の結果が陽性）

濃厚接触者ではない

濃厚接触者である

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）

このマニュアルは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、建設業のマニュアル作成グループにより作成されたものです。

本マニュアルとチェックリストの内容は、作成時点の関連するガイドライン等に基づいています。ガイドライン等が更新されている場合には、そちらに準拠してください。

本文に記載したハイパーリンク(URL)は、作成時のものであり、その後の更新などでリンク先が無効になっている場合があります。ご注意ください。

2021年3月

建設業のマニュアル作成グループ名簿

<分担研究者・責任者>

黒澤 一 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 教授

<メンバー>

色川 俊也 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 准教授

大河内眞也 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 講師

玉井ときわ 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 助教

大内みやこ 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野 非常勤講師

<作業部会>

三浦絵美里 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

五十嵐 侑 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

村上 知征 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

菅野 恭加 東北大学 大学院医学系研究科 産業医学分野

荒川梨津子 石巻赤十字病院

建設業における 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト

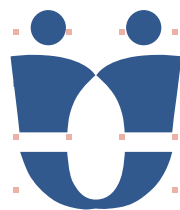
使用方法：各項目について、ほぼできている（○）、改善の余地あり（△）、できていない（×）、該当しない（－）を確認欄に記入します。△、×のついた項目をマニュアルで確認し、改善できないか検討します。

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
1	感染予防対策 に関わる労働 衛生管理体制	1-1	事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、協力企業を含む従業員、作業員へ周知している。	☐	2. (1) 6ページ
		1-2	感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。 （補足）産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）を活用する。	☐	2. (2) 6-7ページ
		1-3	朝礼、巡視、安全衛生委員会等で、協力企業を含む従業員、作業員と情報交換を行っている。マイク、Webを用いて3密（密閉、密集、密接）を回避する。	☐	2. (3) 7ページ 3. (6) 31ページ
		1-4	従業員、作業員が新型コロナウイルスに感染した場合あるいは感染の可能性がある場合に、職場での過度の隔離措置や不必要な長期休業を命令しないといった適正なルールが定められている。	☐	3. (1) 13-18ページ
2	職場環境の管 理・改善	2-1	作業員同士のフィジカルディスタンスが、2mを確保できるようにしている。 （補足）お互いがマスクを着用しているのであれば、1mでも可。また、熱中症の予防の観点から、屋外で2m以上離れている場合は、マスクを外すことは可。	☐	3. (5) 26ページ 3. (6) 31ページ
		2-2	換気の悪い空間にならないように、建築物衛生法（ビル管理法）が示す空気環境の基準に適合するように機械換気や自然換気を行っている。	☐	3. (5) 25ページ
		2-3	オフィス、現場事務所、建設現場の相対湿度は、40％以上になるように努めている。	☐	3. (5) 25ページ

分類		確認項目		確認	マニュアルの 対応部分
		2-4	オフィス、現場事務所、建設現場の定期清掃、共用PC・文具・機器・工具・重機等の定期的な消毒を行い、清潔を維持できている。 (補足) 抗菌コーティングなどは、新型コロナウイルスへの予防効果に関する十分な証拠がなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。	☐	3. (5) 27ページ 3. (6) 32ページ
3	作業方法の管理・従業員の感染防護	3-1	業務中は、従業員、作業員へマスク着用を指示している。熱中症対策としてマスクを外す場合のルールを定めている。	☐	3. (5) 32ページ
		3-2	打ち合わせが長くなる場合や大声を出さなければならない場合、マスク着用などの個人防護やフィジカルディスタンス、その他（マイクや拡声器などの使用）の対策を徹底している。	☐	3. (5) 28ページ 3. (6) 31ページ
		3-3	従業員、作業員は、時間を決めてこまめに石けんでの手洗いまたは消毒薬による手指消毒を励行している。	☐	3. (1) 11ページ 3. (6) 32ページ
		3-4	訪問客からの飛沫を直接浴びることを防御する目的として、フェイスシールドや保護めがね、ビニールカーテンなどを使用している。	☐	4. 2 34ページ
4	従業員の健康確保・健康管理	4-1	毎日実施すべき体調確認項目（発熱や症状の有無）および該当症状を認めた場合の措置（医療機関受診や出勤禁止の指示）を定め、従業員、作業員へ周知し、職場で徹底している。	☐	3. (1) 11ページ
		4-2	高年齢、妊娠している、基礎疾患を有する従業員、作業員には、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行うようにしている。	☐	3. (3) 23-24ページ
		4-3	濃厚接触者となった疑いがある従業員、作業員に対して、保健所により特定されるまでの期間、体調確認を強化すると同時に、予め自宅待機・テレワーク等の暫定措置を行っている。	☐	3. (1) 17ページ
5	従業員の教育・意識向上	5-1	従業員、作業員向けに新型コロナウイルスに関する教育を実施している。 (補足) 症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応などに関する内容など。	☐	3(1) 19ページ

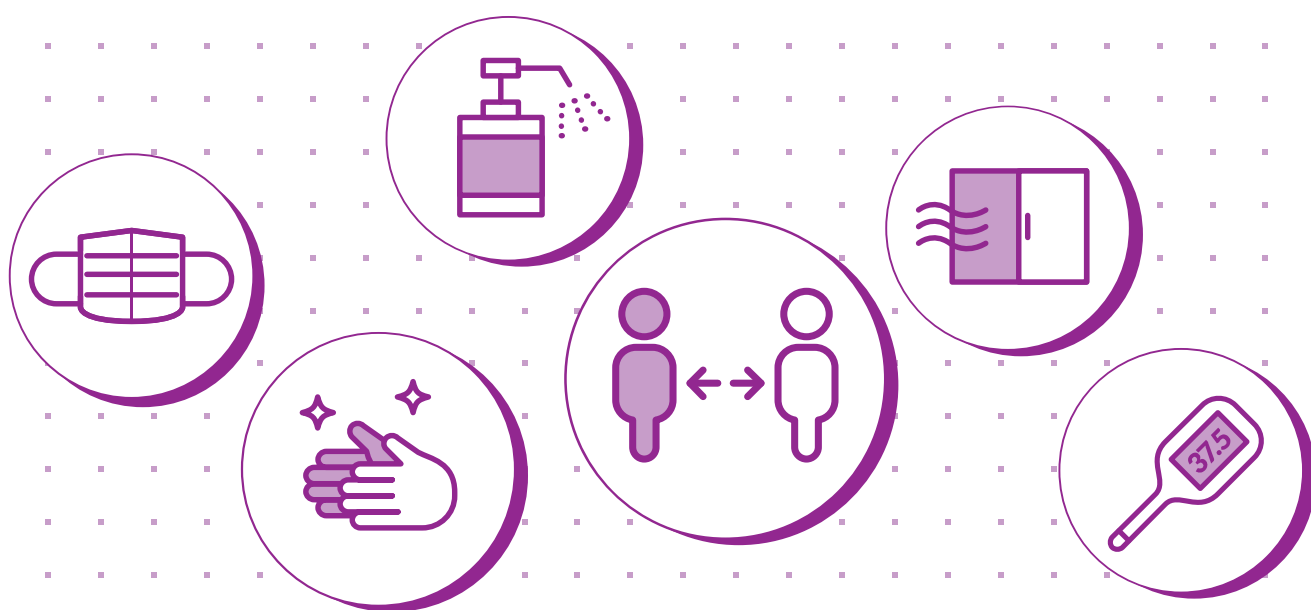
分類		確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
6	その他 (付帯設備での対応、出張対応、プライバシーへの配慮)	6-1 会議室において、対面での会議を開催する場合、参加者は会議出席が必須な者のみ（必要最低限）としている。	☐	3. (5) 28ページ
		6-2 喫煙所の閉鎖・撤去を行っている。どうしても閉鎖できない場合、喫煙場所を屋外とし、適切な感染対策を講じている。	☐	3. (5) 30ページ
		6-3 更衣室内での会話や飲食の禁止を徹底している。	☐	3. (5) 30ページ
		6-4 食堂・休憩室では、利用人数の制限や利用時間の分散を行い、アクリル板などの遮蔽板をテーブルに設置し、入室前の手洗いの徹底、食事中の会話禁止、携帯電話の利用禁止を行っている。	☐	3. (5) 30ページ
		6-5 トイレ・手洗洗面台では、ペーパータオルあるいは個人用ハンカチやハンドタオルを使用し、手洗洗面台などに、正しい手洗いの方法を啓発するポスターを掲示している。	☐	3. (5) 30ページ
		6-6 エレベーターでは、マスク着用、会話禁止の措置を行っている。	☐	3. (5) 29ページ
		6-7 適正な個人情報管理（従業員、作業員の健康情報管理）、プライバシーへの配慮に関する必要な措置を定めている。	☐	3. (1) 11ページ

このチェックリストは、令和2年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究（代表者：川上憲人 公益社団法人 日本産業衛生学会・理事長）」において、建設業のマニュアル作成検討委員会により作成されたものです



接客業務における

新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル



(公社)日本産業衛生学会

令和2年度厚生労働科学特別研究事業研究班

新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの使用方法

マニュアルを選ぶ

「新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」は以下の6つの業種・業態別に作成されています。いちばん近い業種・業態別のマニュアルを選んで使用してください。なお、どの業種・業態でも事務所があることから、オフィス業務用マニュアルの内容は必要に応じてそれ以外のマニュアルにも収載されています。

- 1 オフィス業務：すべての業種の事務所、コールセンターなど。
- 2 製造業：工場など製造現場。
- 3 建設業：建設・工事など。
- 4 接客業務（対面サービス）：小売店、飲食店、ホテル、金融機関など。理美容店、塾などを含む。
- 5 運輸業（旅客輸送）：鉄道、バス、ハイヤー・タクシーなど
- 6 運送・配送サービス業：運送・配送サービス、宅配業務など。

使用方法1：チェックリストを使って重要なポイントを確認した上でマニュアルを見る

巻末に収載されている「チェックリスト」に掲載されている、重要な対策ポイントについて確認します。改善の余地あり（△）、できていない（×）となった項目について、マニュアルの対応する部分で解説や事例を確認し、改善できないか検討します。

接客業務における
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)予防対策チェックリスト(抜粋)

分類	確認項目	確認	マニュアルの 対応部分
1 感染予防対策 に関わる労働	1-1 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や従業員へ周知している。	☐	2.(1) 7ページ
	1-2 感染予防対策のための事業場内管理体制を整備している。事業場規模が小さい場合、感染予防対策の担当者を決めている。 (補足) 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、そうでない事業場は、最寄りの産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口(通称：地域産業保健セン	☐	2.(2) 7ページ

(マニュアル ○ページ) ←

2. 感染予防対策に関わる労働衛生管理体制

(2) 感染予防対策の社内管理体制の整備や相談機関の確保

- ☐ 感染予防対策のための事業場内管理体制を整備する。事業場規模が小さい場合は、感染予防対策の担当者を決める。
 - 事業者と従業員間で、新型コロナウイルスに関する正しい知識を共有し、問題が起こった場合の対処についての共通認識を持つておくことが重要である。
- ☐ 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求める。

使用方法2：マニュアルの目次をみて関連する項目を確認する

マニュアルの目次から、関心のある項目の説明を読んで確認し、できるところから実施します。

接客業務における
新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル

目 次

1. はじめに	5
2. 感染予防対策に関わる労働衛生管理体制	7
(1) 事業者による方針の表明	7
(2) 感染予防対策の社内管理体制の整備や相談機関の確保	7
(3) 関係企業との情報共有	7
(4) 事業運営形態の検討	7
3. 感染予防対策の方法	8
(1) 従業員の健康確保・健康管理	8
1 基本の健康管理	8
2 感染時（本人および同居家族）および感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等	8
3 発熱者・感染者への配慮、人権への配慮	10
4 濃厚接触者への対応	10
5 配慮が必要な従業員への対応	11
(2) 作業方法の管理・従業員の感染防護	11
1 マスク着用	11
2 会話等	12
3 手洗い・手指消毒の励行	12
4 フェイスシールド・保護めがね	12
5 マウスシールド	13
6 保護具の選択について	13
(3) 職場環境の管理・改善	14
1 フィジカルディスタンシング	14
2 換気	14
3 湿度管理	16
4 空気清浄機・空間除菌装置	16
5 間仕切り・パーティション	16
7 ビニールカーテン	16
8 手指の水切り・清拭（ハンドドライヤーの使用）	17
9 職場の清掃・清潔	17
10 その他	17

(4) 従業員の教育・意識向上	18
1 職場内の感染症予防の周知徹底	18
2 店舗内イベントや従業員同士の懇親会の開催や参加について	18
4. 新型コロナウイルス感染予防のための衛生管理マトリックス	19
(1) 接客業務における対策の考え方	19
(2) 新型コロナウイルス感染予防のための衛生管理マトリックス	19
(3) 事例紹介	24
1 小規模小売店でのレジ業務	24
2 小規模の居酒屋	24
3 個人経営の理容店	24
4 座席数10席以上ある美容室	25
5 学習塾（集団塾）	25
6 カラオケボックス	25
7 カラオケ喫茶（カラオケスナック）	26
5. 付帯設備（会議室・喫煙所・休憩室・食堂など）	27
(1) 会議室	27
(2) 喫煙場所	27
(3) 更衣室	27
(4) 食堂・休憩室	28
(5) 給湯室	28
(6) エレベーター	29
(7) トイレ・手洗洗面台	29
6. その他の留意事項	30
(1) 関係企業（関連会社、派遣会社、業務委託会社など）の従業員への対応	30
(2) 外国籍従業員への対応	30
(3) 出張・外勤・研修に参加する社員の感染予防対策	30
(4) 通勤	30
(5) 不適切あるいは過剰な感染予防対策について	30
(6) 個人情報・プライバシーへの配慮	31
7. その他（情報リソース）情報収集について	32
8. 参考ガイドライン	33
9. 参考資料	34
10. 引用文献	35
接客業務における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防対策チェックリスト	39

1. はじめに

接客業務は、一般的に顧客と直接応対しサービスを提供することに特化する業態と言えよう。接客業務は、営業している限り不特定多数の人々との接触が不可避な業態であるため、感染症に対するリスクが高い。また、一口に接客業務といっても、小売業、金融業、保険業、不動産業・物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業など、勤務形態、作業内容、職場環境が多岐にわたっており、一律的な対策を行うことは非常に困難である。接客業務はそこに従事する従業員のみならず、来訪客があって初めて成立する業務である。ゆえに、接客業務における感染症対策は、接客業務従事者および接客事業場の対策と、来訪客の対策との2元軸対策である必要がある。

接客業務に関連した新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインについては、内閣官房のまとめ（2020年11月5日時点）によると、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」、「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」、「理容業（美容業）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、など各種業界団体より多種出されており、現状では既にそれらのガイドラインに応じた対策が多種多様に接客業務現場で実施されている。

前述のように「接客業務」に該当する業種は膨大であるがゆえに、様々な接客の型ごとにマニュアルを作成することは膨大な時間と労力を要すると思われる。今回のマニュアル策定に関する本分担研究班の議論の中で、「接客業務」のマニュアルにおいては、感染状況の各段階（フェイズ）に対応したマニュアルとなることを目指すべきであるという意見が出された。特に、十分な各種対策を講じた後に、どの時点でどのような策をどのように緩和するのかについて示唆的で有用なマニュアルになるべきである、との観点から、「衛生管理のマトリックス」を作成し、リスク表として示すことを第一の作業に想定した。このリスク表を作成するにあたっては、科学的根拠および事実的根拠を十分に反映されたものとするため、可能な限りの文献検索や新聞報道等による事象検索などを駆使し、リスク表作成の判断基準根拠とすることに努めた。

このマニュアルは、関係団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき対策を講じていただく際に、職場の実態に即した具体的な対策を労使で検討する上で参考にさせていただくことを目的として作成したものである。職場の作業環境や作業内容によって対応できない事項もあると考えられるが、すべてが実施できないからといって、対策が不十分ということではない。職場の実態に即して、可能な事項から工夫して実施していただけると幸いである。

用語の確認

単語	説明
ウイルス	細菌より小さく、通常の顕微鏡では見ることはできない微生物である。動物の細胞に依存して増殖するが、自分で増殖することはできない。
飛沫	咳・くしゃみなどをした時に空気中に飛散した微粒子の中で、5～10 μm 以上の比較的大きく水分を含んだものを飛沫と呼ぶ。飛沫は無風状態の室内ではすぐに落下する。
飛沫・接触感染	感染者が咳、くしゃみ、会話、歌唱などをしたときに排出される唾液飛沫や呼吸器分泌物を介し、感染者との直接、間接、または密接な接触によって感染が起こる経路である ¹⁻³⁾
マイクロ飛沫・ マイクロ飛沫感染	マイクロ飛沫とは、換気の悪い密室等の条件下において、空気中を漂う5 μm 未満の微細な飛沫粒子とされる。マイクロ飛沫感染は、マイクロ飛沫の粒子が空気中を長い時間漂い、少し離れた距離においても感染が起こると推定される経路である。
一般媒介物感染	感染者によって排出された唾液飛沫や呼吸分泌物が、物質表面の汚染状態を形成することがある。感染者によって排出されたウイルスによって汚染された物質に触れた後、口、鼻、目に触れることにより、間接的に感染が起こる経路である。
エアロゾル	空気または他の気体中に浮遊する微小な固体あるいは液体の粒子（粒子の直径が5 μm 未満 ⁴⁾ ）と周囲の気体の混合体である ⁵⁾ 。エアロゾルは、その生成過程の違いから、粉じんやヒューム、ミスト、ばいじんなど様々な呼び方がある ⁶⁾ 。
相対湿度	空気中に溶け込める水の量（飽和水蒸気量）に対して、実際に溶け込んでいる水分量（水蒸気量）の比で、単位は％である。一般的に湿度と呼ぶときは相対湿度のことを指す。



2.

感染予防対策に関わる労働衛生管理体制

(1) 事業者による方針の表明

- ☐ 事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を積極的に推進する事を表明し、顧客や従業員へ周知する。
 - ・（例）事業者は、新型コロナウイルス感染拡大防止に積極的に取り組み、顧客や従業員のために感染拡大を防止するよう努めることを掲示する。

(2) 感染予防対策の社内管理体制の整備や相談機関の確保

- ☐ 感染予防対策のための事業場内管理体制を整備する。事業場規模が小さい場合は、感染予防対策の担当者を決める。
 - ・ 事業者と従業員間で、新型コロナウイルスに関する正しい知識を共有し、問題が起こった場合の対処についての共通認識を持つておくことが重要である。
- ☐ 産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求める。
- ☐ 産業保健専門職がいない事業場においては、最寄りの産業保健総合支援センター（さんぽセンター、全国47ヶ所）、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター、全国350か所、労働者数50人未満の小規模事業場の産業保健を支援）を活用する。

(3) 関係企業との情報共有

- ☐ 関係企業（関連会社、派遣会社、業務委託会社など）と情報交換できるように、各会社の担当窓口を確認しておく。

(4) 事業運営形態の検討

- ☐ 営業中止の基準や感染者情報の開示をどこまで行うべきか相談できる専門家・機関を確認する。
 - ・ 相談先の専門家・機関としては、産業医などの産業保健専門職、労働衛生コンサルタント、保健所、産業保健総合支援センター、産業保健総合支援センター地域窓口（通称：地域産業保健センター）などがある。

3. 感染予防対策の方法

(1) 従業員の健康確保・健康管理

1 基本の健康管理

□ 従業員の体調管理を徹底する。

- 従業員は、出勤しない日を含めた体調の自己管理（体温の確認や症状の有無（詳細は、次の「3.（1）②」を参照））を行い、体調が悪いときは責任者（店長、上司など）に必ず報告させる。
- 責任者（店長、上司など）は、従業員の健康状態を確認する。

□ 接触確認アプリ（COCOA）を使用する。

- 厚生労働省は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを従業員に勧奨している（詳細はCOCOAのQ&A参照⁷⁾）。

2 感染時（本人および同居家族）および感染疑い時の出勤自粛等の考え方・勤務の取り扱い等

（参考資料：「勤怠に関するマトリクス」を参照）

□ 毎日実施すべき体調確認項目（発熱や症状の有無）および該当症状を認めた場合の措置（医療機関受診や出社禁止の指示）を定め、従業員へ周知し、職場で徹底する

- 「感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）」の医師および指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準では、「発熱とは体温が37.5℃以上を呈した状態をいい、高熱とは体温が38.0℃以上を呈した状態をいう」とされている。しかし、平熱には個人差があり、明確に定義付けることが難しい。普段から体温を測定しておき、平熱を個人で把握しておくことが重要である。
- 例えば、37.0℃以上（あるいは37.5℃）の発熱があることや、普段より体温が高く寒気を伴うこと⁸⁾など、発熱に関するルールを各事業場で明確にする。
- 新型コロナウイルス感染症は、多種多様な症状が報告されている⁸⁻¹⁰⁾（表1）。新型コロナウイルスに感染してから症状が出現するまでの中央値は5～6日だが、最長で14日後に出現することもある。

表 1. 新型コロナウイルス感染症の症状⁸⁻¹⁰⁾

主症状	発熱、咳、倦怠感、呼吸困難
副症状	下痢、味覚障害、嗅覚障害など

- 従業員に発熱や有症状を認めた場合、医療機関の受診と出勤停止の指示を行う。
 - 従業員に発熱や上記の症状を認めた場合、出勤停止を指示する。新型コロナウイルス感染症の確定診断がつかない場合、発熱後の出勤停止期間は解熱後72時間までとする^{11, 12)}。ただし、詳細については、厚生労働省通達を確認する¹³⁾。
 - 以下に当てはまる場合、医療機関の受診を指示する。
 - ・ 風邪様症状が継続してある場合、特に、咳・倦怠感、呼吸苦がある場合は速やかに医療機関受診を指示する。
 - ・ 重症化しやすい従業員で、発熱や咳などの比較的軽い風邪様の症状がある場合
重症化しやすい従業員：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている従業員
 - 責任者（店長、上司など）は、従業員から発熱や上記の症状を認めたと報告を受けた場合、休業指示および医療機関の受診確認を行う。

- 従業員の新型コロナウイルス感染が確定した場合の復職のタイミングについて、あらかじめ決めておく。また、保健所や主治医からも療養解除可能および復職可能の判断を受け、産業医から復職にあたっての助言・指導を受ける。
 - 次の条件をいずれも満たす状態で復職させることが望ましい。
 - ・ 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
 - ・ 解熱後（解熱剤などの症状を緩和させる薬剤を服用してない状態）に少なくとも72時間が経過しており、咳・倦怠感、呼吸苦などの発熱以外の症状が改善傾向である^{11, 12)}。
 - ・ 中等度以上の症状だった場合や入院していた場合などは、体力の低下などが懸念されるので、主治医等と相談のうえ無理のない復職を行うこと。
 - ・ 復職後は、日常的な健康観察、マスクの着用、他人との距離を適切に保つなどの感染予防対策を従来通り行う。
 - 感染の重症度により、無症状から中等度以上まで様々であるので、体力の回復具合を産業医、選任がなければ、主治医に確認して復職の可否を決定する。また、後遺症がある場合もあるので、この点も留意する。
 - 感染者の復職について、PCR検査の陰性確認は必要としない。

- 出勤停止を指示した場合の休業の取り扱いを明確にする。
 - 新型コロナウイルスに関連して従業員に出勤停止を命じる場合、休業期間中の賃金の取り扱いについては、法令（労働基準法第26条、民法第536条2項等）で一般的な定めがあるが、労使で十分に話し合い協力し、従業員が安心して休める社内ルールを整える。
 - 休業の詳細な取り扱いについては、厚生労働省のホームページの新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）¹⁴⁾などを参考にする。

3 発熱者・感染者への配慮、人権への配慮

- 発熱した従業員、新型コロナウイルスに感染した従業員に対して、解雇や異動、降格などの処分を行ってはならない。また、感染者、感染疑い者に対して差別、偏見、降格、解雇など不利益な取扱いがないことを、従業員に周知する。
- 当該従業員に対して、職場での過度の隔離措置や不必要な長期の休業を命令してはならない。
 - ・ 新型コロナウイルス感染に伴う後遺症が2～3か月続くことがあると示されているので、何らかの自覚症状があれば仕事を休ませることを厳格にし過ぎると、不適切な休業指示、評価、解雇や異動などを招く恐れがある。
 - （悪い例1）厚生労働省が示し、各自治体で決定運用している退院・療養解除の基準（発症後10日間経過など）や主治医の見解で、退院し復職できる状態になった従業員に対して、同僚や顧客が不安だという理由でPCR検査を受けさせた。
 - （悪い例2）新型コロナウイルスに感染した従業員が、治療を終え、保健所や主治医からも療養解除可能、復職可能と判断された。しかし、易疲労感や頭痛、味覚障害といった後遺症があり、それを同僚や顧客が心配していることを理由に休業延長を指示した。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の自宅療養などの解除については、厚生労働省が示す通達を参考にする。ただし、通達の改訂が頻繁に行われているため、最新のものを確認する¹³⁾。また、不明点がある場合は、産業医、産業保健総合支援センターや発熱相談センター等へ問い合わせる。

4 濃厚接触者への対応

- 濃厚接触者への対応については保健所の指示に従う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告することを周知徹底する。
- 保健所の指示がでるまでの期間、事業場としてどう対応するかをあらかじめ決めておく。
 - ・ 実際の保健所の指示がでる間には2～3日のタイムラグがあるため、濃厚接触者の基準を確認し、保健所が濃厚接触者と特定する可能性のある者を事前にリストアップする。
 - ・ リストアップする基準としては、（ア）患者（確定例）と一緒に出張や外出をした、（イ）患者（確定例）の気道分泌液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い、（ウ）手で触れることのできる距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった（同じテーブルと一緒に食事した、喫煙室を同時に利用した等）、などがある。

5 配慮が必要な従業員への対応

- 高年齢の従業員または基礎疾患を有する従業員は、感染しやすく、重症化するリスクが高くなる。保有するリスク要因についての自己申告を促し、産業医などの産業保健専門職がいる事業場では、医学的な助言指導を積極的に求め、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行う。
 - 基礎疾患を持つ従業員に対しては、本人と主治医で相談の上、どのような配慮を望んでいるか、可能であれば書面で受け取ることが望ましい。また、実際に行った配慮は、主治医に書面で報告するとよい。
 - 従業員の持病に関する情報は、重要なプライバシーなので、十分に注意して取り扱う。産業保健専門職が社内にいれば、可能な限り産業保健専門職を通じて対応する。
 - 障害のある従業員において、障害の内容によって、感染対策の情報の把握・理解が困難であることがあり得る。このため画一的な手段にとらわれることなく、障害のある従業員への情報の伝達・周知の方法に留意する。状況に応じ障害者職業生活相談員やジョブコーチといった支援者を活用すること。
- 妊娠中の従業員に対して、必要に応じて就業（通勤を含む）上の配慮を行う。
 - 妊娠中の女性従業員が、妊婦健診等に基づき、その作業等における新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師または助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務または出社をいう。）等の必要な措置を講じるものとする¹⁵⁾。

(2) 作業方法の管理・従業員の感染防護

1 マスク着用

- 業務中は、従業員へマスク着用を指示する。
- 顧客に対して、店舗内でのマスク着用を依頼する。
 - マスクは清潔なものを使用する。不織布マスクは、長くても1日使い捨てとする。布マスクなどは、毎日洗濯したものを使用する。
 - マスクには、不織布マスク、布マスク、防じんマスクなどがある。不織布マスクや布マスクは、ヒトから排出される微生物を含む飛沫のような微粒子状物質が周囲に広がるのを防ぐ目的で使用するものであり、ウイルスのばく露を防ぐ効果は限定的であることに留意する。
 - 微粒子状物質を体内に吸い込まないためには、防じんマスクが必要である¹⁶⁾。しかし、マスクを着用している顧客への通常の接客業務であれば、不織布マスクや布マスクの着用で十分であり、防じんマスクの着用までは推奨しない。
 - 自分の周囲に誰もおらず一人で仕事をしている場合や、人の密集がなく良好な換気が得られている場所で、ほとんど会話がなない場合は、マスクを外してもよい¹⁷⁾。

- マスク着用に伴い、肌荒れや体調不良等がある場合には、フェイスシールドやマウスシールドなどの他の防護具着用を検討する¹⁸⁾。ただし、フェイスシールドやマウスシールドは後述（p.12）のとおり、マスクと比べて飛沫の周囲への広がりを防ぐ効果は著しく低いことに留意が必要である。

2 会話等

- 業務上で、会話が長くなる場合は、マスク着用とフィジカルディスタンスを行う。大きな声を出さなければならない場合は、マイクロフォンや拡声器などを利用する。
 - 感染した人と近距離（約1m以内）で長時間（15分以上）の会話をする事で、感染した人の唾液の飛沫に含まれるウイルスが侵入する可能性が高まる¹⁹⁾。
 - 咳やくしゃみだけでなく、会話でも飛沫およびマイクロ飛沫が放出され、声の大きいほどそれらは多くなる²⁰⁻²²⁾。

3 手洗い・手指消毒の励行

- 時間を定めたこまめな石けんでの手洗いまたは消毒薬による手指消毒を励行する。
 - 出勤時に作業エリアに入る前、業務中は2時間ごとなど、時間を決めて手洗い・手指消毒を実施する。
 - 石けん・ハンドソープを使用する場合は、石けん等によるもみ洗いと流水でのすすぎを数回くりかえす。
- 適切な手指消毒薬を使用する。消毒薬を別の容器に移し替えた場合は、必ず薬品名を表示する。
 - 手指消毒薬を使用する場合は、エタノールを使用する。
 - 使用するエタノールは、60～95%のものを選定する。
 - 濡れた手でエタノール消毒するとエタノール濃度が下がるため、乾いた手に使用する。

4 フェイスシールド・保護めがね

- フェイスシールドは、マスクと併用して使用する。あるいはマスク着用が困難な場合に限って使用する。
 - フェイスシールド・保護めがねは、顔面部、とくに眼部への飛沫防止のために使用する。そのため、マスクを着用していない人と2m以内で接客しなければいけない場合にのみ、マスクと併用しての使用を推奨する。
 - フェイスシールドは一般的な不織布マスクや布マスクに比べて快適性が高く、表情が見えるというメリットがあるため、マスクを長時間着用することで健康被害が生じてしまう場合や、接する人と十分な距離が取れる場合にのみ、フェイスシールド単独で着用することを検討する¹⁸⁾。
 - フェイスシールドを着用している者からの飛沫の拡散をすべて防ぐことはできないこと^{22, 23)}、着用者が他人からの飛沫のばく露を防ぐ効果は高くないこと²⁴⁾には、十分留意しなければならない。

5 マウスシールド

- マウスシールドは、顔面を覆う面積も非常に狭く、シールドと口の間隙も大きい構造となっている。飛沫の拡散・ばく露防止ともに効果は限定的、あるいはほとんど効果がない可能性がある^{23, 25)}。予防対策としての優先順位は、非常に低く屋外での使用にとどめる。

6 保護具の選択について

- マスクやフェイスシールド、マウスシールドは、飛沫の発散や吸入、人体への付着を防止する役割・効果がそれぞれ異なる。
- 特にマスクについては、材質によって効果が大きく異なる（マスク・フェイスシールドの効果（スーパーコンピューター「富岳」によるシミュレーション結果）（豊橋技術科学大学・全音楽譜出版社、<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より）図1）ほか、息苦しさを和らげるため正しい着用方法を守らなかったような場合には期待される効果が得られないことがある。このため、マスク等については、作業の状況や作業強度、作業時に人と接する度合や時間などに応じ、適切なものを選択することが重要である。

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド	
							
		不織布 	布マスク 	ウレタン 			
	吹き出し飛沫量	100%	20%	18-34%	50% ^{※2}	80%	90% ^{※2}
	吸い込み飛沫量	100%	30%	55-65% ^{※2}	60-70% ^{※2}	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

※2 豊橋技術科学大学による実験値

●**実験**（マスクは厚生労働省が示す正しい着用方法にもとづいています。）

さまざまな素材のマスクを着用した人頭モデルにミスト生成装置を接続し、飛沫の飛散状況をレーザー光を用いて可視化、カウントしました。

吸い込み時の計測は実際に人がマスクを着用。飛沫の直径は、0.3μm（小さな飛沫）から200μm（大きな飛沫）まで計算しています。

●**結果**

吹き出し：飛沫量は不織布、布ともに8割が捕集されます。

吸い込み：不織布マスク着用時、マスクと顔に隙間がある場合でも上気道（鼻から鼻腔、鼻咽腔、咽頭、喉頭）への吸引飛沫量を1/3にすることができます。

フェイスシールドにおいては、大きな飛沫（50μm以上の水滴）については捕集効果が見込めるが、エアロゾルはほぼ漏れてしまう。

図1 マスクやフェイスシールドの効果（スーパーコンピューター「富岳」によるシミュレーション結果）

（豊橋技術科学大学・全音楽譜出版社、<https://www.tut.ac.jp/docs/201015kisyakaiken.pdf> より）

(3) 職場環境の管理・改善

1 フィジカルディスタンシング

- 従業員同士あるいは従業員と客とのフィジカルディスタンシングは、可能な限り2mの距離を確保する。お互いにマスクを着用しているのであれば、1mでもよい^{26, 27)}。
 - 十分なフィジカルディスタンシングが困難な場合は、上述（p.12）のフェイスシールドや保護めがね、以下（p.16）に示す間仕切り・パーテーションやビニールカーテンなどの対策を併用する。
- 咳やくしゃみの症状がある従業員については、必ずマスク着用を指示したうえで、フィジカルディスタンシングを徹底する。
 - マスクを着用していない場合、咳やくしゃみのしぶきは数m飛散することが知られている^{17, 28)}。マスク着用の上、2mのフィジカルディスタンシングの確保が可能な業務を行うようにする。
- 店舗内が混雑した場合の対応を決める。
 - 店舗内が混雑し、フィジカルディスタンシングが十分に確保できない事態がおこった、あるいはおこる可能性がある場合の対応策を決定し、従業員に周知徹底する。
（例）入場制限、屋外に整列できるスペースの準備など

2 換気

- 換気の悪い空間にならないため、建築物衛生法が示す空気環境の基準に適合するように、機械換気や自然換気を行う^{29, 30)}（表2）。
 - 建築物衛生法は、デパートなどの規模の大きな商業施設、映画館、劇場といった娯楽施設、博物館・美術館、ホテル、オフィスビル・事務所などの用途として使用される延べ床面積が、3,000平方メートル以上の建物が対象となる。

表2. 建築物衛生法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準（一部抜粋）

1. 浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下
2. 一酸化炭素の含有率	100万分の10 以下（＝10ppm以下） ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
3. 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（＝1000ppm以下）
4. 気流	0.5m/秒以下

- 換気性能
換気性能は、換気量と換気回数によって確認することができる。
換気量：1時間に何立方メートルの空気を取り入れるかという値（m³/時間）。
換気回数：1時間にその部屋の空気が何回入れ替わるかという指標で、換気量を部屋の容積で割った値（回/時間）である。

- 換気性能の見える化

換気量の充足度が見える化するために、室内二酸化炭素濃度を計測することが推奨される³¹⁾。二酸化炭素濃度 1000 ppm 以下を保っているかを確認することで、換気量が十分確保されているかを確認できる。

- 機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法

建築物衛生法の対象とならない建物の場合も、機械換気によって上記の基準が満たされていることを確認する。機械換気の換気量の目安としては、建築物衛生法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時 30m³）を確保するとともに、二酸化炭素濃度等をモニタリングするなどし、上記基準が満たされていない場合には、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保する。

- 機械換気が不十分な事業場の換気方法

建築物衛生法の対象とならない建物や場所で、機械換気が不十分である場合には、2回／時間の換気回数を目安として、数分間程度窓等を開放して店内の空気が全て入れ替えられる程度の自然換気を行う。

- ・ 二方向窓（ドア）開け

空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓やドアを開放するのがよい³²⁾。向かい合った位置の窓やドアよりも、対角線側の窓やドアを開けるのが効果的である。

ただし、窓を2箇所開けても、窓が近すぎる場合（例えば横並び窓）の開放では、吸った空気がすぐに排出され、排出された空気がすぐに戻ってくるショートサーキットが起こるため効果はない。

2方向窓開けは非常に大きな効果があると考えられるため、窓を大きく開けられず開口幅が小さく（例えば、開口幅 10cm）でも、換気効果がある可能性がある。

- ・ 一面窓（ドア）開け

窓が1つでドアを閉めて使用する場合は、窓に向かって空気を排出するようにサーキュレータを設置する。

窓がなくドアしかない場合は、ドアを開けてドアの外に向かって空気が流れるようにサーキュレータを設置する。

換気扇が上部にある場合は、換気扇の位置から遠い場所のドアまたは窓を開け、常時運転する。

3 湿度管理

- 店内の相対湿度が40%以上になるように努める³³⁾。
 - 相対湿度が40%以下の場合、飛沫の水分蒸発が極端に速くなることが予測され、感染源となる可能性があるマイクロ飛沫の発生が促進される³⁴⁾。マイクロ飛沫は、長時間空气中に浮遊し、非常に小さいために肺の奥まで到達できるため、感染リスクが上昇する可能性がある。
 - ポータブル加湿器を使用する場合は、病原微生物の発生を防止するため、水タンクのこまめな清掃や毎日の換水が必要である。

4 空気清浄機・空間除菌装置

- 職場内の換気が不十分な狭い場所（2～3名までしか使用できない場所）では、HEPA（High Efficiency Particulate Air Filter）フィルタによるろ過式の空気清浄機の設置を推奨する。ただし、利用人数の制限が優先である。
- 空間除菌装置に関しては、現時点で感染予防に有効という証拠がない。
- 次亜塩素酸ナトリウムや次亜塩素酸水による空間除菌については、健康障害を引き起こす可能性があり推奨しない。
- オゾン発生装置による除菌効果は、高湿度環境下でしか効果が得られないなど、使用条件に制限があることに留意する必要がある³⁵⁾。
- 空気清浄機は、あくまで補助的な感染予防対策のための機器として使用する。イオン式空気清浄機よりも、フィルタ式空気清浄機の方が、浮遊微生物の捕捉効果は高いと考えられる。

5 間仕切り・パーティション

- 間仕切り・パーティションは適正に設置できる場合、使用を検討する³⁶⁾。
 - 間仕切り・パーティションは、高過ぎると局所的に換気の悪い場所ができ、逆効果になる可能性がある²³⁾。また、低すぎてもマスクを外して会話した場合の飛沫発散抑制効果が乏しく、発声者の顔の向きや位置によっても効果は変わる。

7 ビニールカーテン

- レジ業務などで設置するビニールカーテンは、客からの飛沫を直接浴びることを防御する目的で利用する（フェイスシールドや保護めがねの代替）。
 - 客の口から同心円状に広がっていく飛沫を防ぐためには、従業員の顔が十分に覆われる大きさになるよう設置する。
 - 一方、ビニールカーテンの下端を低くしすぎて（ビニールカーテンが長すぎて）、客や従業員が常にビニールカーテンに触れてしまうことがないようにする。

8 手指の水切り・清拭（ハンドドライヤーの使用）

- ハンドドライヤーは、空気中にエアロゾルを拡散することが報告されている³⁷⁾。ハンドドライヤーの手挿入部、ドレンタンク、排水路、フィルタ等の清掃と消毒が十分に行えない場合は、使用禁止とすることが望ましい³⁸⁻⁴⁰⁾。
- 手指の水切りには、ペーパータオルの使用を推奨する。
- 使用済みペーパータオルの廃棄物処理が十分に行えない場合は、個人用ハンカチやハンドタオルを使用する。タオルの共有は絶対にしてはならない。

9 職場の清掃・清潔

☐ 定期清掃を行い、清潔維持に努める。

- 汚物処理を伴う清掃作業を行う場合は、手袋や防じんマスク、保護メガネ（フェイスシールド）を着用する。
- 共用のテーブルは、従業員がこまめに清拭・消毒できるように、ティッシュペーパーやウェットシート、エタノールなどを配備する。

☐ 共用機器の定期的な清掃・消毒に努める。

- 電話・ゴミ箱・テーブル・椅子・コピー機等の従業員が高頻度で触れる物品類は、定期的に清拭・消毒を行う。共用機器を使用したときには、エタノールや界面活性剤などで都度消毒する。
- 故障や精度管理の必要性から消毒が難しい機器もある。その場合には、機器の使用前後に手指消毒を徹底する。

☐ 抗菌コーティングなどは、新型コロナウイルスへの予防効果に関する十分な証拠がなく、清掃・消毒の代替とならないことに留意する。

☐ 従業員の新型コロナウイルス感染が確定した場合の消毒範囲は、当該従業員の過去72時間の立ち入り範囲とする。

- 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと考えられ⁴¹⁻⁴³⁾、仮に新型コロナウイルスによる一般媒介物感染が起こるとしても、当該従業員が過去72時間に立ち入った範囲を消毒すれば十分である。

10 その他

- 新型コロナウイルスの表面汚染については報告がある⁴¹⁻⁴³⁾が、一般媒介物感染を直接証明する報告はない。一般生活において、飛沫による感染か一般媒介物による感染かを区別することは困難であるため、唾液や鼻汁などが相当量付着する物を取り扱う業務については、新型コロナウイルスによる一般媒介物感染が起こる可能性を考える。
- ただし、一般に小売業で陳列されている商品などについては、直接汚染の可能性は十分に低く、客に来店時の手指の消毒を促すことでよい。

(4) 従業員の教育・意識向上

1 職場内の感染症予防の周知徹底

- 新型コロナウイルスに関する教育（症状、感染経路、潜伏期、感染予防対策、体調不良時の対応など）を実施する。
 - ・ 「新しい生活様式」⁴⁴⁾、「人との接触を8割減らす、10のポイント」⁴⁵⁾を周知する。
 - ・ 休日など業務時間外の生活における感染予防の啓発、家族など同居生活者に体調不良者や感染者が出た場合の生活上の感染予防対策を啓発する。とくに後者において、従業員は、家族に医療機関を受診させ、従業員、家族も含めた濃厚接触後・感染判明後の対応を確認する。

2 店舗内イベントや従業員同士の懇親会の開催や参加について

- 店舗内イベントを開催する場合は、次章の衛生管理マトリックスの評価に照らしあわせて、開催是非や開催方法を検討する。
 - ・ 飲食を伴う店舗内イベントや従業員同士の懇親会は、マスクを着用することが困難であり、飲食時の会話によって、唾液の飛沫量が大幅に増加する。感染のリスクが非常に高くなる可能性を十分に留意したうえで、開催を検討する。



4.

新型コロナウイルス感染予防のための衛生管理マトリックス

(1) 接客業務における対策の考え方

接客業務は勤務形態、作業内容、職場環境が多岐にわたっており、一律的な対策を行うことは非常に困難である。各事業場における実態を評価し、新型コロナウイルス感染症の流行状況、各種対策の効果やコストなどを踏まえ、必要な対策を検討する。

(2) 新型コロナウイルス感染予防のための衛生管理マトリックス

従業員の体調管理、マスク着用、手洗いなどは必須対策であり、これらの対策は事業場で行っていることを前提として、以下の衛生管理マトリックスを参考に対策を検討する。尚、この衛生管理マトリックスは、Jonesらの報告¹⁷⁾を基に、各対策に関する論文報告から推定される感染予防効果を見積もり作成した。

はじめに、表3を参考にして、従業員の業務が、A～Dのいずれに該当するか選択する。選択された衛生管理マトリックス（表5～表8）でリスクレベル（Ⅰ～Ⅲ）（表4）を確認する。

表3. 衛生管理マトリックスのための業務分類

人の密集度が低い 場所での仕事（自 分の周囲2m以内 にいる人は1人） である。	他従業員や客と接する時間が 1回あたり15分未満	⇒ (A) へ 例) レジ業務、百貨店のインフォメーションスタッフ、 喫茶店などの飲食ホール業務、ガソリンスタンドスタッフ
	他従業員や客と接する時間が 1回あたり15分以上	⇒ (B) へ 例) 受付カウンター業務、店舗内フロア接客業務、 理容美容などの店舗内フロア接客業務
人の密集度が高い 場所での仕事（自 分の周囲2m以内 にいる人は2人以上） である。	他従業員や客と接する時間が 1回あたり15分未満	⇒ (C) へ 例) 居酒屋などの飲食ホール業務、テーマパーク やゴルフ場などの屋外接客業務
	他従業員や客と接する時間が 1回あたり15分以上	⇒ (D) へ 例) 接客を伴う飲食店、（スタッフが3人以上い る）理容美容などの店舗内フロア接客業務

表4. 衛生管理リスクレベルの評価基準

リスクレベル	リスクの内容
Ⅰ	ほとんど問題ない。必要に応じた感染予防対策を実施する。
Ⅱ	問題がある。「3. 感染予防対策の方法」を参考にし、計画的に作業環境や作業方法を見直す必要がある。
Ⅲ	大きな問題がある。「3. 感染予防対策の方法」を参考に、直ちに作業環境や作業方法の改善を行う。

表5. (A) 人の密集が低い場所で、相手と接する時間が短い場合

(A)					職場環境												
					人の密集度が低い (自分の周囲 2 m以内にいる人は 1 人である)												
					屋外				換気が良い屋内				換気が悪い屋内				
					間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		
					相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	
作業内容・個人防護	相手と接する時間 (1 回あたり) が 15 分未満	相手のマスク着用あり	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
			会話あり	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I		
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	II		
		相手のマスク着用なし	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	II	
			会話あり	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	II	I	II		
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II		
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II	
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	I	II	II	II	II	III		

*間仕切り：床から高さ1.4m程度の高さまで、開放部がなく完全に仕切ることのできるパーティションやアクリルボードが該当する。ビニールカーテン（レジ・受付業務など）は該当しない。

*マスク：不織布マスクや布マスクなどが該当する。マウスシールドは該当しない。

*顔面の保護：保護めがね、フェイスシールドに加えて、ビニールカーテンやサイズの小さいアクリルボード（レジ・受付業務など）が該当する。

表 6. (B) 人の密集度が低い場所で、相手と接する時間が長い場合

(B)					職場環境												
					人の密集度が低い (自分の周囲 2 m 以内にいる人は 1 人である)												
					屋外				換気が良い屋内				換気が悪い屋内				
					間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		
					相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	相対湿度 40 % 以上	相対湿度 40 % 未満	
作業内容・個人防護	相手と接する時間（1 回あたり）が 15 分以上	相手のマスク着用あり	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	II		
			会話あり	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	II	I	II		
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II			
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II	
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	I	II	II	II	II	III		
		相手のマスク着用なし	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II	II
			自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	I	II	II	II	II	II	III	
			会話あり	自分の顔面の保護あり	I	II	I	II	I	II	I	II	II	III	II	III	
			自分の顔面の保護なし	I	II	II	II	I	II	II	II	II	III	III	III		
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	II	II	II	II	II	II	II	III	III	III	III	
			自分の顔面の保護なし	II	II	II	III	II	II	II	III	III	III	III	III		

* 間仕切り：床から高さ 1.4 m 程度の高さまで、開放部がなく完全に仕切ることのできるパーティションやアクリルボードが該当する。ビニールカーテン（レジ・受付業務など）は該当しない。

* マスク：不織布マスクや布マスクなどが該当する。マウスシールドは該当しない。

* 顔面の保護：保護めがね、フェイスシールドに加えて、ビニールカーテンやサイズの小さいアクリルボード（レジ・受付業務など）が該当する。

表 7. (C) 人の密集が高い場所で、相手と接する時間が短い場合

(C)				職場環境											
				人の密集度が高い (自分の周囲 2 m以内に2人以上の人がいる)											
				屋外				換気が良い屋内				換気が悪い屋内			
				間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし	
				相対湿度40%以上	相対湿度40%未満	相対湿度40%以上	相対湿度40%未満	相対湿度40%以上	相対湿度40%未満	相対湿度40%以上	相対湿度40%未満	相対湿度40%以上	相対湿度40%未満	相対湿度40%以上	相対湿度40%未満
作業内容・個人防護	相手と接する時間（1回あたり）が15分未満	相手のマスク着用あり	会話なし	ほとんどの	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I
			会話なし	ほとんどの	自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	I	I	II
			会話あり	ほとんどの	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	II	I	II
			会話あり	ほとんどの	自分の顔面の保護なし	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	II	II	II	III
		相手のマスク着用なし	会話なし	ほとんどの	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II
			会話なし	ほとんどの	自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	II	II	II	III
			会話あり	ほとんどの	自分の顔面の保護あり	I	II	I	II	I	II	I	II	III	III
			会話あり	ほとんどの	自分の顔面の保護なし	I	II	II	II	I	II	II	II	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	II	II	II	II	II	II	II	III	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護なし	II	II	II	III	II	II	III	III	III	III

*間仕切り：床から高さ1.4m程度の高さまで、開放部がなく完全に仕切ることのできるパーティションやアクリルボードが該当する。ビニールカーテン（レジ・受付業務など）は該当しない。

*マスク：不織布マスクや布マスクなどが該当する。マウスシールドは該当しない。

*顔面の保護：保護めがね、フェイスシールドに加えて、ビニールカーテンやサイズの小さいアクリルボード（レジ・受付業務など）が該当する。

表 8. (D) 人の密集が高い場所で、相手と接する時間が長い場合

(D)					職場環境												
					人の密集度が高い (自分の周囲 2 m以内に2人以上の人がいる)												
					屋外				換気が良い屋内				換気が悪い屋内				
					間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		間仕切りあり		間仕切りなし		
					相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	相対湿度 40%以上	相対湿度 40%未満	
作業内容・個人防護	相手と接する時間（1回あたり）が15分以上	相手のマスク着用あり	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	I	I	I	I	I	I	II	II	II	II	
			会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護なし	I	I	I	II	I	I	I	II	II	II	III	
			会話あり	ほとんど	自分の顔面の保護あり	I	II	I	II	I	II	I	II	II	III	II	III
			会話あり	ほとんど	自分の顔面の保護なし	I	II	II	II	I	II	II	II	II	III	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	II	II	II	II	II	II	II	II	III	III	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護なし	II	II	II	III	II	II	II	III	III	III	III	III
		相手のマスク着用なし	会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護あり	II	II	II	II	II	II	II	II	III	III	III	III
			会話なし	ほとんど	自分の顔面の保護なし	II	II	II	III	II	II	II	III	III	III	III	III
			会話あり	ほとんど	自分の顔面の保護あり	II	III	II	III	II	III	II	III	III	III	III	III
			会話あり	ほとんど	自分の顔面の保護なし	II	III	III	III	II	III	III	III	III	III	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護あり	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III
			会話あり	大声での	自分の顔面の保護なし	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III	III

*間仕切り：床から高さ1.4m程度の高さまで、開放部がなく完全に仕切ることのできるパーティションやアクリルボードが該当する。ビニールカーテン（レジ・受付業務など）は該当しない。

*マスク：不織布マスクや布マスクなどが該当する。マウスシールドは該当しない。

*顔面の保護：保護めがね、フェイスシールドに加えて、ビニールカーテンやサイズの小さいアクリルボード（レジ・受付業務など）が該当する。

(3) 事例紹介

1 小規模小売店でのレジ業務

職場環境：店舗内が人で混雑することはほとんどない。商品棚が多く、換気は良いとはいえない。間仕切りなどを設置することも難しい。

作業内容：客と接する時間は5分未満、客にマスク着用は義務づけていないが、会話はほとんどない。

判定：リスクレベルⅡ

対策：入口ドアの定期的な開放と、客に対して、入店時のマスク着用を徹底した（マスク非着用者の入店お断り）。

対策後判定：リスクレベルⅠ

2 小規模の居酒屋

職場環境：最近では、週末も客は多く、換気は良いとはいえない。

作業内容：客と接する時間は5分未満、飲食店なので客のマスク着用難しい。従業員の声出しは行っていない。

判定：リスクレベルⅢ

対策：排気口に向かって風を送るためのサーキュレータを複数設置し、換気性能を向上させた。また、客に食事中以外はマスクの着用をお願いすること、大声での会話は控えてもらうこと、従業員との会話も最低限にしてもらうことを周知した。従業員には顔面全体を覆うフェイスシールドを準備した。

対策後判定：リスクレベルⅠ or Ⅱ

3 個人経営の理容店

職場環境：理容師1名の個人経営の理容店である。店舗は広くないが換気は良く、常に理容師と客の2人のみである。

作業内容：客との会話は多い。

判定：リスクレベルⅡ

対策：相手にマスク（鼻口を覆う布）を着用してもらった。

対策後判定：リスクレベルⅠ

4 座席数10席以上ある美容室

職場環境：常時5名以上の美容師が働いている美容室である。スタッフ・客同士の距離は近いが、換気は良い。間仕切りなどを設置することも難しい。

作業内容：客にマスク着用は義務づけておらず、会話も多い。

判定：リスクレベルⅢ

対策：相手にマスク（鼻口を覆う布）を着用してもらい、会話も最小限にした。湿度管理の徹底とフィルタ式空気清浄機の設置、美容師はフェイスシールドまたは保護メガネの着用を行った。

対策後判定：リスクレベルⅠ or Ⅱ

5 学習塾（集団塾）

職場環境：1クラス20人の学習塾である。ビルの管理者にお願いして、換気のパフォーマンスは上げてもらった。間仕切りなどは設置していない。

作業内容：双方向性の教育を重視しており、講師は大きな声を出すことが多かった。生徒へのマスク着用は義務づけていた。

判定：リスクレベルⅡ～Ⅲ

対策：可能な限り教壇や生徒の席の距離を開けた。講師は、ポータブル拡声器を使用して授業を行い、講義中はフェイスシールドを着用するようにした。

対策後判定：リスクレベルⅠ

6 カラオケボックス

職場環境：カラオケボックス店で、店長1名、フロアスタッフが2～4名、調理スタッフが0～1名のカラオケ店である。受付場所の裏、バックヤードの横に調理室があるため、排気装置を入れていけば、換気性能は非常に高い。フロアスタッフの業務は、カラオケルームのトラブル対応と清掃、フード・アルコールメニューの運搬（ソフトドリンクはセルフサービス）である。各カラオケルームは、各室内に吸排気設備が設置されており、換気性能は非常に高い。

作業内容：ルーム清掃は1部屋5～10分程度で、使い捨てマスク、使い捨て手袋、保護メガネを着用している。

判定：リスクレベルⅠ

対策：追加対策として、1時間に一回5分、入り口ドアと店内窓の開放を行った。

対策後判定：リスクレベルⅠ

7 カラオケ喫茶（カラオケスナック）

職場環境：ビルの一室にあるカラオケ喫茶（30m²、座席数20席、ステージあり）で、従業員は、店長1名、ホールスタッフ1名である。店内は、フロア（シート席・カウンター席）と簡易キッチンが設置されているが、その他の部屋はない。フロアに非常に古い吸排気設備が設置されている。

作業内容：従業員は、飲食物の運搬やカラオケ機器のセッティングなどが主な業務である。従業員は常時マスクを着用しているが、ほとんどの客は利用中マスクを着用していない。

判定：リスクレベルⅢ

対策：座席数を最大14席に減らし、従業員待機スペースを設置した。店内のビル管理会社に依頼して吸排気設備の点検を行った。合わせて、店内の気流の確認を行い、気流が客の前を通過し、排気口に向かうようにサーキュレータを複数配置した。1時間に一回、カラオケを中止し、入り口ドアの5分開放と手指消毒、客による各自周辺の清拭消毒を実施した。入り口ドアステージにはマイクスタンドと透明パーテーションを設置した。フィルタ式空気清浄機をシート席横にいくつか設置した。客の入店時の手洗い、歌を歌っていない時や飲食していない時のマスク着用、飲食物の共有禁止を徹底した。従業員は、マスクとフェイスシールドの着用、作業ごとの手洗いを徹底した。

対策後判定：リスクレベルⅡ

5. 付帯設備（会議室・喫煙所・休憩室・食堂など）

（1）会議室

- 対面会議を開催する場合、参加者は会議出席が必須な者のみ（必要最低限）とする。また、オンラインによる遠隔会議の実施を検討する。
 - 会議室は、会議方法によっては、前章の衛生管理マトリックスで「(D) 人の密集が高い場所で、相手と接する時間が長い場合」に当てはまる可能性がある。
 - 会議参加者の制限や、オンラインによる遠隔会議の活用、対面と遠隔会議の併用などを検討する。

（2）喫煙場所

- 屋内喫煙所ではマスクを外すことから、会話や飲食は禁止し、対人距離を2m以上確保できるよう、利用人数を制限するため定員を定める。
 - 喫煙は、手が口元に行く行為であり、感染予防が難しい行動である。喫煙者の重症化リスクも報告されており、感染予防・重症化予防の点から「喫煙室の閉鎖」あるいは「屋外に設置」を検討することが望ましい。

（3）更衣室

- 更衣室内での会話禁止を徹底する。
- 定期的な清掃を行い、清潔維持に努める。
 - （事例）職場内の更衣室

環 境：屋内遊戯業の更衣室は、非常に狭く換気も悪い。

現状課題：開店20分前になると、最大で10名前後の従業員が一斉に制服に着替えるために更衣室を利用し、開店間際まで会話していることが多かった。

判 定：リスクレベルⅢ

対 策：更衣室内での会話禁止、マスク着用の徹底を周知した。制服を着用して出社すること（その他、制服をエプロンに変更することを検討）を認めたことで、更衣室利用者は、最大で4名程度になった。

対 策 後：リスクレベルⅠ

(4) 食堂・休憩室

- ☐ 入室前の手洗いを徹底する。
- ☐ 利用人数の制限や利用時間の分散を行う。
- ☐ アクリル版などの遮蔽物をテーブルに設置する。
- ☐ 食事中の会話を禁止する
- ☐ 休憩室で食事をする場合、食事中的会話は禁止し、食事を終えマスクを着用してから会話する。

- (事例) 中規模小売店の休憩所

職場環境：休憩所は、バックヤードの片隅の狭い部屋で、換気もよくなく、人が10名入ると圧迫感を覚える。

現状課題：昼休憩は交代で、5～6名の従業員と一緒に食事をとることが多く、従業員同士の会話も多い

判定：リスクレベルⅢ

対策：休憩所の利用を4名までとして、席も2m程度離して設置し、間仕切りを設置した。飲食中の会話は原則禁止とした。大勢で会話する場合、屋内休憩所ではマスク着用かつ最小限にすること、または屋外で行うよう周知した。

対策後：リスクレベルⅠ

- (事例) 大規模小売店の食堂

職場環境：元々50平方メートル程度の飲食（食堂）フロアに40席分配置していた。従業員利用時は、換気扇をすべて入れていた。従業員の食事中的ルールは、特にない。

現状課題：最大混雑時は、満席になることがある。

判定：リスクレベルⅢ

対策：席数を減らし、併せて利用時間の分散（売り場・テナント店毎に利用可能時間の指定）を行い、最大混雑時でも30名前後となった。また、食事中的会話は禁止とした。

対策後：リスクレベルⅠ～Ⅱ

(5) 給湯室

- ☐ ゴミの管理を徹底する。マスクや鼻をかんだティッシュはごみ箱を別に設置する。ごみの回収などを行う際にはマスクを着用し、作業後は必ず手を洗う。

(6) エレベーター

- ☐ エレベーター内では、マスクを着用し、会話しない。
 - エレベーターには、換気扇や換気口が設置してあることが多く、エレベーター内で相手と接する時間も非常に短いため、マスクを着用し、会話をしなければリスクレベルⅠであり、問題ない。

(7) トイレ・手洗洗面台

- ☐ 便器にフタがある場合は、フタを閉じて流すことを推奨する。
 - 新型コロナウイルスは、尿や糞便からも検出されており⁴⁶⁻⁴⁸⁾、尿や糞便中に存在する新型コロナウイルスによって感染する可能性がある^{49, 50)}。便器中で水の乱流が作り出す極小の飛沫が、空気中に最大で床から1 m強の高さまで放出され、1 分余り空気中に残存することがシミュレーションされている⁵¹⁾。
- ☐ 手洗洗面台などに、正しい手洗いの方法を啓発するポスターを掲示する。
- ☐ ペーパータオルの設置あるいは個人用ハンカチやハンドタオル携帯を徹底する。
- ☐ 清掃時のマスク・手袋着用、清掃時の換気を徹底する



6. その他の留意事項

(1) 関係企業（関連会社、派遣会社、業務委託会社など）の従業員への対応

- ☐ 関係企業と事前に協議し、連絡ルートや方針を決定し、相互に周知を徹底する。
- ☐ 派遣元、委託先企業との定期的な情報共有を実施する。

(2) 外国籍従業員への対応

- ☐ 事業場のルールが適切に伝わるように、責任者（店長、上司など）から直接説明する。
 - ・ 厚生労働省では日本語だけでなく、多言語ややさしい日本語での解説・リーフレットが準備されている（<https://www.covid19-info.jp/>）

(3) 出張・外勤・研修に参加する社員の感染予防対策

- ☐ 会議・打合わせは、オンラインによる遠隔で行うことを検討する。
- ☐ 出張・外勤は、必要最小限の人数で、出張先の場所、時間、面会相手などを記録に残す。
- ☐ 新型コロナウイルス感染症の訪問元地域と訪問先地域の流行状況（政府および各都道府県行政の警戒レベル判断）に応じて、出張の基準を設定する。

(4) 通勤

- ☐ 公共交通機関（バス、電車など）を使用する場合は、マスクを着用する。
- ☐ 公共交通機関を利用しない通勤方法、自家用車・自転車通勤などを検討する。

(5) 不適切あるいは過剰な感染予防対策について

- ☐ 職場における根拠がなく過剰とも考えられる感染予防対策は、従業員に不利益をもたらしたり、逆に感染リスクを高めたりすることがあるため、基本は、本マニュアルに記載されている感染予防対策を着実に実施することが重要である。
 - ・ 以下に、不適切あるいは過剰な感染予防対策を示す。
 - ・ レジ業務における従業員のゴム手袋の着用
レジ業務を行う際は、ゴム手袋の着用は感染予防対策とはならない（ウイルスは皮膚からは侵入しない）。これらの対策によって、従業員の手洗い・手指消毒への意識が低くなることは避けなければならない。なお、感染予防対策としてではなく、業務上の理由でゴム手袋の着用をすることは否定しない。

- ・ 全従業員に対するPCR検査・抗原検査の実施

PCR検査・抗原検査は、検査時点（現時点）における新型コロナウイルス感染の有無を確認するものである。今後の感染の可能性に影響を与えず、検査結果を対策に生かすことはできないため、事業場で実施する意味はない。また、どんなに高い精度の検査であっても、偽陽性や偽陰性は発生することも留意する。

- ・ 手指消毒薬の内容の非表示

消毒薬を別の容器に移し替えて使用する場合は、必ず薬品名を表示する。人によっては、特定の薬品によって健康障害が引き起こされる可能性がある。

- ・ 手指消毒薬として、濃度不明なエタノール消毒薬や、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水の使用

エタノールによる手指消毒は、その濃度が適切（60～95％）なものを使用しなければ、感染予防効果が得られない可能性がある。また、次亜塩素酸ナトリウムは、非常に強いアルカリ性液であり、直接触れると皮膚炎症を起こす可能性があり、手指消毒に使用してはならない。次亜塩素酸水は、手指消毒薬として十分な評価が行われていないため使用しない。

- ・ 消毒剤の噴霧や空間除菌の使用

新型コロナウイルス感染は、主に飛沫感染と接触感染の2つの感染ルートであるが、消毒剤の噴霧や空間除菌の使用では、いずれも断てない。また、製品によっては、安全性が確認されていない可能性がある。

- ・ その他

過剰な感染予防対策を実施することにより、かえって不利益が生じることがないようにする。

（例1）消毒薬等のポンプ部分に触れると感染する可能性があると考え、店内の消毒薬やハンドソープをすべて撤去した。

（例2）フィジカルディスタンスが保てないという理由で、男性用トイレの床置小便器を一部使用できないようにした（男性トイレの外で、混雑が生じた。）

（6）個人情報・プライバシーへの配慮

☐ 適正な個人情報管理とプライバシーへの配慮を行う。

- ・ 従業員の健康情報等は、従業員の健康確保のために有効活用することが求められる一方で、従業員本人の意図に反して不適正な取り扱いが行われた場合、従業員が不利益な取り扱いを受けるおそれもあるため、慎重な取り扱いが必要である。

☐ 従業員の健康情報を管理するために必要な措置を定める。

- ・ 労働安全衛生法では、事業者に対し、労働者の心身の状態に関する情報（健康情報）を適正に管理するために必要な措置（健康情報取扱規定の策定）を講ずることが義務づけられている³⁸⁾。

7. その他（情報リソース）情報収集について

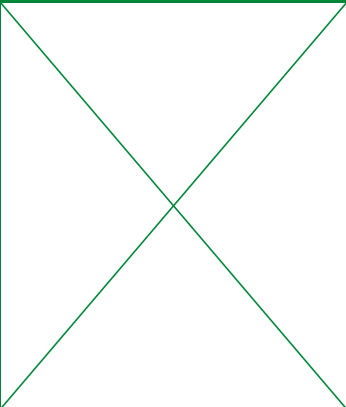
- 厚生労働省，新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 公益社団法人日本産業衛生学会，新型コロナウイルス感染症情報
<https://www.sanei.or.jp/>
- 国立感染症研究所，新型コロナウイルス（COVID-19）関連情報ページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>
- 一般社団法人日本感染症学会，新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について
http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31
- 一般社団法人産業保健法学会，新型コロナ労務Q&A,
<https://jaohl.jp/qa/>
- 日本疫学会，新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://jeaweb.jp/covid/>
- 日本公衆衛生学会，新型コロナウイルス関連情報特設サイト
<https://www.jsph.jp/covid/>

8. 参考ガイドライン

- 職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド（一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会）
- 家電量販店における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（大手家電流通協会）
- 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会，一般社団法人全国スーパーマーケット協会他）
- 書店における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（日本書店商業組合連合会）
- 商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針（全国商店街振興組合連合会）
- 理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国理容生活衛生同業組合連合会）
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人日本フードサービス協会，一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）
- エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（特定非営利活動法人日本エステティック機構，一般社団法人日本エステティック振興協議会）
- 指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン（一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会）
- 全国銀行協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（一般社団法人全国銀行協会）

9.

参考資料

社員が					
濃厚接触者ではない	濃厚接触者ではない		濃厚接触者である		感染した (PCR検査の結果が陽性)
	(-)	(+)	(-)	(+)	(-) (+)
濃厚接触者ではない	(-) 出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		
	(+) 出社可 or 自宅待機 社員の同居家族がPCR検査を受けることになる。家庭内での感染予防対策を徹底して出社することも可能。もしくは、同居家族のPCR検査結果が出るまで出社を待たせる。				
濃厚接触者である	(-) 出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状が改善傾向である ^(b) 。
	(+) 出社可				
感染した (PCR検査の結果が陽性)	(-) 出社可	自宅待機 1) PCR検査を受けさせることを検討する。陰性で、かつ新型コロナウイルス感染症が強く否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している状態を確認して復帰させる。 2) PCR検査を受けない場合は、以下の基準に基づいた職場復帰を推奨する。 →＜職場復帰の目安＞ ①発症後に少なくとも8日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状 ^(b) が改善傾向である。	自宅待機 社員がPCR検査を受けることになる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。		出社不可 →＜職場復帰の目安＞ 次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。 ①発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。 ②解熱後に少なくとも72時間が経過しており ^(a) 、発熱以外の症状が改善傾向である ^(b) 。
	(+) 出社可				

* 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離（目安は1m）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者などが該当する。原則として全ての「濃厚接触者」に対してPCR検査が行われる。

(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用していない

(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遅延することがある）

10. 引用文献

- 1) Chan JF, Yuan S, Kok KH, et al. A familial cluster of pneumonia associated with the 2019 novel coronavirus indicating person-to-person transmission: a study of a family cluster. *Lancet*. Feb 15 2020;395(10223):514-523. doi: 10.1016/S0140-6736(20)30154-9
- 2) Liu J, Liao X, Qian S, et al. Community transmission of severe acute respiratory syndrome coronavirus 2, Shenzhen, China, 2020. 2020;
- 3) Huang C, Wang Y, Li X, et al. Clinical features of patients infected with 2019 novel coronavirus in Wuhan, China. *The lancet*. 2020;395(10223):497-506.
- 4) World Health Organization. Infection Prevention and Control of Epidemic-and Pandemic-prone Acute Respiratory Infections in Health Care. World Health Organization. Accessed 30, October, 2020.
https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/112656/9789241507134_eng.pdf;jsessionid=41AA684FB64571CE8D8A453C4F2B2096?sequence=1
- 5) Hinds WC. *Aerosol technology: properties, behavior, and measurement of airborne particles*. John Wiley & Sons; 1999.
- 6) 日本エアロゾル学会. エアロゾルとは. Accessed 1 November, 2020.
https://www.jaast.jp/new/about_aerosol.html
- 7) 厚生労働省. 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application. 厚生労働省. Accessed 10 October, 2020.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 8) Centers for Disease Control and Prevention. Symptoms of Coronavirus. Centers for Disease Control and Prevention. Accessed 1 October, 2020.
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/symptoms-testing/symptoms.html>
- 9) World Health Organization. Coronavirus. World Health Organization. Accessed 30, October, 2020.
https://www.who.int/health-topics/coronavirus#tab=tab_3
- 10) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き2020 第3版 (厚生労働省) (2020).
- 11) He X, Lau EHY, Wu P, et al. Temporal dynamics in viral shedding and transmissibility of COVID-19. *Nat Med*. May 2020;26(5):672-675. doi: 10.1038/s41591-020-0869-5
- 12) Cheng HY, Jian SW, Liu DP, Ng TC, Huang WT, Lin HH. Contact Tracing Assessment of COVID-19 Transmission Dynamics in Taiwan and Risk at Different Exposure Periods Before and After Symptom Onset. *JAMA Intern Med*. Sep 1 2020;180(9):1156-1163. doi: 10.1001/jamainternmed.2020.2020
- 13) 厚生労働省. 自治体・医療機関向けの情報一覧 (事務連絡等) (新型コロナウイルス感染症). 厚生労働省. Accessed 9 October, 2020.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html
- 14) 厚生労働省. 新型コロナウイルスに関するQ&A (企業の方角け). 厚生労働省. Accessed 17, October, 2020.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 15) 厚生労働省. 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針. 厚生労働省. Accessed 30, October, 2020.
<https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/var/rev0/0113/5692/kinto005.pdf>
- 16) Liang M, Gao L, Cheng C, et al. Efficacy of face mask in preventing respiratory virus transmission: a systematic review and meta-analysis. *Travel Medicine and Infectious Disease*.